

Vol. 149 May. 23. 2007

平成 18 年度事業報告	1
概 況	
総 務 関 係	3
監査・登記・定時総会・理事会・正副会長会議	
本 部 事 業 活 動	17
[政策委員会／食品取引改善協議会]・執行運営委員会・新価格体系再構築委員会・ 賛助会員幹事店会・[賛助会員幹事店会／新価格体系再構築委員会合同会議]	
ワーキンググループ活動	37
食育に関するワーキンググループ・公正取引問題対応ワーキンググループ・消費税対応 ワーキンググループ・環境問題対応ワーキンググループ・EDIワーキンググループ	
研究会活動	41
情報システム研究会・物流問題研究会・商品開発研究会・法務研究会・労務管理研究 会・ネットワーク検討会	
受託事業	57
SKDBC事務局業務受託・第 1 回 運営委員会・第 2 回 運営委員会	
支 部 活 動	60
近畿・東海・関東・九州沖縄・東北・四国・北海道・北陸・中国	
事 務 局 活 動	83
◇関連官庁・諸団体	83
◇庶務事項	85
◇平成 18 年度活動状況	86
◇会員動向	91
会員・事業所・賛助会員動向推移表／会員・事業所会員・賛助会員動向表／支部別会員 及び事業所会員内訳／入会会員／入会事業所会員／入会賛助会員／退会会員／退会事 業所会員	
◇財務諸表	
平成18年度収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録・監査報告書	95
◇平成19年度事業計画(案)・平成19年度実施計画(案)	103
◇平成19年度収支予算案	105
新年度事業活動	106
業 務 日 誌 よ り	112

理 事 会

日 時 平成19年 5 月 24 日（木） 12時30分～
場 所 レベル21 東京會館 シルバールーム
電話（03）5255－1515

<議 案>

第 1 号議案 定時総会提出議案の確認の件
第 2 号議案 理事会運営体制の件
第 3 号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成19年 5 月 24 日（木） 14時～15時30分
場 所 レベル21 東京會館 スタールーム
東京都千代田区大手町2－2－2 アーバンネットビル21階
電話（03）5255－1515

<議 案>

第 1 号議案 平成18年度事業報告に関する件
第 2 号議案 平成18年度収支決算報告に関する件
第 3 号議案 会員の動向に関する件
第 4 号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
第 5 号議案 平成19年度事業計画案に関する件
第 6 号議案 平成19年度収支予算案に関する件
第 7 号議案 一部役員改選に関する件
第 8 号議案 その他

以 上

平成 18 年度事業報告

概 況

平成18年度を顧みると、景気の拡大局面は、いざなぎ景気を超え戦後最長といわれるが、輸出主導型で家計部門への波及がなく、「実感なき景気回復」といわれた。したがって業界環境においても原油高騰による原料・資材の上昇と小売業の店舗間競争の激化から、「川上インフレ・川下デフレ」がより鮮明化して市況が一層低価格化し、加えて人件費、運賃等の高騰への対応にも迫られ、まさに極限状態の経営を強いられた年度であった。また、少子高齢化社会の顕在化による人口減少から、市場規模そのものが縮小する構造的変化に対応するため、メーカー、卸、小売の各層で大型の再編が進展、加速した年度でもあった。

一方、本部活動としては、本部組織を革新して2年目に入り、事業活動をより本格的軌道に乗せるべく基本方針を策定し活動を行った。特に今期は、全体的な量的拡大は望めない状況下、収益改善は業界の喫緊の課題と認識し、期の途中ではあったが「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」を立ち上げ、業界の経営改善の環境作りと業界の結束を醸成する活動に注力した。

各支部においても、順調に事業計画のほとんどを実践できたものとする。また本部と各支部とのコミュニケーション強化も意図し、今期は支部総会等に本部から複数の人数で参加し情報の共有化にも努めた。こうした活動を行えた背景には例年の如く賛助会員各位の全面的協力や農林水産省を始めとする諸官庁の指導、加えて(財)流通システム開発センター・全国卸売酒販組合中央会・(社)日本缶詰協会・日本製缶協会・(社)日本パインアップル缶詰協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたるご配慮があったからに他ならない、改めて御礼を申し上げる。

以下事業別に概観し、その後に個別事業別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

長期化するデフレ傾向の中で食品流通の取引環境を抜本的に見直す契機とすべく、期中から組織強化も行なって調査研究事業を推進した。特に、「大規模小売業告示」が施行されて丸1年が経過し、どのように現場に定着したか、取引慣行がどのように是正されたか、専用センターの装備率やセンターフィの状況等について全国的規模で調査を行い、具体的に貴重な情報も得て最終的に「価格制度の再構築への提言」や「食品流通業における取引慣行の実態調査に関する報告書」としてまとめる事ができた。

また、消費税の問題に関しては、関係団体の主催で製・配・販のそれぞれの立場から現状における課題について意見を述べる機会を得て、流通における各層の課題を認識し大変有意義であった。

EDIの分野においては、販促金請求データの効率的運用を目指して、商品の紐のつかない販促金の摘要コード化に取り組み、利用者双方の処理効率の向上を図った

環境問題では「改正省エネ法」へのスムーズな対応を求めて、協会がまとめたガイドラインを補足する運用ルール作成に注力した。

物流問題関連では、改正道路交通法の施行に絡み、食料品の都市内物流の円滑な推進を図る

ことを目的に「食料品都市内物流円滑化推進協議会」の設立に参加した。

商品開発研究会では、幹事有志企業が商品クレームの情報を持ち寄って内容分析を行い食の安心・安全に対する対応策について研究した。

法務研究会では「新会社法」や「個人情報保護法」「従業員派遣の実態についてのスキーム」等を議題として各社の対応策について意見交換した。

労務管理研究会では「労働基準法」改正に伴う対応策や「長時間労働と健康管理」「安全衛生委員会の取り組み課題」等の議題を中心に意見の交換を行い、食品流通業における労務問題の研究を行った。

支部では**関東支部流通業務委員会**が継続事業として「物流コスト」「返品実態」「物流動向」「在庫回転状況」について調査し各担当企業が分析報告を行った。

Ⅱ. 普及・啓発・実践事業

本部の活動としては、各支部の総会時における本部事業活動報告の場面を活用して、「改正省エネ法」への対応ガイドライン、「食品リサイクル法」への対応ガイドライン、「大規模小売業告示の概要」、「商品売買取引基本契約書」便覧等前期の成果物内容と今期のW・Gの活動状況について説明を行い普及・啓発に努めた。

また、**情報システム研究会**ではまじかに迫った、「GTIN」への対応実務」と「次世代標準EDI」に関して製・配・販の実務者による講演会を企画し、販促金EDI化の普及啓発事業としては「**販促金のEDI化による業務革新の事例セミナー**」を開催し、メーカー、卸の業務事例を紹介した。

環境問題では「改正省エネ法」への業界としての対応について、協会がまとめたガイドラインを活用し、(社)日本ロジスティクスシステム協会・JILS総合研究所の協力も得て「**改正省エネ法対策研修セミナー**」を開催した。**物流問題研究会**では、インフラ整備を意図して「**卸店・メーカー間用統一伝票**」を提案し、具体的営業活動を当協会の関連企業であるフーズ・ロジスティクス・ネットワーク株式会社に委ね普及を図った。**商品開発研究会**では、5月から施行された「**残留農薬等のポジティブリスト制度**」への対応について研修会を行い、この制度の基本的な考えと留意事項を整理し本制度の基本的理解を深めた。さらに「加工食品品質表示基準の改正について」の研修会を実施して食品関連の法律的知識を深めた。

この他、研修事業として**東海支部**が6月7日(水)、**関東支部**が6月13日(火)、**中国支部**が6月14日(木)、**九州沖縄支部**が6月21日(水)、**四国支部**が6月30日(金)、**北海道支部**が7月10日(月)にそれぞれ支部総会時に講演会を開催した。この他**東北支部**が10月27日(金)、**北陸支部**が11月16日(木)、**近畿支部**が2月22日(木)、**関東支部**が3月20日(火)に研修会を開催した。

また、**関東支部**は流通業務委員会が主催して商品研修会を実施し、トヨタカスタマーズセンターで「トヨタ生産方式の基礎」を学び、サッポロビール千葉工場でビールの製造工程と物流システムを研修しビール産業の巨大装置産業たる実情を視察した。

実践事業としては、**フーズロジスティクスネットワーク(株)**(略称:FLN)は、年間取り扱い数量を595万ケースまで増加させて事業の安定化を図り単年度の黒字化を達成した。

Ⅲ. 本部活動

関連省庁からの周知徹底事項など情報伝達を効率的に行うべく、昨年から当協会のホームペ

ージにリンク機能をもたせた「お知らせ欄」を設けたが、今期は14項目の情報を掲載した。また、新公益法人会計基準の施行に合わせて新基準の会計ソフトを導入して、今期より会計制度を新会計基準に移行した。

酒類・加工食品データベースセンター（略称：SKDBC）の事務局業務を継続して受託し、組織の発展的対応策等について具体的に提言した。

今期より日本小売業協会に加盟し、流通小売業の振興と発展を目的とした活動に食品卸売業として参加した。

— 事業担当別活動状況 —

総 務 関 係

〔監査〕

上半期（平成18年4月1日～18年9月30日）については、10月16日（月）に、下半期（平成18年10月1日～平成19年3月31日）については平成19年4月12日（木）に監事の方にて監査が実施された。

〔登記〕

平成18年5月30日（火）の総会終了後、平成17年度登記事項について、東京法務局において6月30日に登記が完了した。

〔定時総会〕

平成18年度の第13回定時総会は平成18年5月30日（火）14時より鉄道会館ルビーホールにて定時総会が開催された。今回は任期満了に伴う役員改選や会費の改訂に関する件等重要事項の案件が審議された。

5月30日（火）鉄道会館ルビーホールに於いて14時より定時総会が開催された。

議 案	第1号議案	平成17年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成17年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成18年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成18年度収支予算案に関する件
	第7号議案	役員改選に関する件
	第8号議案	その他

出欠状況	会員総数	171社	出席会員	31社	委任状出席	108社	計139社
	出席賛助会員	80名	事業所会員	4名			

来賓出席者 農林水産省総合食料局 流通課

課 長 今井良伸 殿
商業調整官 布田 悟 殿
係 長 平野靖幸 殿

第1号議案 平成17年度事業報告に関する件

第2号議案 平成17年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に対し、この両案は関連あるので続けて説明報告するよう指示があった。

事務局は会報Vol. 144号と別冊レポート「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の概要と解説、「商品売買取引基本契約書」便覧、「食品リサイクル法」への対応ガイドライン、「改正省エネ法」への対応ガイドラインを資料（別添）として次の如く報告を行った。

①概況 ②総務関係 ③本部事業活動 ④各支部活動 ⑤事務局活動、そして平成17年度の収支決算状況（収入合計43,632,279円及びその内訳・予算比、支出合計43,245,892円、その内訳・予算比、次期繰越収支差額12,881,098円、その内訳を貸借対照表と財産目録の如く報告）。

議長はここで横山敬一監事に監査報告を求めた。

横山監事は「平成18年4月11日（火）に萩原弥重監事、牧明夫監事の三名により監査を実施した。当日業務内容の報告を受け、財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され、報告の事実と相違ない事を確認した」と報告した。

議長は第1号、第2号両議案の質疑を求めたが、異議なく拍手をもって承認された。

第3号議案 会員の動向に関する件

議長から説明を求められ、事務局は資料を元に退会会員8社、退会事業所会員10社、入会会員1社、入会事業所会員14社、入会賛助会員18社を報告。

議長はこれについての承認を求め、拍手で承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成17年11月の理事会において承認された会費改正案をもとに、本年1月に行った会員名簿調査表（自主申告による売上高記入）に基づき、売上ランクを決定し売上高ランクによる会費改定額（売上高基準につきましては、企業単体毎の全体売上高であり、平成13年度の特別適用措置である酒類・菓子・冷凍食品・及び生鮮3品を含めない種類別売上高基準を廃止）とする事と例年通り6月末日までに各社一括で、振込手数料各自負担にて、指定口座に振込む事になると説明した。（売上高基準は内規により3年毎に見直す）

議長はこれについて意見を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

会費改正は次の通り。

◎「正会員」

(売上高ランク)	(現在額)		(改定額)	(増加額)
・ 50 億円未満	40,000 円	⇒	40,000 円	0 円
・ 50 億円以上	45,000 円	⇒	45,000 円	0 円
・ 100 億円以上	70,000 円	⇒	70,000 円	0 円
・ 500 億円以上	140,000 円	⇒	160,000 円	20,000 円
・ 1,000 億円以上	180,000 円	⇒	210,000 円	30,000 円
・ 1,500 億円以上	260,000 円	⇒	300,000 円	40,000 円
・ 2,000 億円以上	350,000 円	⇒	400,000 円	50,000 円
・ 3,000 億円以上	500,000 円	⇒	600,000 円	100,000 円
・ 5,000 億円以上	500,000 円	⇒	1,500,000 円	1,000,000 円
・ 7,000 億円以上	500,000 円	⇒	2,000,000 円	1,500,000 円
・ 1 兆円以上	500,000 円	⇒	3,000,000 円	2,500,000 円

※売上高については単体毎の全体売上高とする。平成 13 年度適用の種類別売上高の適用措置を廃止する。

◎「事業所会員」⇒現行のまま据え置き

◎「賛助会員」⇒ //

◎「団体賛助会員」⇒ //

第 5 号議案 平成18年度事業計画案に関する件

第 6 号議案 平成18年度収支予算案に関する件

議長より両案関連あるので、続けて事務局より説明させたいとの指示があり、Vol. 144号を資料として、業界背景と当協会の果たすべき使命というスタンスから、調査研究事業、普及・啓発・実践事業、本部活動に分けて中島政策委員長が事業計画を説明、その計画に基づいた収支予算を事務局が説明した。

そして、平成18年1月20日（金）開催の理事会議決事項である「平成18年度暫定収支予算」を内包する平成18年度の収支予算案を次の如く説明した。

前期繰越収支差額12,881,098円、当期収入合計55,824,000円、当期支出合計55,397,000円、次期繰越収支差額13,308,098円（それぞれの内訳概要と対前年予算比）。

議長はこれについての承認を求めたが、意見もなく拍手で承認された。

第 7 号議案 役員改選に関する件

議長は「本年は全役員任期満了につき、改選となる。改選について何れか出席者より意見があれば先に賜りたい、と諮ったが、意見は無かった。

そこで、午前中に行われた理事会において決定した推薦候補案を提出したが、原則として全員に再任をお願いした。しかし会社人事の都合で一部の方より後任の推薦があった。

事務局より説明させたいと発言。

事務局は資料に基づき再任以外の部分について報告した。

議長はこの役員候補の承認を求めたが、異議なく拍手で認められた。

議長は謝辞を述べ、ここで退任される方への労をねぎらった。また、承認を受けた候補者全員に対し、就任の承諾を確認した所、全員が承諾した。

続いて議長は、全役員に対し、会長、副会長、専務理事の互選について、午前中の理事会議決の確認のもとに、三役全員が決まった事を報告。微力ながら2年1期を勤めると挨拶した。また個々の紹介は時間の都合で省略し、資料の配布に代えると断った。

第8号議案 その他

議長は、会場の出席者各位から問題提起を求めたが、発言が無かった。

そこで議事審議の終了を告げた。

そして、長時間の審議に対する御礼と今年度のご協力をお願いし、閉会の挨拶とすると結んだ。

事務局は以上で本日の総会が終了した事を告げた。15時15分であった。

平成18年度の役員体制は次の如くであった。

平成18年度 社団法人 日本加工食品卸協会 役員

(平成19年1月1日現在)

(敬称略)

役 員	氏 名	社名・所属	役 職
会 長（非常勤）	國 分 勘 兵 衛	国分株式会社	代表取締役会長
副会長（非常勤）	後 藤 雅 治	株式会社菱食	代表取締役社長
副会長（非常勤）	吉 野 芳 夫	株式会社日本アクセス	代表取締役社長
副会長（非常勤）	濱 口 泰 三	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長
専務理事（常勤）	奥 山 則 康	(社)日本加工食品卸協会	
理 事（非常勤）	山 本 佳 宏	日本アクセス北海道株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	村 山 圭 一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長
理 事（非常勤）	堀 内 琢 夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	津 久 浦 慶 之	コンタツ株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	水 足 眞 一	三井食品株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	濱口吉右衛門	廣屋国分株式会社	代表取締役副会長
理 事（非常勤）	三 枝 皓 祐	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長
理 事（非常勤）	上 田 弘	ユアサ・フナショク株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	磯 野 謙 次	明治屋商事株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	鈴 木 重 一	株式会社梅澤	代表取締役社長
理 事（非常勤）	永 津 邦 彦	株式会社トーカン	代表取締役会長

理 事（非常勤）	桑 島 敏 彰	カナカン株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	加 藤 武 雄	加藤産業株式会社	代表取締役会長
理 事（非常勤）	中 村 成 朗	中村角株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	竹 内 克 之	旭食品株式会社	代表取締役会長
理 事（非常勤）	本 村 道 生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長
理 事（非常勤）	柳 川 信	ヤマエ久野株式会社	代表取締役会長
理 事（非常勤）	中 島 保	学識経験者	
理 事（非常勤）	菱 田 州 男	学識経験者	
理 事（非常勤）	大 野 志 郎	学識経験者	
理 事（非常勤）	成 田 健	学識経験者	
監 事（非常勤）	萩 原 弥 重	株式会社ヤグチ	代表取締役会長
監 事（非常勤）	牧 明 夫	西野商事株式会社	代表取締役社長
監 事（非常勤）	横 山 敬 一	味の素株式会社	常務執行役員
顧 問（非常勤）	尾 崎 弘	伊藤忠食品株式会社	取締役会長

[理事会]

理事会は平成18年度は4回開催された。

◆平成18年4月20日（木）

第1号議案 平成17年度事業報告に関する件

第2号議案 平成17年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より「理事会・定時総会提出資料（案）」及び冊子「大規模小売業告示」の概要と解説、大規模小売業者向け「商品売買取引基本契約書」便覧、「食品リサイクル法」への対応ガイドライン、「改正省エネ法」への対応ガイドライン、他の資料等の確認の後、概略と各資料のポイントについて、次の如く報告をした。

- ① 概要として、概況、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動。
- ② 総務関係として、業務監査（年2回）農林水産省による業務検査（2年毎）、正副会長会議（年2回）、理事会（年4回）、定時総会（年1回）。
- ③ 本部事業活動として、政策委員会・執行運営委員会・賛助会員幹事店会。
- ④ ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、（Aチーム・Bチーム）、消費税対応W・G, EDIW・G。
- ⑤ 研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会、商品開発研究会、法務研究会、労務管理研究会、ネットワーク検討会。
- ⑥ 受託事業として、SKDBCの事務局業務。
- ⑦ 支部活動として、（北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄）。

⑧ 平成17年度収支計算報告（収支計算書・貸借対照表・財産目録）。

議長はここで監事に監査報告を求め、萩原弥重監事は「去る4月11日に監事3名（牧明夫監事、横山敬一監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で認められた。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成17年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 役員改選に関する件

議長より、本年は全員任期満了なので改選されるが、事前に事務局案を策定する様指示したので、事務局案の提示を求めたいと述べた。

事務局は全員の再任を目標として、各役員の内意を諮ったところ、大半の役員の再任の内諾を得たが、企業人事の都合により、次の各氏の再任辞退と共にそれぞれの後任者の推薦と、さらに理事会と政策委員会との情報共有化による運営強化をねらいとした案の報告がなされた。

即ち、	尾崎 弘 理事	伊藤忠食品(株)	濱口泰三氏
	市ノ瀬竹久理事	学識経験者	中島 保氏
	塩田良英 理事	学識経験者	菱田州男氏
	西村 均 理事	学識経験者	大野志郎氏
		(新任)学識経験者	成田 健氏
	廣田 正 顧問	辞任	
	尾崎 弘 理事	(新任)顧問	

議長は今年まで永年に亘り理事を勤めて頂いた方々に対して、深い感謝の念を表明した。その上で、新任候補及び再任候補を定時総会に上程する事の是非について諮ったが、異議なく承認された。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成17年11月の理事会において承認された会費改正案に基づき、自主申告の売上高ランクによる会費改定額（売上高基準につきましては、企業単体毎の全体売上高であり、平成13年度の特別適用措置である酒類・菓子・冷凍食品・及び生鮮3品を含めない種類別売上高基準を廃止）とする事と例年通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第 6 号議案 平成18年度事業計画案に関する件

第 7 号議案 平成18年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成18年度事業計画案について、中島政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業の説明及び計画実行の運営組織について説明。

第 7 号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について資料の如くに策定した根基について説明した。本年度は会員会費の改定並びに賛助会員数の増加により、ここ数年続いた支出超過型予算構造の是正がなされ、健全な財政基盤となる予算との報告がなされた。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第 8 号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成18年 5 月 30 日（火）14 時より鉄道会館ルビーホール12階にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第 9 号議案 その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。

ここで、出席していた市ノ瀬理事・西村理事より、ご挨拶があった。

続いて、その他について事務局に求めた。

事務局は次回の理事会開催予定は、5 月 30 日（火）定時総会の直前、12 時 30 分より理事会を開催することを案内した。

議長より、従来同様ご協力をお願いしたいとの発言と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時30分閉会となった。

以 上

◆平成18年 5 月 30 日（火）

5 月 30 日（火）鉄道会館ルビーホールに於いて12時30分より定時総会に先立ち、理事会が行われ定時総会の提出議案内容の最終確認と本部活動に対する要請事項や支部活動の予定について意見交換を行った。

出欠状況	理事総数	25名中	出席理事	22名	委任状出席	3名	計	25名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計	3名

議案	第1号議案	定時総会提出議案の確認の件
	第2号議案	理事会運営体制の件
	第3号議案	その他

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、重ねて前回説明部分を省略し、その後の動向を含めて報告するよう指示がなされた。

事務局は提出資料に基づき、最新時の「会員動向」について報告した。

議長は、ここで、前回の理事会において承認された新任予定者を紹介した。

続いて

第2号議案 理事会運営体制の件

議長から、ここに居られる新任候補全員が承認されたという事を前提として、予め会長・副会長・専務理事の選任を行っておきたい、として意見を求めた。

意見が無ければ、事務局案の提示を求めたいと述べた。

議長は、事務局案について承認を求め、異議無く承認された。

結果として、現体制を中心にもう一期続ける事を内定した。議長は尾崎氏には顧問の就任を依頼した。

第3号議案 その他

議長は第3号議案その他について出席者から提起を求めたが、無かったので、各支部に対し、本年度の支部活動状況並びに本部に対する要望について、各支部長に尋ねた。

続いて、事務局に求めた。

事務局は、次回の理事会は11月8日（水）の予定を報告した。

以上で討議を終了。

議長は13時30分閉会を宣した。

以 上

◆平成18年11月8日（水）

平成18年11月8日（水）ルビーホールにおいて午前10時30分より正・副会長会議が開催され、引き続き11時30分より理事会が開催された。

今回の理事会は、上半期の事業活動報告が中心であったが、特にその中で経営環境改善をテーマとして、新たに立ち上げた「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」の主旨、経過及び「提言」内容について重点的に審議された理事会となった。

出欠状況	理事総数	26名中	出席理事	20名	委任状	6名	計26名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計 3名

議 案 第1号議案 平成18年度上半期事業活動報告及び下半期事業活動の件
（含む上半期収支決算報告並びに監査報告）
「食品取引改善協議会」の設置について

第2号議案 平成19年度収支暫定予算策定の件
（暫定予算のため書面による採決平成19年1月予定）

第3号議案 その他。
次回開催予定 平成19年4月19日（木）

第1号議案 平成18度上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件。
（含む上半期収支決算報告並びに監査報告）

議長からの指示を受け事務局は、各資料に基づき、概略次の如く報告を行った。

- ① 会員動向（入・退会リスト資料参照）
- ② 日食協ホームページ掲載情報（関連省庁・団体からの情報）
- ③ 農林水産省に対する要望書（税制改正等に関する取扱いについて）
- ④ 食料品都市内物流円滑化推進協議会の設立
- ⑤ 各支部総会開催

事業活動報告

- ⑥ 食品取引改善協議会の設立
- ⑦ 新価格体系再構築委員会の活動

中島政策委員長より

- ・食品取引改善協議会の立ち上げ、新価格体系再構築委員会の活動状況
- ・価格制度の再構築への提言（案）

についての主旨説明と報告が次のようになされた。

8月30日に開催致しました本年度第3回の政策委員会に於きまして、食品流通業界の経営環境の現状について意見交換を行いました。その内容といたしましては、今まで食品流通業界の根幹をなしてきた価格制度や取引制度が流通構造の大きな変革の中から形骸化し、加えて昨今の原料や資材の高騰からメーカー側の販促費の抑制、また小売業からは店舗間、業態間競争の激化にともない、納入価格の下落とわれわれ卸に対するコスト圧力というものが

⑬ EDIワーキンググループ

- ・2007年3月スタートのGTINに対応した日食協フォーマットにつき、変更後の日食協フォーマットを日食協ホームページに掲載（11月末）予定。
- ・販促金EDIシステム普及推進に向けて、メーカー各位と協議中。

⑭ 情報システム研究会

情報システム研修会の開催（10月25日）150名の参加者を得て、「GTIN」への対応実務・「次世代標準EDIメッセージの検討と共同実証」について、製・配・販の各実務責任者を講師に研修会を実施。

⑮ 物流問題研究会

- ・改正省エネ法の各社の対応状況、改正道路交通法の影響等についての情報交換
- ・卸店・メーカー間用統一伝票の活用について、業界の共通フォーマットとしての運用によるインフラの推進を図る（会報参照）。

⑯ 商品開発研究会

残留農薬のポジティブリスト制度に関する研修会、みかん缶詰に関する情報交換会実施、加工食品の改正品質表示基準についての研修会実施。

⑰ 法務研究会

個人情報保護法に関する各社の対応、動産債権譲渡の特例法の勉強会実施。

⑱ 労務研究会

長時間労働と健康管理、各社の安全衛生委員会の取組み課題、各社の評価制度についての情報交換。

⑲ ネットワーク検討会

卸・賛助会員間で発生する課題に対処するルールと両者の窓口の確認。

⑳ 平成18年度上半期収支報告

○収入については、今期、会費の増額改定を実施、財政基盤の安定化がはかられた。但し、退会会員、事業所統合による会員会費の減少があり、正会員の新規加入があるものの、会費額の改正を見込んだ予算を若干下回る見込み。

尚、事業収入として情報システム研修会収入を見込むも、会費の増額改定と参加企業の増加を見込み、参加費を無料とした。

○支出については、事業費、管理費ともに予定通り推移中、調査研究費については未消化見込み、教育研修事業費は未消化金額あるも、今後支部研修会の開催に伴い消化見込み。

○次期繰越収支差額については、予算額に上乗せして繰越見込み

（収入合計53,645,794円、前期繰越12,881,098円、支出合計29,664,691円、下半期繰越23,981,103円）（資料参照）。

○この会計報告は、公益法人会計基準の改正に伴い、新会計ソフトを導入し今期から運用してまとめたものである。尚、会計基準の改正内容として、キャッシュフロー計算書の作成が義務付けされましたが、弊協会の規模として該当しないので当該資料は作成いたしておりません。

議長はここで監査報告を牧明夫監事に求めた。

牧監事は去る平成18年10月16日3人の監事にて行った監査結果を、別添資料の如く報告した。

議長はここで第1号議案についての質疑を求めたが、なかったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第2号議案 平成19年度収支暫定予算策定の件

議長は本件内容を事務局に求めた。事務局は平成19年度開始日より、定時総会において予算が確定するまでの間の収支について、暫定予算を策定することになっているが、理事会の議決を必要とする所から平成19年1月にこの為の臨時の理事会を開催する。但し、案の具体的内容について事前に書面にて案内し、意見と賛否についての回示を求め、当日の理事会において可決する方式とする。

また併せて執行運営委員会を開催し、出席できる在京の理事、または出席する委員に委任し、代理出席とする事も可とする。旨を説明した。

議長はこれについて「前年度の例に倣った方式であるが」と断り、承認を求めたが、異議なく承認された。

第3号議案 その他

議長は出席者からの問題提起を募ったが無かったので、事務局に有無を訊ねた。

事務局は連絡事項として

①平成19年4月19日開催予定の理事会

②平成19年5月24日開催予定の理事会・総会の確認

をお願いした。

議長は本日の議事はすべて終了致しました。いろいろとご協力いただきまして有難うございました。これで理事会を閉会致します。と結んで閉会の挨拶とした。13時10分であった。

以 上

◆平成19年1月30日（火）

平成19年1月30日（火）日食協会議室において、午後3時より臨時理事会が開催された。これは定款第39条の定めにより、毎年4月1日より開始される新年度の当初期間については、5月中に開催される総会にて議決される予算成立迄、執行されるべき予算がない事から、例年この時期に暫定予算として理事会で（本来は総会を開催して）議決すべきものとされている事によるものである。当日は引き続き執行運営委員会を開催する事として、予め各理事にこの暫定予算案についてご意見、賛否についてご案内し、執行運営委員会出席者が委任状により各理事の代理を兼ねる形で開催された。

出欠状況： 理事総数 26名中 出席理事 11名 委任状出席 15名 計 26名
 監事総数 3名中 出席監事 1名 委任状出席 2名 計 3名
出席理事氏名： 國分勘兵衛（代理 清水 宣和）、後藤 雅治（代理 皆本 睦夫）
 吉野 芳夫（代理 竹田 勝之）、濱口 泰三（代理 佐藤 保美）

津久浦慶之（代理 津久浦慶信）、水足 眞一（代理 笠井 隆）
三枝 皓祐（代理 小林 由朗）、磯野 謙次（代理 大竹一太郎）
鈴木 重一（代理 牧野 和義）、加藤 武雄（代理 破魔 重美）
奥山 則康

委任状出席理事： 山本佳宏、村山圭一、堀内琢夫、濱口吉右衛門、上田弘、永津邦彦、
桑島敏彰、中村成朗、竹内克之、本村道生、柳川信、中島保、菱田州男、
大野志郎、成田健

出席監事： 牧 明夫（代理 奥山利一）

委任状出席監事： 萩原弥重、横山敬一

議 案 第 1 号議案 平成19年度年初収支暫定予算の件
 第 2 号議案 その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、佐藤保美理事代理と破魔重美理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第 1 号議案 平成19年度年初収支暫定予算の件

議長より資料1の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。

尚、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成19年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第 2 号議案 その他

議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。

以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

以 上

平成19年度年初収支暫定予算（案）
（自平成19年4月1日～至平成19年5月24日）

1 収入の部

大科目	中科目	金 額（円）
会費収入	会員会費収入	8,934,000
雑収入	雑収入	12,000
当期収入合計		8,946,000
前期繰越収支差額		13,308,098
収入合計		22,254,098

2 支出の部

大科目	中科目	金 額（円）
事業費	調査研究事業費	2,990,000
	知識啓発事業費	970,000
管理費	人件費	2,700,000
	会議費	260,000
	事務諸費	1,910,000
当期支出合計		8,830,000
当期収支差額		116,000
次期繰越収支差額		13,424,098

議案内容について

定款第39条により、平成19年度年初〔平成19年4月より平成19年5月24日（総会開催予定日）まで〕収支暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成18年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、当局の指導に基づき、平成18年度実績（9月末）額の「12分の2（2ヶ月分の意）」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成18年度実績を参考とし推計しました。

人件費については、平成19年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、18年度実績（2ヶ月間）と同額として算出致しました。

以 上

〔正副会長会議〕

定例的に理事会の前に年2回開催された。また専務理事は月1回定例的に事業活動状況を会長に報告し、会長の意向を受けて、必要事項について副会長に連絡伝達を行った。

◆ 4月20日（木）

第1号議案は理事運営次第についての確認。第2号議案は役員改選と三役改選についての対応方針を確認。第3号議案は会費、予算、事業計画方針について確認。

◆ 11月8日（水）

第1号議案は理事会運営内容を確認。第2号議案は平成19年度収支暫定予算の策定について確認。

本部事業活動

[政策委員会・食品取引改善協議会]

◆ 4月4日（火） 9時より当協会会議室にて開催。議題は、①平成17年度事業活動報告として各W・G及び研究会の活動状況を報告 ②平成18年度事業活動計画案について（W・Gの組織含めて）の確認 ③平成18年度予算案について（新会費による予算案・政策委員会及び執行運営委員会の内規案を検討） ④5月10日開催の賛助会員幹事店会の議題に関して⑤新賛助会員の加入についての検討

◆ 5月10日（水） 10時30分より当日開催される賛助会員幹事店会に先立ち開催。
議題は、①賛助会員幹事店会の運営について意見調整し検討事項と役割を確認。②各事業活動状況についての報告。

◆ 8月30日（水） 9時30分より当協会会議室にて開催。議題は、①事業活動報告 ②業界の経営環境についての意見交換 ③その他（食料都市内物流円滑化推進協議会設立の件、日本小売業協会に賛助会員として加入する件）

「食品取引改善協議会」を立ち上げ設置

8月30日（水）午前9時30分より当協会の会議室において、本年度第3回目の政策委員会を開催し食品流通業界の経営環境について意見交換を行った。その内容として当協会は、過去に新しい流通時代に適合した新価格体系の構築を目指して、「定率に加え定額の導入」を基本骨子とした提言をまとめ、メーカー各社に実施をお願いし、メーカーと卸業界との関係においては商売の成り立つマージンができる地位を築き食品業界の大きな財産としてきたが、今日的には流通構造の大きな変革から製・配・販の3層の機能分担が大きく変化し今までの制度や施策が形骸化し、加えて昨今の原資材の値上がりによるメーカー側の販促費抑制、店舗間競争の激化に伴う小売業への納入価格の下落を背景に我々卸業界に対するコスト圧力は急速に強まっている。また、小売業の専用センター化が主流になりつつある現状の中でセンターフィのコスト負担の拡大が卸業界の収益構造を大きく圧迫している事等を確認した。したがって政策委員会としては、これ等の問題を改善する業界環境を醸成するため、新たに日食協の内部組織として

「食品取引改善協議会」を設置して食品取引の正常化について協議推進することとし、同時にその下部組織としてメーカー企業を交えた「新価格体系再構築委員会」立ち上げることを決定し、具体的作業に取りかかることとした。

具体的には新流通における機能とコストを反映した新たな価格形成を考え、再度、秩序ある流通基盤を確立することを目的に「価格制度の再構築への提言」をまとめることとした。これ等の活動にあたっては卸業界の強い結束と取引基本姿勢の確立が前提であることを確認して終了した。

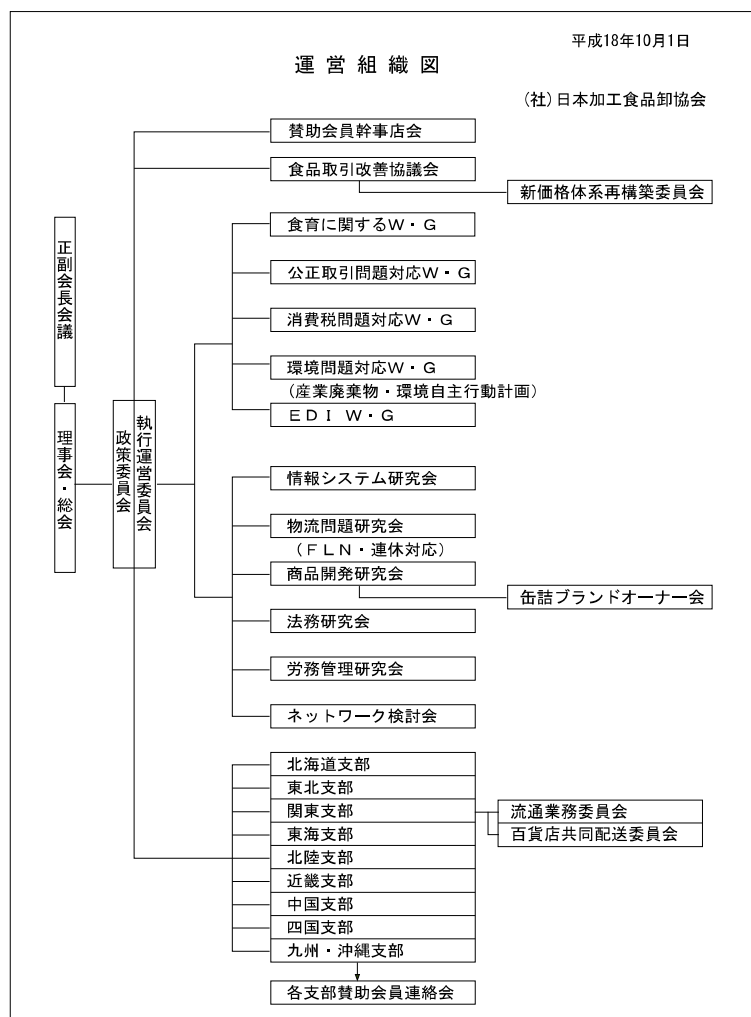
◆9月21日(木) 9時30分より当協会会議室にて開催。議題は、
①前回の政策委員会決定事項の確認（食品取引改善協議会及び新価格体系再構築委員会の設置と活動方針について） ②「価格制度の再構築への提言」についての検討 ③新価格体系再構築委員会登録のお願いの件

◆11月15日(水) 10時30分より当日行われる賛助会員幹事店会に先立ち開催。
議題は、①11月8日開催の理事会内容報告 ②賛助会員幹事店会の運営について ③「食品取引改善協議会」の今後の運営について

◆10月26日(木) 9時30分より当協会会議室にて開催。議題は、①新価格体系再構築委員会の報告 ②「価格制度の再構築への提言」の検討 ③「食品取引改善協議会」の今後の活動内容を確認。

◆2月2日(金) 9時より当協会会議室にて開催。議題は、①小売業の専用センターのセンターフィの実態調査の速報値について ②今後の活動内容について（・メーカーへの意識付けとして賛助会員に対するアンケート調査の実施・個別協議・メーカー卸間のコラボレーションについて ③「取引慣行の実態調査」についての報告

◆3月12日(月) 3時半より当日行われる賛助会員幹事店会と新価格体系再構築委員会合同会議に先立ち開催。議題は、①メーカーアンケートの調査結果についての中間報告（再アンケートをお願いする事を確認） ②合同会議の運営についての確認



[執行運営委員会]

- ◆4月27日(木) 15時より開催。議題は、①4月20日開催の理事会報告 ②各研修会の案内 ③農林水産省の人事異動について ④支部総会開催予定 ⑤小売業協会に賛助会員として加盟する件

- ◆5月26日(金) 15時より開催。議題は、①5月30日の理事会・総会について ②5月10日政策委員会・賛助会員幹事店会報告 ③食品産業センターによる取引慣行の実態調査結果について ④5月11日の改正省エネ法への対策セミナーについての報告 ⑤公正取引問題対応W・Gのアンケート調査の概要について ⑥改正道路交通法に伴う駐車対策について ⑦支部総会の日程 ⑧各企業の委員登録について（各W・Gは毎年の登録としその他の委員会、研究会は役員改選時に準じて2年間の任期とする。）

- ◆6月22日(木) 15時より開催。議題は、①各支部総会開催の報告 ②各委員会及びW・Gの委員登録について ③農林水産省との打合せ事項についての報告 ④賛助会員幹事店企業の一部交替について（明星食品⇒日清食品）

- ◆7月25日(火) 15時より開催。議題は、①食料品都市内物流円滑化推進協議会（仮称）設立参加について ②「ふるさと食品全国フェア」に対する支援について ③故中内学園長一周忌記念イベントの案内 ④食料供給コスト縮減検証委員会事務局からのヒアリングについて ⑤各W・G及び研究会の活動状況について

- ◆8月30日(水) 15時より開催。議題は、①当日行われた政策委員会の報告 ②事業活動報告 ③センターフィの調査結果について

- ◆9月29日(金) 15時から開催。議題は、①政策委員会兼食品取引改善協議会の報告 ②関東支部流通業務委員会による物流コストの調査結果について ③第1回新価格体系再構築委員会の開催について（10月24日予定） ④情報システム研修会の開催内容について ⑤第2回食料品都市内物流円滑化推進協議会の報告

- ◆10月24日(火) 9時より当日行われる第1回「新価格体系再構築委員会」に先立ち開催。議題は、①当日に行われる第1回新価格体系再構築委員会の運営内容

- ◆11月29日(水) 15時から開催。議題は、①理事会・賛助会員幹事店会の報告 ②第2回新価格体系再構築委員会の運営について ③賛助会員幹事店会・新価格体系再構築委員会の合同会議開催の運営について ④SKDBCの運営委員会報告

- ◆12月15日(金) 15時30分より当日行われる新価格体系再構築委員会に先立ち開催。議題は、①第2回「新価格体系再構築委員会」の運営について ②食品リサイクル制度の見直し案について ③食品衛生自主管理認証制度について ④専用センターに関する実態調査について

◆1月30日(火) 15時より開催。議題は、①予算進捗状況報告 ②取引慣行の実態調査について(公正取引委員会による調査と当協会のW・Gの調査内容について) ③第3回新価格体系再構築委員会の運営について④消費税に関する意見交換会の報告 ⑤SKDBCの運営について ④「改正容器包装リサイクル法・政省令の概要」について ⑥高病原性鳥インフルエンザに関して

◆2月26日(月) 15時より開催。議題は、①3月12日の合同会議の運営内容について ②取引慣行の実態調査に関する報告のまとめについて(含弁護士からのサポート体制の是非について) ③食品リサイクル制度の見直し案の最終案概要について ④平成19年度事業計画(案)について⑤SKDBCの運営について

◆3月12日(月) 15時半より賛助会員幹事店会・新価格体系再構築委員会合同会議に先立ち政策委員会と合同委員会を開催。

◆3月27日(火) 15時より開催。議題は、①平成19年度事業計画について ②平成19年度予算案について ③関東支部経営実務研修会における卸売業への提言内容について ④食品産業トップセミナーの開催について ⑤販促金EDIデータの摘要コード項目追加について

[新価格体系再構築委員会]

◆10月24日(火) 10時30分より開催。議題は、①委員会設立の主旨説明 ②「価格制度再構築への提言」(案)についての説明 ③各委員企業からの意見 ④今後の活動内容について

◆12月15日(金) 16時30分より開催。議題は、①センターフィに関する対応方針について ②卸売業への提言について

◆2月14日(水) 15時から開催。議題は、①大規模小売業者の専用センターに関する実態調査とりまとめの中間報告 ②「価格制度の再構築への提言」に関する賛助会員へのアンケート調査について ③メーカー、卸間のコラボレーション対策について

「価格制度の再構築への提言」に関するアンケート調査

社団法人日本加工食品卸協会
食品取引改善協議会

1. 本調査のお願い

市場の構造的な変化から食品卸売業の経営環境は厳しさを増し、極限状態にあるといわれております。こうした状況を鑑み、先般賛助会員の皆様に価格の是正と物流センターフィの項目設定を主体とした「価格制度の再構築への提言」をお送りさせていただきました。

この提言内容について、貴社におかれましては現状どのような対応策をお考えいただいているか、その方向性について把握いたしたく調査をお願いするものであります。

本主旨をご理解いただき、本調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. ご記入上のお願い

- ①ご回答にあたっては、できるだけ加工食品部門全体の経営にかかわる方、もしくはそれに準ずる方がご記入をお願いします。
- ②本アンケート調査においては個々の企業名や回答内容を公表することは一切ありません。
- ③質問の中には、判断の難しい項目や不明な場合があるかもしれませんが、およその状況で結構ですので、できるだけ全問にご回答下さい。
- ④ご記入済みのアンケート調査票は、誠に勝手ながら、2月28日（水）までに返信用封筒にてご返送下さい。
- ⑤このアンケートについてのお問い合わせは下記へご連絡下さい。

社団法人日本加工食品卸協会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2丁目5-11

TEL 03-3241-6568 FAX 03-3241-1469 担当：奥山、林

貴 社 名	TEL _____
ご 住 所	
役 職 名	
氏 名	

問1. 実勢価格の現状について（いずれかに○）

1. 建値制度は現状機能しており実勢価格水準に満足している
2. 建値制度と実勢価格に大幅な乖離があり是正に苦慮している
3. オープンプライス制をとっており流通経費がマークアップされている
4. オープンプライス制をとっているが流通経費がマークアップされておらず
実勢価格が不適正な状況である

問2. 市場価格の安定について（複数○可）

1. 市場価格は小売主導だから現状是正は難しい
2. 卸売業と協力して何とか市場価格の是正を図りたい
3. 市場価格はメーカーに責任があり、販促金の見直し等から是正を図りたい
4. 現状のような建値制度では市場価格の安定は難しいので、オープンプライス制のような新制度の導入を検討したい

問3. 市場価格の安定について貴社は具体的にどのような対応策をとられていますか、また卸売業にどのような役割を期待していますか、ご意見をお聞かせ下さい

問4. 取引制度の改善について（1. 2のいずれかに○）

1. 「生産者価格・仕切価格」やリベート制度、販促金制度等の取引制度の改訂を考えている

その理由は（1. 原料等のコスト上昇 2. 流通からの要請 3. その他）

その時期は（1. 早急に 2. 半年以内 3. 一年以内）

2. 今のところ考えていない

問5. センターフィについて

1. 取引条件における機能分担としてセンターフィ補填の制度の構築について

（既に制度があり対応している 2. 制度はないが個別に対応している 3. 一切対応していない）

2. 前問で2. 3に○を記した方にお聞きします

今後制度的に検討したい2. 今後とも検討しない）

1. の検討したいに○の方にお聞きします。制度を検討する上で今後どのような内容の情報があれば参考になるとお考えですか

2. の今後とも検討しないに○の方は、その理由をお聞かせ下さい

問6. 現状の卸売業と小売業との取引において、メーカーのお立場から問題と考える内容に上位3点に○をつけて下さい

1. 納入価格の引き下げ

2. 協賛金の要請

3. 返品
4. 労務提供
5. 過度な物流サービスの要請
6. 帳合の集約や絞込み
7. センターフィ
8. その他（具体的にあればご記入下さい）

--

問 7. 加工食品流通における取引の適正化のために重要と思われる施策のうち、貴社が要望するものはどれですか。優先順位の高いもの3点に○をつけて下さい

1. 流通各段階のコスト構造の相互理解
2. 優越的濫用行為の取締や労務提供の問題等大規模小売業告示の厳格な運用
3. 特約店代理店制度や建値制度等メーカー主導型の流通システムの見直し
4. メーカーと小売業との直接的商談の自粛
5. リベートの簡素化
6. 取引契約書や覚書の厳格な運用

問 8. 「価格制度の再構築への提言」の内容について、貴社のご意見をお聞かせ下さい。

--

以上、ご協力有難うございました。

[価格制度の再構築への提言]に関するアンケート調査の結果

Q1 実勢価格の現状について

No.	カテゴリー名	n	%
1	建値制度は現状機能しており実勢価格水準に満足している	5	7.2
2	建値制度と実勢価格に大幅な乖離があり是正に苦慮している	54	78.3
3	オープンプライス制をとっており流通経費がマークアップされている	5	7.2
4	オープンプライス制をとっているが流通経費がマークアップされておらず実勢価格が不適正な状況である	5	7.2
	不明	0	0.0
	全体	69	100.0

Q2 市場価格の安定について

No.	カテゴリー名	n	%
1	市場価格は小売主導だから現状是正は難しい	30	43.5
2	卸売業と協力して何とか市場価格の是正を図りたい	51	73.9
3	市場価格はメーカーに責任があり、販促金の見直し等から是正を図りたい	24	34.8
4	現状のような建値制度では市場価格の安定は難しいので、オープンプライス制のような新制度の導入を検討したい	15	21.7
	不明	0	0.0
	全体	69	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	120		173.9

Q4 取引制度の改善について

No.	カテゴリー名	n	%
1	「生産者価格・仕切価格」やリベート制度、販促金制度等の取引制度の改訂を考えている	40	58.0
2	今のところ考えていない	28	40.6
	不明	1	1.4
	全体	69	100.0

Q4-1 取引制度の改訂を考えている理由

No.	カテゴリー名	n	%
1	原料等のコスト上昇	34	85.0
2	流通からの要請	4	10.0
3	その他	6	15.0
	不明	1	2.5
	非該当	29	
	全体	40	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	45		112.5

Q4-2 取引制度の改訂を考えている時期

No.	カテゴリー名	n	%
1	早急に	12	30.0
2	半年以内	7	17.5
3	一年以内	12	30.0
	不明	9	22.5
	非該当	29	
	全体	40	100.0

Q5-1 取引条件における機能分担としてセンターフィ補填の制度の構築について

No.	カテゴリー名	n	%
1	既に制度があり対応している	3	4.3
2	制度はないが個別に対応している	48	69.6
3	一切対応していない	18	26.1
	不明	0	0.0
	全体	69	100.0

Q5-2 今後検討の意向

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後制度的に検討したい	22	33.3
2	今後とも検討しない	40	60.6
	不明	4	6.1
	非該当	3	
	全体	66	100.0

Q6 現状の卸売業と小売業との取引において、メーカーのお立場から問題と考える内容

No.	カテゴリー名	n	%
1	納入価格の引き下げ	46	66.7
2	協賛金の要請	44	63.8
3	返品	27	39.1
4	労務提供	18	26.1
5	過度な物流サービスの要請	12	17.4
6	帳合の集約や絞込み	10	14.5
7	センターフィ	45	65.2
8	その他	7	10.1
	不明	0	0.0
	全体	69	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	209		302.9

Q7 加工食品流通における取引のために重要と思われる施策のうち、貴社が要望するものはどれですか

No.	カテゴリー名	n	%
1	流通各段階のコスト構造の相互理解	59	85.5
2	優越的濫用行為の取締りや労務提供の問題等大規模小売業告示の厳格な運用	54	78.3
3	特約店代理店制度や建値制度等メーカー主導型の流通システムの見直し	11	15.9
4	メーカーと小売業との直接的商談の自粛	4	5.8
5	リベートの簡素化	35	50.7
6	取引契約書や覚書の厳格な運用	31	44.9
	不明	0	0.0
	全体	69	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	194		281.2

「価格制度の再構築への提言」に関するアンケート調査の自由記述欄のご意見要旨

Q3. 市場価格の安定について貴社は具体的にどのような対応策をとられていますか、また卸売業にどのような役割を期待していますか。

- ・小売業、卸売業、製造メーカーが適正な利潤を確保でき、ともに繁栄できるよう小売業とメーカーの間に入りバランスを取れる仕組みを構築していただきたい。
- ・これまで営業の目線が特売、大陳企画など量を求める活動に傾注しがちであったが、少子高齢化社会の中でこだわり型消費になりつつある状況下、顧客の求めるものを正規で適量、適

切に販売する事を目指している。卸売業も同様の状況にあると思うので目指す方向を共有して取り組んでいきたい。

- 本来、安定的な市場価格の維持は、卸売業が担うべき機能であるとの前提、また卸売業が納価是正の強固な意志をメーカーと共有しているという前提で、卸売業と納価是正を提案している。また今後も粘り強く提案し続けていきたい。卸売業に対しては、効率的なロジステイクス機能とメーカーコラボ等従来の枠組みを超えたマーチャンダイジング機能の充実と小売業への強力な指導力を期待している。
- 適正価格による適正販売を営業施策として市場価格の安定を図っている。具体的には、卸帳合先と協力して、販促費の見直しによる特売時の納価の引き上げに取り組んでいる。卸売業にも、価格訴求偏重の拡売策ではなく、価値訴求による店頭プロモーションの展開にご理解とご協力をお願いしたい。また定番納価については卸売業がそれぞれ必要とされるコストとマージンを確保されるよう設定していただきたい。
- 市場価格の下落要因として消費税の総額表示変更に伴い、特売商品の店頭売価が小売業の値頃感重視から売価が据え置かれ、実質消費税分の5%程度売価が下がったことによる。小売業の相見積もりが頻繁に実施されるようになり価格下落の要因になっている。帳合移動は大きな問題であり、無理な競争は結果的に収益圧迫につながるので常識範囲内に止めて欲しい。
- メーカーの立場として小売店主導で自社製品が市場で値頃感が下がっていく事に危惧をもっている。
- 値引き条件の削減。卸売業にはメーカーと流通の中間として価格に対する責任感をもちきちんと末端と商売をして欲しい。また、小売業が直接メーカーと価格の交渉をしないようにすべきである。
- 組織小売業の価格決定権主導がますます強くなっている環境下、商品価値向上や需要創造型プロモーションの強化で市場価格の安定を図る。市場価格の安定を図る上で卸売業のセールスエージェント機能の強化が期待されます。
- 需要創造型マーケティング活動（価格に頼らない商品価値訴求）の一層の推進、販促金の是正とルール化の検討及び流通業における適切なコストオンの継続提案。
- 市場価格は小売主導のため値上げは厳しいので対策は値締で単価を上げる努力をしている。卸売業には量販店に的確な情報伝達の役割を期待している。
- メーカー自身で価格戦略をもち、その製品が持つブランド価値を維持し、適切な価格ガイドラインをセールスに常に指示徹底し、販売店にも案内している。卸店は自社の利益のためにもメーカーの価格ガイドラインを尊重してほしい。
- オープンプライス制ではありますが、新製品・価格改訂等実施時には、営業に対し希望小売価格を連絡し市場価格に大きな差が生じないように指導している。卸売業には製品価値に見合った売価の設定により協力していただきたい。
- 原料状況の高騰により、値上げ、販促条件の絞込みを行った。帳合をとる事が最優先事項となり競合他社より低い掛け率を提示し、その減益分をメーカーサイドに負担させる事はやめてほしい。
- 価格ガイドラインの設定、得意先毎に売上と販促費のコントロール、卸売業は価格以外の付加価値による差別化。

Q 5－2－1. センターフィの制度化を検討する上で今後どのような内容の情報があれば参考になりますか。

- ・センターフィの料率算出根拠、標準的なセンターフィの料率及びセンターの経営状況
- ・企業別のセンター別機能とその必要性・妥当性、センター運営コスト、コストの妥当性（自社物流との比較）、センターフィの算定基準。
- ・卸売業の機能対価としてのセンターフィ補填を制度化する為には、実態（情報開示）に関する情報が大変参考になる。
- ・小売業毎のセンターフィの明細と一卸企業で対応しているセンターフィの平均率。
- ・センターフィの理論的根拠。
- ・今後取引制度の見直しの中で、センターフィの内容の妥当性、費用の積算根拠などを勘案して何らかの項目として対応する可能性はある。

Q 5－2－2. 今後ともセンターフィの制度化は検討しない理由。

- ・センター運用形態も様々なパターンがあり、包括的な制度化は難しいと考えている。
センター機能の実態をもう少し明らかにした上で、メーカー、卸、小売の三者で解決を図っていくべき。
- ・現行のリベート制度にて充分と考えている。
- ・特約店制度を採用しているので、センターフィは小売と卸間の取引制度に関わる費用分担の内容であり、メーカーが直接的に費用負担すべきものではない。
- ・考え方として卸のマージンに含まれる内容である。
- ・センターフィの内容が不明確であり、且つ高額であり制度化は到底無理である。
- ・リベート総額よりセンターフィが高いことは普通ではない。従来より倉入補助として、即引きで対応している事から今後制度化の予定はない。
- ・現状の中で制度として基準を設けての一本化はできない。むしろ個別的状況を把握した上で対応をおこなっていくのが現実的である。
- ・全国一律的な制度は難しく、各地区で対応する。
- ・小売業の物流センターまでの納品費用をメーカーが負担し、センターフィは卸と小売間で解決すべき事項。

Q 8. 「価格制度の再構築への提言」の内容についてのご意見。

- ・現状の食品業界の実態からすれば、実勢価格が余りにも希望価格と乖離していることが、製・配・販の利益のバランスを壊す要因になっている。今必要なのは、各層における競争原理を少し自粛し、特に卸とメーカーはタッグを組んで小売業に対し、価格の適正化を粘り強く提案していく事が肝要である。
- ・経営状況が厳しいのは卸売業だけではなくメーカーも同様である。根本的問題は、小売価格の下落でありメーカー、卸、小売それぞれに責任がある。優先すべきは取引制度の改定より小売価格の引き上げ。センターフィについては、各卸が採算を考え、合わないような高額フ

イの場合は返上すればよい。

- ・数年前までは現行メーカー取引制度でも卸マージンは確保できていた。それは特売価格の補填はメーカーの販促費であったからである。小売業が見積もり合わせや帳合変更をちらつかせて卸から別途リベートや条件を引き出してから今日の状況に至ったと思う。小売業との取引条件をもっと明確にし不当な要請には応じない姿勢を示さないと、価格制度を再構築しても又同じ事が繰り返されると思う。特に不当なセンターフィ要求には算出根拠も含めてオープンに小売業も交えて議論すべきではないか。
- ・小売業、卸売業、メーカー三者の適正利益を考えた上で価格設定をしているつもりではあるが小売業の売価に大きく影響を受けて、利益確保ができないのが現状です。すべての問題を価格体系に織り込んでの解決は難しいと考えます。
- ・食系流通は歴史も古く、相互の信頼関係の上にある意味慣例が基本となっていた事例が多く存在している。その為、複雑化し透明性に欠ける点も現実には散見されており、小売、卸、メーカー三者の相互理解が最優先と考える。
- ・特約店制度、建値制度は今後とも維持していく方向。価格体系の方法については今後十分な検討を進める。原則的にはフィは別と考えている。センターフィについては、以下の2点が先決。①不透明さの解消への努力②個々の問題点の明確化
- ・価格制の再構築は必要と考えます。取引適正化に向け、メーカーの制度も疲弊している今、協力体制で臨む事が肝要ですので、貴協会からの適時情報提供を望みます。
- ・製・配・販三層が一体になり、市場に対し適切な取り組みを行い、市場価格の是正を図っていかねばならない。メーカーに対する利益改善要請に終わらず、小売業に対しても安全・安心・安定的な商品供給を継続できる環境整備に協力を要請する提言を望みます。

[賛助会員幹事店会]

◆ 5月10日(水) 「課題の本質的会話と解決に向けて」

平成18年5月10日(水) 12時より精養軒日本橋店において、名称を賛助会員幹事店会に変えての第2回目の会合が開催された。当日は昼食後、当協会政策委員会委員長 中島保氏((株)菱食)と賛助会員幹事店会代表 横山敬一氏(味の素(株))から相互に以下の如く挨拶をいただいた後、議事に入った。今回の意見交換のテーマは「大規模小売業告示」施行後の公正取引の推進に向けてのメーカーと卸間の課題を中心に行われたが、白熱した議論となり終了予定時間を大幅に超過する会合となった。

議事は、最初に4月20日の理事会の報告として、事務局より①会員動向②平成17年度の事業活動報告(特に、ワーキンググループの活動報告として成果物を主体に報告)

③会費の改定について④役員改選について⑤平成18年度の事業計画について(中島政策委員長より報告) 報告説明を行った。

この後、意見交換テーマに入り、最初に中島政策委員長より本日のテーマである「大規模小売業告示」施行以後の課題についての、問題提起を行い、メーカー側としてのご見解、ご認識をそれぞれ述べていただく形で議事が運営された。

意見交換テーマ「大規模小売業告示」施行後の課題について

① 返品の動向について

*新業態からの返品動向

*小売業者の独自設定による販売期限切れ商品の返品動向等

- ・新業態から特に多いという事はない。返品は基本的に受入れしていない。
- ・ドラッグストアからはシーズン商品の返品が見受けられるが、それ以外は原則返品は認めない方針。
- ・販売期限切れより、納入期限設定によりこちらの方が厳しくなっており、特に量販店は消費期限の1/4の納入期限、CVSは1/3になっている。
- ・原則返品なしで対応しているが、一部シーズン商品や終売商品が取引きの中で出てきますので、返品があれば受けている。
- ・納品期限が厳しくなっており、この範囲で納品している。
- ・新業態だからという多いという認識はない。
- ・原則返品は認めていないが、明らかにメーカーに責任がある商品の場合は受けている。ただ業態別に特定できていないのが実情。入り口の管理においては各卸、小売業の要望を整理して出荷の段階から、その要望に合わせて納品しているが、出口では販売期限切れによる返品かどうか特定できていない。
- ・100円ショップやディスカウントストア、あるいは通販といった新業態から返品が多いという実態はないが、ドラッグストアについては商慣習上、まだまだいろいろ話し合いはしているが薬系卸からの良品返品が高いのでこれを下げるよう努力している。販売期限切れ商品の返品については実態を余り把握していない。返品で問題意識の高いのは特売で残った消化残を返品するという習慣をお持ちの企業がありこれが一番の課題。正箱返品でも品質管理上の問題から廃棄にしているので、資源の有効利用や環境の問題から考えても極小化していきたい。特定の企業についてかなり返品が多いということもあり、そこは実態を共有化していただき、例えば本部送り込みではなく、店舗受注にさせていただくとかいろんな対策を打ちながら進めている。
- ・厳密の意味での業態別に返品の分析をしていないので、新業態からどの程度かは明確には申し上げられないが、季節商品の棚変えや特売等で残念ながら小売業から申し出があるのは事実であるが、第1ステップとして小売さんの段階でできるだけ処分してもらう、次に卸さんからどうしてもという場合は手続きを経て月1回受けているが、これもできるだけメーカーに持ち込まず卸の段階で処分してもらっている。
- ・ドラッグストアからの返品が常態化している。アイテムが多く回転率も良くない商品も扱っている所以返品が生じている。別在庫で別処分しており大変コストがかかっており何とかならないか苦慮している。販売制度としてメーカーにも責任があるので、メーカー、卸、小売業3者と協力して販売情報を密にしてどう改善するか重要と考えている。
- ・原則的に返品なしの方針でやらせていただいているが、商品の性格上飲料の場合はコンビニ

ニエンスの一部終売商品については出荷調整をうまくやる事によっていかに極小化するか労力をかけている。

- ・返品は新業態だからという問題は特にないが、アイテムカットの問題があつてその時は最終的に店頭処分等で行っていただき、それに伴って新しい商品を入れるとき半値導入が量販店から要望がきて、その代わり返品はなしという事が常態化している。商品が返ってこない事はそれでよいが別のコストがかかっているのが実態である。

② 労務提供問題について

*各社の対応基準について

*施行後の現状における問題点等

- ・事前に書類の提出をいただいてからの要請が多くなっている。当初対価報酬は受領しない方針であったが、書類を取り交わした小売業からはその範囲で受領している。
- ・応援証明書に基づき後日量販店に請求する形で運用している。土、日、祝日は原則出勤応援はしない。
- ・証明書を発行しているところは、それに基づいてやりとりし、一部金銭で対応のところはお受けしている。
- ・バラバラな現状で、覚書で対応し、またその内容どおり実行しているところもあれば、覚書は取り交わしたが、その後実際の依頼時には変わっていないところもある。
応援要請を承諾したら自動的に振り込んでくるケースもあれば、請求しないと振り込んでこない場合もある。また現実的に請求できないという状況もあつて履行できていない。卸でとりまとめるケースもあるが、1，2回は卸経由で振り込まれたケースもあるがそれ以外はなかった。まだまだ取り決めもされていないところも多く、従来どおりの方法で応援依頼をしてくるのがある。
- ・いろんな形でブレーキが掛けられる話にはなっているが、現状営業段階では何も変わっていないのが実情。原則的にはお断りしたいが、現場レベルでは対応している。
ただし日常的業務の中での対応。結果的にそれにかかわる負荷については、依然となんら変わっていない。個別の企業の覚書については、それぞれがマチマチで何が判断基準かわからない状況。はっきり納得できる2，3の企業については覚書を取り交わしている。同時にお金を受け取れという場合は独自に口座設定して会社として受領し、個人としては受け取っていない。
- ・労務提供について一切対応しないという方針を確認している。当社にとって直接的な利益に繋がる陳列、販売、補充のみに対応する。これは労務提供ではなく、我々の仕事として進んでやる。早朝、深夜は対応しない。費用は受け取らない。覚書も結ばないということで理解をいただいている。現状、新店や既存店の改装のための陳列応援要請は相変わらずあるが、早朝、深夜の作業はだんだん減っているし時間内に終了するケースが増えている。労働対価を支払いたいとの申し入れは増えてきているが、これはお断りしている。
- ・労務提供という概念は当社にはない。あくまでも当社の自主的判断の中で必要とあらば販促行為として協力する。その実態ですが、この告示が出た以降減っているかといえば現実的に

は変わっていない。ただ当初は小売業から依頼書等の文書がありましたが、最近はちゃんと文書でというのは一部の小売業を除いてほとんどなくなっている。あくまで私共の自主的判断という事でありますので謝礼等はお受けしていないというのが現状であります。

- ・ 労務提供の対価はいただく考えで対応している。理由は新告示の内容を拝見して、小売業のコンプライアンスに協力するという意味から。現時点では労務提供に関しての覚書を20社ほどと話し合いをすすめて3社と結んだ。対価は大きな金額ではないが10何軒ほどから入金し別途会計処理をした。頭が痛いのが納入業者の定義で、納入業者でないという定義が例外事項にありまして、イコールパートナーという表現で、先方がイコールパートナーに認定しますとそこから先が進まないという感じです。
- ・ 基本は自社廻りの応援のみとしている。対価はお得意先の契約や意向にそって対応している。ただ量販店はなくなってきたが一部のデイスカウストアからは直接的な自社製品の廻りのみにかかわらず全般的な応援を強要されるケースがある。
- ・ 販促活動の範囲内で対応し、覚書は交換せず金銭の受取りもしない。
- ・ 自社の販促の範囲内で対応し、棚変えの時も自分の商品だけを並べるだけでそこに限定して対応しているので覚書も交わしていないし、金銭の受け取りもしていない。
- ・ 昨年の7月に会社のスタンスを明確に決めた。覚書は交わさない、金銭に関しても受け取らない。例外的に覚書を結ばないという覚書を求められ回答書という形で対応した。

③ 物流センターフィに関する問題

*センターフィに関する各社の認識について

- ・ 流通からの依頼に対して、要請に対応しきれていない。要望は増えているが、全体原価に反映すればいいのだが、一方的な要求が多くメーカーのみでは対応できていないのが現状。
- ・ オープンプライス制度の価格制度をとっているので、マージンオン、コストオン方式で売買差益で対応していただくことで、原則センターフィは発生していない。
- ・ 基本的には販売システムの中で対応している、センターフィという特別科目で対応できる状況にない。ただ一部やり取りの中では、トータル販促費の中で対応している事も可能性としては現場レベルであるかなと思うが、基本的には対応なしでやらせていただいている。
- ・ 価格体制を変更した時点では、今ほどセンターフィが問題視されていなかったもので、建値構成上はフィは入っていないので先々は考えていかねばならないが、現状依頼のあるセンターフィの要求の内容は上は11%から下は3~4%と大きな開きがあり、どれが本当の世界なのか。一部販促費で補填していることの可能性はあるが社内的にはセンターフィという費用構成で出している事はない。
- ・ 大きな問題であるが、基本的には、センターを運用してそれにかかわって誰がメリットを受けるのかを考えた場合、メーカーも受けた分について何らかの費用負担をしなくてはならない。同時にそれから生まれる部分については各卸様や小売業様が競争力が生まれるという中で、お互いメリットがあることであれば負担すべきものは負担すべきだと思う。ただ、企業毎にセンターフィの率が2%~10, 11%とマチマチでかつセンターフィの中身がなんら明確にされていない。これで見てくださいといわれても、是非内容を教えていただきたい。小売業

様からこういった負担をさせられているのでメーカーで全部みろという事については是非小売業様との話し合いができるのであれば参加させて欲しい。センターフィの内容として運用方法が商品毎に価格差が大きくあるにも拘わらず金額で一律に割られてしまう。勝手な言い分かもしれませんが製品単価の高い物を扱っているので、費用負担が絶対額にしますと大きなものになってしまう。本来的にはセンターの中の費用が1ケースあたりの費用が明確になれば、売上げ金額ではなく取り扱いされる箱数においてどれだけの費用がかかるのかまで踏み込んでいただけるなら俎上に上がってお話し合いに乗りたい。

- ・センターフィは新取引制度というシステムでマークアップ方式で願っているので売買差益の中で負担してもらっている。
- ・当社の取引制度ではセンターフィという概念はなく、センターフィとしてのお支払いはしていないのは事実であるが、ただ現実的商売としては皆様からそういうお話が持ち込まれていることも事実でありますので、これについてどう対応するか社内的にも大きな検討課題になっている。一部現場において販促条件の中でごく一部負担しているのも認識している。ただ、センターフィがどのような内容で構成されているのか、率そのもの適正が余りにクリアされていない。このこと事体、やはり卸様とメーカーの共通の土俵で議論して方向性を見出すべき重要な課題であると認識する。
- ・基本的に制度的仕組みがないためうまく対応できていないのが実情。ただ今後はこれをどう捉えてやっていくのか、検討していかねばいけない大きな問題だと認識している。
- ・物流センターフィは基本的に対応しないという方針で現状やっている。
- ・取引制度の中で卸店のマージン体系の中に含めており、センターフィとしてのお支払いはしていない。ただそうはいいいながら一部卸店の倉庫と同等の扱いということで対応しているところもあるが、基本的にはセンターフィの内容がどのようなものかかなりバラツキもあるので、今後卸店と一緒に中身を精査していかないとなかなか進展していかないと思う。
- ・基本的には卸店のマージンの中でやっていただくのがスタンスであるが、ただ現実的には一部現場で卸店へのマージンの補填という形で一部対応しているのも実態。実態調査のため昨年セールスからのヒアリングや流通経済研究所との勉強会を実施。
その結果、DCに関して中央値は6%、TCは4%というところであったが、高いところは10%に近いところもあり、低いところは3%というところもある。したがって卸店が取り交わしている約定の内容実態の把握をすすめて、今後卸店への対応をどうするか考えていきたい。

卸側からの総括的意見

- ＊労務提供問題で懸念いたしているところは、せっかく制度ができて小売業から言わせればメーカー、卸から請求してこないと言われることである。業界の健全化のために法律が制定できて業界自身を守らない、足並みを揃えないという事では残念であり、こういうことが今後の営業の健全化に支障をきたすと考え、協同步調をとっていただける部分は極力とっていただきたい。
- ＊返品の問題は環境の問題でもあり、少子高齢化の中でいくつか特別なマーケットができていく中でメーカーさんは需要、ニーズに対応して新商品の開発は大変大きな課題でありこれからのテーマでもある。新商品の発売は今後ともメーカーさんの使命であり、また改廃もあるのでこれをいかに効率よくスムーズにやっていくかがポイントとなる。医食同源化という中

で薬系卸の起用もあるでしょうが、ドラッグ業界は全く商慣習が違う。薬系卸の倉庫のひどいところは25%ぐらいは返品で占められている。つまりこうした商慣習が我々加工食品業界の商慣習に入ってくると、この問題は歯止めが効かなくなってしまう。したがって食品と健康という壁がなくなっていく中での商品開発で、メーカーさんが独自で販売店に商談される場合にあっては、この商慣習については明確に断って取引をしていただきたい。

- * センターフィの問題は新しくて古い問題であるが、かつてセンターフィの流通のウエイトは川の流れでいえば支流であったが昨今では本流になっている。例えで言えば昔豊島園に行った時代は、入場料を払えばどこでも遊べたが、今ディズニーランドに行けば入場料を払って見たいオプションにはオプション料を払って、並んでも払っている。言わばセンターフィは今日的な入場料みたいなものでセンターフィを払ってでも並ばなくてはならないところには並ばなくてはならない時代になっている。少子高齢化の中で地方では生き残っているスーパーさんについてはほとんどセンターを作っている。大きな量販店でも全体最適ではなく、自社最適、部分最適という事でセンターを作り、それが企業の競争力になっているのであれば、我々が止めるわけにはいかないと認識している。
- * メーカーさんからの出し値からエンドの価格まで誰がやろうが少なくとも必要なコストはかかる、それを全て卸が負担すべきだとすれば応分のマージン幅があればできるが、そうではない現状なので、もっともっと喧々諤々本質的にこういった課題についてストレートに話し合わなければならない時代になっている。
- * 今後量的に伸びない時代でもあるので基本論とか原則論ではなく課題に対して本質的会話を行って具体的に解決ができるような会合に是非していきたい。

以上、多岐にわたるテーマでそれぞれに結論が出るまでには至りませんでしたが大変意義のある話し合いができたものと思う。

◆11月15日(水)「価格制度の再構築への提言」について

平成18年11月15日(水)12時より精養軒日本橋店において、第3回目の賛助会員幹事店会が開催された。当日は昼食後、(社)日本加工食品卸協会 奥山専務理事の司会進行で議事に入り、最初の新賛助会員幹事店企業として今回から明星食品(株)に替わって、日清食品(株)が参加された事を報告した。

この後、11月8日に開催された理事会の報告を事務局から①会員動向 ②平成18年度上半期の事業活動報告を行ったが、この報告の中で改めて中島政策委員長が「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」の立ち上げの経過と「価格制度の再構築への提言」の主旨について報告、説明を行った。ついで意見交換テーマとして「食品取引協議会」と「新価格体系再構築委員会」がまとめ理事会で採択された「価格制度の再構築への提言」に関して各賛助会員企業様からご見解、ご認識をそれぞれ述べていただいた。(以下にその発言要旨を掲載する。)

意見交換テーマ「価格制度の再構築への提言」について

- ・ 価格制度に関して具体的に検討段階に入っている。オープンプライス等も含めて検討しているが、従来から続いている体系もあり急激にかえるのは難しいところもあり、リベートも含

めた形で検討中。配送協力は一部でロットで実施しているが、商品によってはやっていないのもあるので、今後どのようにやっていくのか検討している。

- ・量販店の値締めで価格を引き上げて、結果的に率で決めている卸の帳合手数料の額取的取り分を少しでもアップしていただこうと取り組んでいる。大容量の水に関しては熾烈な現状になっているので引き上げが難しく、今年一年シェアや売り上げ規模を落としながらも進んでいない。メーカーとして価格を下げない価値ある商品づくりを平行して心がけていかないと現実的には対応が難しいので、まずこれをやってメーカーとしての経営体質を強化することを考えている。センターフィに関しては実態調査を始めているが、センター運用形態もいろんなパターンがあり卸側の協力をいただいて機能的にも実態をもう少し解明し、また同時に小売側の協力もいただいて現実的には3者で解決する話し合いをしていくべきと考える。
- ・スピードはともかくとして方向性としてはオープンプライス、マークアップに進んでいくと捉えている。その中でできる限り合理的な価格形成ができるよう検討していきたいが、いろんな業態や売り方、流通形態の多様化などの複雑性もあるので、ひとつの形を作っていくのは大変難しいので卸の意見をお聞きしながら今後検討していきたい。まだ会社として一定の方向としての考え方ができていない。メーカーとしては商品の価値をいかに上げるかにつきるので、新しい価値を提供することに常々立ち戻って活動を見直していきたい。また小売業ともどういう協議の場をもつのかも大事なポイントである。メーカーと卸間でもまだまだ無駄なコスト、業務もあるので業界の標準化等にも取り組みたい。
- ・センターフィを含んだリベート体系については検討を重ねてきているが、その中で主力商品以外では付加価値を増大して価格体系を変えていけるが、主力商品では市場の売価が低価格で推移し、それに伴い販促費が限界の状態に来ており、こういう状態の中で少しずつ売価もあがってきており、販促費の低減までは至っていないが、原資材もかなり上がってきているので、いろいろ政策を入れた価格体系にしていくには価格変更するときでないとできない。一番の課題は市場の売価であるので、卸と量販店と協力してやらないと消費者も納得しない。センターフィも幅が大きくどのくらい見ていけば標準なのか、是非協会で標準的考えを示して欲しい。
- ・多種多様なメーカーを総括りでというのはなかなか難しいし、卸さんもそうでありまして、それからセンターフィの内容についても実態としては数パーセントからテンパーセント以上と言うように不透明な部分があったり、センターフィ自体がプロフィットセンター化している等、私どもでは実態を掴んでいない。私どもはちょっと前に新取引制度を導入した。これは日食協にもご相談して決めてきた内容であるが、基本リベートの定率部分と物流のアローアンス、定額部分を導入した。その範囲の中で卸の基本機能をカバーできていると今でも認識している。価格の是正については、大きな犠牲を払いながらある飲料を是正してきて、納価の是正も皆さんの協力も得て労力払ってきた。小売に対しては共同して店の売価の引き上げに尽きる。メーカーもコストプッシュに悩んでおり、なかなか利益を出せる状況にはない。
- ・価格体系が今の状況にあっているのかどうか検討をはじめているが、原料が厳しい状況にあり価格そのもののステージが変わってしまったということで価格そのものの是正を卸、小売の皆さんにお願いしている。したがってこの状況を浸透させていただいて、新たなことを考えていきたい。今現在は商品価値を適正なところにもっていききたいと動いている。今年度中にこれが出来ればこれを踏まえた上で新しいテーマに取り組んでいきたい。

- ・販売制度は20年数年来基本的に定率、定額という日食協の考えのもとに設定された中で時代に合わせて率、額を変更して運用してきたが、販売制度の見直しが必要な時期と考えていたので案件内容を考慮して考えていきたい。
- ・販売制度は価格体系の要素が大きく入ってくる。現状商談レベルの利益を計算するのは小売の売価があって、それから小売の納価いわゆる卸の売値があって我々の製品の現状ネット価格がある。その段階での利益が適正利益でまわっているかどうかで価格を設定しているが、残念ながら出だしの売価の設定が完全におかしくなっているのが、それが卸の利益を圧迫しているのではないかと思う。小売主導型の業界であるので適正売価指導をやってはいるがうまくいっていないのも実態。残念ながら小売の利益も業態内競争から、業態間競争の変化の中でばらばらな状況になってきている。このような案件を踏まえて今後の販売制度も制度ひとつ設定したから解決する問題かどうか悩むところです。結果としては費用、販促費、コストがいつまでも個別案件的についてまわっているのではないかと思っている。センターフィについては本当のコストを把握した上で小売、卸、メーカーの利益をみすえていく姿勢が必要であるが、センターフィだけにとらわれてはいけない。いろんな案件は小売の売価から起因していることが非常に大きいと想定されるので、その部分を甘んじて受けるか、もしくは違うぞと、オープン価格にしていけるか、建値制度でいけるかメーカーにとって大きな問題です。その答えはそれぞれのメーカーで違ってくるが、どうあっても共存共栄でやるならお互いが利益を生みだしながら成長していくことが必要と考える。
- ・10数年前に業界に先駆けて純粋なオープンプライス制度ではなかったが制度を導入した。しかし導入後極端なデフレ傾向の中で十分なマージンオンができず今日まできたという状況にある。流通の激変、経費の複雑化が顕著になってきたのであらためてマージンオンを求めていかねばならないと考えるが、機能対価とフィ負担というだけでは追いつかない状況ではないかと思う。小売に対する隷属的立場がもしあるとすれば少しでも製・配協力して打破していく必要がある。小売の恒例というか、理不尽な見積もり合わせに対して安易に呼応しない、極端な場合は帳合返上するという動きがあると聞いている。このへんがある面で卸の意識の現われと評価している。最終的には小売に対する転嫁というより消費者への転嫁をしていかないとこの問題は解決していかないと思うが、今のオーバーストアの中で本当に可能かどうか不安がある。だからこそメーカー、卸の協力が必要であり、三方のそれぞれが商売になるような利益をとって商売することが必要。原料関係の高騰もあり価格改定もやむなしという議論もしている、そういうことをきっかけに小売、消費者に説得していかねばならないのでご協力をお願いしたい。
- ・市場価格がここまで下がってきた理由を分析してみますと、一つ原因がはっきりしているのは平成16年に消費税が総額表示になった時に、当初は5%が加算されていたが大半が値上げしないで据え置いてしまったということがきっかけになっているのではないかと考えている。オーバーストアの中で小売業が売価をどうするか重要な問題ですが、売価を語る時に、総額表示になっている現在消費税との絡みをどう考えるかメーカーとして考えていかねばならない。また原料高の製品安という状態が続いているが、主原料の小麦の価格が来春から大幅に変わる予定。今までは政府売り渡し価格として年一回の改定で、少し下がってきた傾向にあった。センターフィが小売業の利益になっている構造はどう考えてもおかしい。どこが妥当なのか卸さんと一緒に考えていきたい。

- ・安く売るのが好きな会社が多い業界で対応に苦慮しているが、前期より価格是正に取り組んでいる。ある程度売り上げに影響が出てこの政策は継続していきたい。この問題は卸さんの協力が不可欠なのでご協力をお願いしたい。また本社機能のある地域より地方の方が支社長、支店長クラスの方との方が若干意思疎通が早くとれるので価格是正が進んでいる状況。一部エリアでは帳合の返上等も出ている。本来であれば東京発でありたいと思っている。またこれをするについては小売さんに売価是正をお願いしている。この売価是正のためにはやはり納価にもかかわってくる。この売価是正の後に価格改定の方角に進めていきたい。価格改定をしても元の木阿弥にならないようしかり今の段階で価格是正をなしとげたい。オープンプライス制度は時期尚早と判断している。オープンプライスにしても値段がすぐに小売にわかりますので、日本には向いていない。センターフィについてはセンターの形態別にデータを収集している。その後どう対応すべきか検討するが、日食協でも調査されている内容を開示してもらいたい。センターフィについてはコストの開示と理由の明確化が必要と考える。
- ・取引制度を変えて11年が経過し定期的に見直しはしてきているが、今年に入って今の世の中をきちんとみてどうあるべきかプロジェクトに社内で議論しているところだったので、日食協のこの動きと連動できる状況にある。商品の改廃時に製品の価値を上げて価格の設計をし、課題の解決に踏み込んでいきたい。センターフィ負担の表現が直接的である。合理的な負担のあり方、どうあるべきかを示していただきたい。
- ・大枠でご提言の内容は理解できる。既に解決すべく社内ではスタートしている。建値制度、リベート制度、取引制度に分けてそれぞれ検討する。かかる負担は応分に負担していかなければならないが、その内容を具体的に示して欲しい。価格に全てを織り込んでいくのは難しい。日本ではオープン価格制度の定着はしないと考えている。センターはコストの削減が前提であるのでそれぞれが負担すべきである。センター自身がプロフィット化しているのは納得できない。センターフィを含んで価格を上げるときの説明をどうすべきか大きな課題となる。建値制度とリベート制度と費用は別なものと考えている。卸の経費は率で、物流費は定額での考えで実行してきたが、物流費を販促費で考えるのはやめて欲しい。

卸側からの総括意見

- ・今日的には環境問題や労務問題からもバックヤードの合理化は必要であり、小売業のセンター化は必要悪的要素もある。コストダウンが利益になり儲かるという構造になってきたが、誰がやってもかかるのは経費である。それ以上のものは利益補填的部分になるが、こうした部分含めて基準的ガイドラインを出せばいいと思う。建値制度の中でセンターフィは結着したんだという認識は違う、今日的な建値制度ができた頃はまだまだセンターは部分的チャネルであったが現在は、まさに主流になっていると認識されたい。
- ・お互いに今までのやり方の非を認めたくて今の状況を問題だとすれば、共通の土俵に立って総論ではなく本音でオープンな議論しないと解決できない状況である。コストは誰がやってもかかるものはかかる、特にセンターフィの負担は、個別に違いはあるものの間違いなく必要なコストであるから開示できるものは開示するので相談の土俵にのっていただきたい。卸はこれ以上の負担をできる状況にはないことを認識してほしい。
- ・現状をお互い認めて見直し、できることからやるという意味があればそんなに時間をかけず

に合意できるのではないかと考える。

以上、長時間にわたり白熱した意見交換がなされた。次回は来春早々臨時に「新価格体系再構築委員会」との合同会議を開催して今後の価格制度のあり方を継続して検討することを確認にして閉会とした。

相互に挨拶があった後、「価格制度の再構築への提言」について活発な意見交換を行った。

[賛助会員幹事店会・新価格体系再構築委員会合同会議]

◆3月12日(月) 16時30分よりアーバンネット 大手町ビルLEBEL XXI東京會館にて開催。当日は当協会政策委員長の中島保氏((株)菱食)と賛助会員幹事店会代表の横山敬一氏(味の素(株))から以下の如く挨拶があった後、議事に入り、①「日食協提言」に関する賛助会員のアンケート調査の中間報告②センターフィの実態調査報告③メーカー各位の対応策の現状について会議を行った。



合同会議会場

ワーキンググループ活動報告

[食育に関するワーキンググループ]

人間力の向上を目指して、「食育」が重要な国民的課題であるとの認識から、平成17年7月に「食育基本法」が制定施行され、更に平成18年3月には「食育推進基本計画」が作成されました。今後はこの基本計画に基づいて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する事ができる人間を育てる「食育」を国民的運動として、国及び各関係団体が創意と工夫を凝らし、その総力を結集して強力に展開することになっております。弊協会の所管であります農林水産省からも食品の生産、流通、消費の各段階を通じた「食育」の推進に向けた協力体制が求められておりますので、弊協会としてこの国民的運動にどのように参加、協力できるか検討すべく「食育に関するW・G」を立ち上げた。その活動としては、特に、メーカーや小売業の皆様が現状推進されている「食育」活動を踏まえながら、中間流通業としての特徴的な活動を基本骨子として、正しい知識で食品を選択できる力を育成する「食育と食品選択のためのハンドブック」を作成する事にした。今回作成した冊子の内容は、特に表示に関する正しい理解と知識の普及啓発から加工食品関連の法律をわかりやすく関連づけて体系的にまとめた。この冊子を関係者各位の食品を取り巻く法律の基礎知識として、また食育情報として活用いただければと考える。

[公正取引問題対応ワーキンググループ]

公正取引委員会は、小売業の業態的变化や業態間競争が激しくなる中で、納入業者と小売業者との関係では相変わらず優越的地位の濫用問題が指摘され、より不当な行為が見られるようになったことをうけて、昭和29年に指定した「百貨店業における特定の不公正な取引方法」（百貨店業告示）を50年ぶりに大幅に見直し、平成17年11月1日に「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を指定し、施行した。企業コンプライアンスが求められる今日、この告示に対する流通業者の理解が進み、納入取引の適正化、公正化が図られることが重要であるが、施行されて約1年が経過し、取引の現場実態がどのように改善されているか、いないか、また問題点は何かを把握し、公正取引推進に向けて公正取引委員会等とも連携を図る意味からも当協会の公正取引問題ワーキンググループは、卸会員企業に大規模小売業者との取引における実態について調査を実施した。

調査内容は、大規模小売業者が、納入業者に対して不公正な取引をしているかどうか「大規模小売業告示」で規定した第1項から第9項までの禁止行為全てと専用センターの装備率状況、また追加調査項目としてセンターフィの料率について実態調査を行った。そのアンケート結果を分析して報告書としてまとめたが、その経過の中では大変貴重、且つ膨大な情報でもあり個別情報が漏洩しないよう守秘義務契約を交わした第3者機関に委託して集計し、その結果から分析を行った。

[消費税対応ワーキンググループ]

今期の活動としては、日食協が事業所間取引について当局に対し基本的に要望している内容を参加委員が再確認する事、及び政府税調資料に基づいて消費税に関する勉強会を行った。また、消費税制の見直しに対する製・配・販各団体から見た状況についての意見交換会に参加し当協会としての意見を述べた。

[環境問題対応ワーキンググループ]

平成18年4月から施行された「改正省エネ法」においては貨物分野において、輸送業者に加え、荷主となる業者に対し省エネへの取り組みが義務付けされることになった。義務対象者は全業種を対象に、貨物輸送量が3,000万トンキロ以上の者を特定荷主として指定された。こうした事をうけて昨年協会では「改正省エネ法への対応ガイドライン」をまとめて、業界として省資源社会への対応の方向性を示したが、本年は「改正省エネ法への対応ガイドライン」を補足し、業界として、特定荷主に指定された会員卸企業ができる限り標準的、統一的な数値把握とCO₂の排出削減計画が作成できるよう、確認事項をまとめた運用ルールを策定した。また、会員卸企業が現状「改正省エネ法」にどのように対応を進めているかを確認する為、アンケート調査を10月に実施し大変貴重な情報を入手することができた。

[EDIワーキンググループ]

販促金EDIシステムの普及、啓蒙に取り組むべく販促金のEDI化を業務革新という視点から取り組み、条件処理業務の簡素化等具体的成果を上げているメーカーと卸の両者から講演をいただく事例紹介セミナーを開催した。大変関心も高く、早い段階で定員を超える応募があり盛況であった。また、システムの効率的運用を目指して、商品の紐のつかない販売時等に手入力で付加しているコメント情報をコード化して、利用者双方が処理効率を向上できるよう摘要コードを販促金EDIシステムに追加した。この作業を進めるにあたり、ネットワーク検討会の主要メンバーとの意見交換会を7月24日（月）と8月21日（月）の2回に亘り行い有意義な情報をいただいた。

平成19年3月吉日

各 位

社団法人 日本加工食品卸協会
EDIワーキンググループ

販売促進金請求データ 摘要コード 項目追加のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。「企業間標準システム」の販売促進金請求データに「摘要コード」を追加対応致します。ホームページ上のデータフォーマットも改訂しておりますので参照願います。

敬具

記

1. 追加箇所

販売促進金請求データ 4. 請求明細レコードのNo.24の「余白」を「摘要コード」に割当て項目追加とします。

2. 利用目的

商品の紐付かない販売時等に文字にて付加しているコメントにコード化した情報を付加する事により、利用者双方の処理効率を向上させる事を目的とします。

但し、利用企業にあったコードを選択する事とし、定められたコード体系を販売促進金EDIの対象にするというものではありません。

3. 利用方法

ブランク コメント無し

01～30 添付の通り

31～89 日食協にて今後コードを追加する際のリザーブエリア

90～98 利用者企業にての任意利用エリア

99 その他

4. 適用日

平成19年5月1日

以 上

	Content	条件	Col	Pic	format	Length	Description
24	販売促進金摘要コード	△	127	X(02)	CH	2	△△: @@@@
							01～89: @@@@
							90～98: 各社任意コード
							99: その他

4-24 摘要コード

4-24.

利用者双方で協議の上使用する。

摘要の補足情報。主に商品の紐付かない販売時等に付加しているコメントを識別する為のコードをセットする。

利用企業にあったコードを選びセットする事とし、下記コード体系が販売促進金 E D I の対象とするものではない。

	販促金適用コード
01	センターファイ
02	大陳料
03	拡売協力金
04	チラシ代
05	カタログ代
06	ポップ代
07	販促企画補助
08	展示会コマ代
09	展示会条件
10	キャンペーン協力金
11	フェア協賛金
12	返品不可助成金
13	返品補助金
14	在庫処分値差補填金
15	在庫補償
16	前替補償
17	見切り処分代
18	創業祭キャンペーン協力金
19	新店キャンペーン協力金
20	改装キャンペーン協力金
21	月間奉仕登録料
22	新規定番導入料
23	トラックチャーター料
24	定番補填
25	商品検査料
26	データ料
27	販売実績報告料
28	アルバイト料
29	流通加工費補助
30	物流補助
31	
	日食協リザーブコード
89	
90	
	各社任意コード
98	
99	その他

研究会活動報告

〔情報システム研究会〕

例年の如く、全国卸売酒販組合連合会及び酒類・加工食品データベースセンターとの共催により、**情報システム研修会**を10月25日（水）に開催した。今回は2007年以降実運用が開始されるグローバルな標準システムに対する製・配・販の各流通段階の実務対応策、次世代の標準EDIのメッセージの内容等について研修していただき、各企業の問題整理に役立つ企画とした。また1企業でも多く参加、研修できるよう研修会を日食協の通常会費での事業として位置づけし会費は無料とした。

また、「**酒類・加工食品業界におけるGTINを利用したEDI運用ガイドライン**」についてEDIW・Gと合同で7月26日（水）に勉強会を行った。

酒類・加工食品業界におけるGTINを利用したEDI運用ガイドラインについて

7月26日（水）午前9時30分より当協会の会議室において、「GTIN」の円滑な導入を目指して、この度（株）ファイネットが事務局を務めている酒類・加工食品業界標準化推進会議でまとめられた「酒類・加工食品業界におけるGTINを利用したEDI運用ガイドライン」についての勉強会を開催した。この会は情報を共有化すべく情報システム研究会とEDI W・Gの合同勉強会とした。講師として酒類・食品標準化推進会議側から土本章夫氏（（株）ファイネット）、大本二三浩氏（明治屋商事（株））、畑中康任氏（味の素（株））の三氏にお願い、業界内各社がこのガイドラインに沿って効率的に運用がなされるよう説明がなされた。以下に「酒類・加工食品業界におけるGTINを利用したEDI運用ガイドライン」を掲載するので参考とされたい。

【1】はじめに

1. 当ガイドライン作成の目的

- ① GTINでのEDIをスムーズに運用することを目的として作成しました。
- ② 当ガイドラインに準拠した運用を行うことで個別対応が減り、効率化が実現できます。
- ③ 当ガイドラインは先ずは、酒類・加工食品業界標準化推進会議メンバー34社が実践することを目的としていますが、最終的には業界内各社がこのガイドラインに沿うことを目指します。

2. 当ガイドラインの対象範囲

(1) データフォーマット

現在の（社）日本加工食品卸協会（日食協）の「酒類食品業界卸店メーカー企業間標準システム」のデータフォーマットを利用する場合のガイドラインです。

(2) 対象とするEDI

メーカー・卸間のEDIに限定します。（原料供給、資材は含みません。）

(3) GTINを利用するEDIについて

EDI効率化の観点から、メーカー・卸間で現在実施しているデータ種全てについて適用することとします。

【2】GTINでEDI行う場合のフォーマットおよびデータ項目セットについて

日食協フォーマットへのGTIN関連項目セットの基本的考え方

1. 商品コード使用区分

(1) 商品コード使用区分欄のあるデータフォーマット

「商品コード使用区分」欄に「6:GTIN」をセットしてください。

(2) 商品コード使用区分欄の無いデータフォーマット（受発注 Ver. 2）

商品コード使用区分欄がないため「単位」欄で代用しますが、メーカー・卸間でGTINを表す値「6:GTIN」を他の用途で利用していないかを確認してください。

2. 商品コード欄

① 利用するフォーマットバージョンについては、受発注Ver. 1および出荷案内Ver. 1は、商品コード欄が13桁であり、14桁のGTINをセットできません。

したがって、GTINでEDIを行う場合はバージョンアップが必要です。

（「別紙2 フォーマットバージョンについて」を参照）

②GTIN（荷姿に応じたコード）をセットしてください。

③受発注データにセットするGTINは、現状の発注単位を表すGTINをセットしてください。

・発注単位を表すGTINをセットしない場合、出荷案内データに影響します。

3. 入数欄

商品コード欄にセットしたGTINが意味する単品入数をセットしてください。

ただし、入数を利用するかは受け側各社の判断とします。

4. 数量欄

(1) 数量欄のみのデータフォーマット

商品コード欄にセットしたGTINに応じた数量をセットしてください。

(2) ケース数欄と個数欄のあるデータフォーマット（販売実績データ・在庫報告データ）

① 「ケース数」欄

・使用しない。

② 「個数」欄

・商品コード欄にセットしたGTINに応じた数量をセットしてください。

(3) 注意

①上記対応(1)(2)の対応とし、複数データ（ケースGTINのデータと単品GTINのデータ）作成は行わない運用に統一します。

5. 単価欄

設定する場合は、商品コード欄にセットしたGTINに応じた単価をセットしてください。

6. 設定例

荷 姿	商品コード (GTIN)	単品入数	数量	単価
梱 (バンド掛け・半裁品)	1490150000001c	48	1	4800
ケース (外装)	2490150000001c	24	2	2400
ボール (中装)	3490150000001c	6	8	600
単品 (個装)	0490150000001c	1	48	100

【3】GTINでEDIを行う場合の準備について

1. GTINによるEDI実施の進め方について

- ① 現在実施のEDI全てをGTINで行うこととしますが、全データ種一斉である必要はありません。

基本的には、データ発生順序に「発注」→「出荷案内」→「販売実績」と対応していくのが自然ですが、切替データ種の優先順位は、最終的にメーカー・卸双方で確認してから実施してください。

- ② 実施タイミングは、各メーカー・卸間で協議の上、決定してください。

(参考資料 「GTINによるEDI 対応ロードマップ例」 参照)

2. バンド掛け・半裁品に印字のITFシンボル「意味づけ変更」実施について

- (1) 「バンド掛け・半裁品」および「ケース」の定義

バンド掛け・半裁品を「梱」、バンドを外した単箱または半裁品を分けた単箱を「ケース」と定義します。

- (2) 「意味づけ変更」とは？

- ①現在、バンド掛け・半裁品について、単箱に印刷してあるITFシンボルは、バンド掛け全体や半裁前の荷姿を意味している場合がほとんどです。

- ②上記①はGTINのルールに反しており、GTINでEDI実施の際に支障が予想されます。

- ③このため、単箱には単箱の荷姿を意味するITFシンボルが印刷されている必要があります。

- ④対応としては現在のITFシンボル自体を変更（＝包材変更）もありますが、下記⑤の対応も可とします。

- ⑤現在印刷してあるITFシンボルを変えず（＝包材変更しない）、「現在印刷されているITFシンボルは単箱の荷姿を意味する」と解釈を変更する。これを「意味づけ変更」と表現します。別紙1も参照願います。

- (3) 変更方法・時期

- ①メーカー毎に一斉切替えとします。

- ②下記理由から、GTINのEDI利用開始前（2006年中）に行うことをお勧めします。

・現在、ITFシンボルから内包のJANで商品を特定している卸がほとんどであること・商品の特定が主目的であり、「荷姿」の特定にはほとんど利用していないこと・GTINでEDIが開始されると「荷姿」の特定に利用されること

- ③メーカー各社は、個別に対象商品・変更時期を案内してください。

- (4) ITFでEDIを実施している場合の対応について

- ①意味づけ変更時、バンド掛け全体や半裁品前の荷姿を表す入数のITFコードを新設してください。

・別紙1の2を参照願います。

- (5) GTIN利用開始までの運用

意味づけ変更後であっても、GTINを利用開始するまでは、EDIは現行通りの設定で運用します。

3. 16桁ITFシンボル印字商品の14桁化について

- (1) 変更完了時期

- ①(財)流通システム開発センターの指針では、「2010年3月までに完了」とありますが、酒

類・加工食品業界標準化推進会議メンバー企業34社が、業界標準の先頭に立つという意味で、2008年4月を目標とします。

(2) 変更方法

①リニューアル・包材変更のタイミングで、自然切替を推奨いたします。

・2008年4月に集中しないよう、計画的に切替を進めてください。

②事前取引先へ商品一覧を連絡する必要があります。

※2007年3月以降、「商品アイテムコード不一致型」のGTINが発生してきます。

4. 卸側マスターへのGTIN初期セットについて

(1) マスター初期セットについて

GTINでEDIを行うために、マスターにGTINに関する情報を設定する必要があります。

「【参考資料】マスターの考え方」を参照してください。

(2) 案内方法

メーカーは、全商品の一覧を作成して卸に案内します。

卸側は、メーカーの全商品の一覧から自社で扱う商品を選別してマスターに登録します。

①商品情報データ案内方法

EXCELで作成された統一フォーマットを利用して案内を行います。

統一フォーマットについては、参考資料の「GTIN－EDI切替・商品確認表」を参照してください。

②商品カタログでの案内方法

商品カタログ等の印刷物についても、GTIN関連情報を記載願います。

書式については、参考資料の「商品カタログサンプル」を参考としてください。

(注釈)

①階層名は、「個装」「中装」「外装」「梱

②印字コードを表記する(印字フラグ)

③発注単位＝出荷単位(受注可能階層)を記載する

④総バラ入数を記載する

【4】GTINでのEDI稼働後の案内方法について

※「卸側マスターへのGTIN初期セットについて」(【3】－4)と同じ運用とします。

【5】Q & A

1. 受発注データ関連

(1) 半裁品・バンド掛け商品の発注時にセットするGTINは？

A： 発注可能な荷姿のGTINをセットします。

・その際、ソースマーキングされていないGTINでも可とします。

(2) 販促品の発注時にセットするGTINは？

A： 販促品を表すGTINのセットを原則とします。

2. 出荷案内データ関連

(1) 受注時のGTINをセットする必要がありますか？

A： 受注時のGTINをセットすることを原則とします。

- ・ただし、卸が発注時に荷姿に応じたGTINをセットしていることが前提で、メーカー・卸相対で確認できた場合は、例外もありえます。

(2) 販促品終了により通常商品を出荷する場合にセットするGTINは？

A：受注時の販促品GTINを通常商品のGTINに変更することも可とします。

- ・ただし、事前に卸の了承が有ることが前提です。

3. 販売実績データ関連

(1) 小売に出荷した荷姿を表すGTINをセットしなければなりませんか？

A：基本的には、どの荷姿を意味するGTINをセットしても構いません。

ただし、出荷時の荷姿に応じたGTINをセットするのが望ましい。

例) ビールの6缶パックを販売した場合、実績も6缶パックのGTINをセットするのが望ましい。

4. 販売促進金データ関連

(1) 協賛金にもGTINを適用しますか？

A：①商品に紐づくものは商品のGTINをセットしてください。

②商品に紐つかないもの（協賛金等）はGTINを使用せず、現行どおり（プライベートコード使用等）としてください。

5. 商品コード

(1) ITF14桁とケースJANの両方コードが付番されており、コードが一致していない場合、EDIでどちらをGTINとして利用すればよいですか？

A：将来的には、ITF14桁をケースJANに合せるように変更することが望ましく、コードが一致しない場合は、今後とも残る可能性の高いケースJANを、EDI上の商品コード（GTIN）とすることを基本とします。

6. GTIN初期セット・案内関連

(1) 何をもって「単品（消費者購入単位）」とするかの基準はありますか？

A：ブランドオーナーが、小売店頭での販売形態を想定し決定します。パックやケースでの店頭販売が想定される場合には、POSレジでのスキャンのために、これらの荷姿に対してもJANシンボルを印刷することが求められます。

ブランドオーナーは自らが設定した「単品（消費者購入単位）」について、流通各層に周知する必要があります。

(2) ギフト品の中身を案内データにセットする必要がありますか？

A：①ギフト品はそれ自体を単品ととらえることとします。

②したがって、GTINの案内データには中身をセットする必要はありません。

- ・GTINの案内データにセットする必要は無いということであり、取引先への案内は必要に応じて行ってください。

7. その他

(1) GTINを付番する予定の無い商品も付番してGTINでEDIを行う必要がありますか？

※GTIN付番未定商品：特殊な留型品（限定的商流品で現行コード類の未発番品）

A：①GTINを付番することが原則ですが、現状の運用を継続することは否定いたしません。但し、GTINでEDIを実施するメリットと比較検討し判断してください。

②すべての商品にGTINを付番するかは各社の判断とします。また、流通各層に周知

することができれば、必ずしもソースマークする必要はありません。

③これらの商品をEDIでどのように対応するかは、当該メーカーと卸間での取り決めとします。

(2) GTINの付番時期が未定の商品はどうに対応したらよいですか？

※GTIN付番時期未定商品： 得意先メーカーコードのPB商品

A：上記(1)に準じますが、2010年3月までにはGTIN付番完了するように、得意先とご相談下さい。

(3) GTINを付番することが困難な商品はどうに対応したらよいですか？

※GTIN付番困難な商品： 量り売り商品

A：①GTINを付番することが困難な商品は各社の判断で対象外にしても結構です。

②これらの商品をEDIでどのように対応するかは、当該メーカーと卸間での取り決めとします。

(4) 製品以外の空容器やカートンもGTINを付番すべきですか？

A：EDIデータが発生すると思われますので、GTINを付番すべきです。

(5) プライベートコード（SDP含む）でのEDIは無くなりますか？

A：GTINでの運用が普及すれば無くなります。早期にGTINでのEDIを行うことによりEDIの効率化にも繋がります。

(6) GLN（企業識別コード）もGTINと同じタイミングで切替が必要でしょうか？

A：当ガイドライン作成時点（06年07月）においては、わが国におけるGLNに関する導入スケジュールは明確になっておりません。このため、当面は「商品コードをGTINに変更すること」に絞って切替を進めて頂ければ結構です。

(7) イベント品／レギュラー品や、ビールのアルミ缶／スチール缶のように、同一JANコードが付けられている商品の集合包装用GTINの付番方法はどうすればよいですか？

A：同一地域、同一期間で併売され、受発注において別商品として識別する必要がある場合は、GTINを区別して付番します。

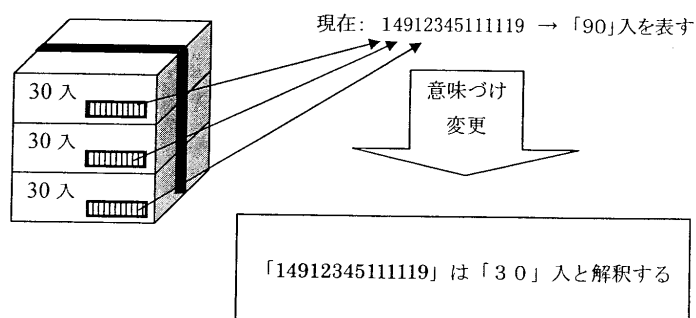
上記条件に該当するかの判断については、ブランドオーナーに委ねます。

【別紙1】バンド掛け・半裁品に印字のITFシンボル意味づけ変更について

1. 意味づけ変更とは？

(例) 30入り×3合せ・ITFを14桁と仮定

※現在は、下記のようなバンド掛け商品の場合、ITFは90入を意味している場合がほとんどです。



2. バンド掛け全体や半裁品前の荷姿を表す入数のITFコードを新設する理由

(例) ITFで出荷案内EDI実施の場合

意味づけ変更前の出荷案内データ

14912345111119 10ケース → 90入 総バラ=900



意味づけ変更 (このコードを30入と解釈することに変更)

14912345111119 10ケース → 30入



意味づけ変更後もこのコードで出荷案内データ交換しますと、卸側買掛金は過小計上となります。

14912345111119 10ケース → 30入 総バラ=300



したがって、新たに「90」入を表すGTINを新設して出荷案内のEDIを行う必要があります。

24912345111115 (「90」入として新設) 10ケース → 90入 総バラ=900

【別紙2】フォーマットバージョンについて

日食協フォーマットでGTINを利用する場合は、受発注フォーマットバージョン1および出荷案内フォーマットバージョン1は、商品コード欄が13桁であり、14桁のGTINをセットできないため、利用できません。

GTINによるEDIを行う場合は、フォーマットのバージョンアップを行ってください。

フォーマットバージョン別商品コード欄桁数

データ種	フォーマットVer. 1	フォーマットVer. 2	フォーマットVer. 3
受発注	13桁(要)	16桁(不要)	16桁(不要)
出荷案内	13桁(要)	16桁(不要)	16桁(不要)

網掛け部分はフォーマットのバージョンアップが必要

流通サプライチェーンマネジメントの推進について

—もうひとつの2007年問題をご存知ですか?—

1. 背景

経済産業省が2003年度より、グロサリーに関わる商品情報システムの共有化を国際社会と連動して進めています。

これは現状の流通サプライチェーンマネジメント(製・配・販)は多くの異なる商品情報システムが乱立し相互連携が図れず全体最適な仕組みになっていないため、その是正を目的としており、具体的には「商品識別コード(GTIN)対応」・「商品マスターデータ同期化(GDS)対応」・「次世代EDIの標準化(XML-EDI)対応」等です。

2007年3月から一部の小売業で実装が始まりますので我々卸売業はこれに対応せねばなりません。今回は特に対応を急がれる「商品識別コード(GTIN)対応」と「次世代EDI標準化(XML-EDI)対応」について説明いたします。

2. 商品識別コード（GTIN）対応

現在、流通サプライチェーンでやり取りされている商品コード、すなわちJANコード（8桁、13桁）、UPCコード（12桁）、ITFコード（16桁、14桁）などは、ライジングサン2007の一環として2007年3月から次の通りとなります。

上記の各コードは国際標準の商品識別コード（GTIN－Global Trade Item Number）として発注単位の意味付けを持った14桁の集合包装用商品コード（従来の呼称はITF）体系に統一化されます。これは、グローバルな商取引をするには欠かせない対応であると同時に、商品コードが統一されることから、流通サプライチェーン情報システムのトータルコストが大幅に削減されるというメリットがあります（企業間データ交換における変換コスト削減等）。

我々にとっての課題はJAN不一致型GTINの発生です。従来JANとITFとの間には関連性がありましたが、桁数が短くなることによりこれが崩れJANとITFは不一致となりますので、流通3層の各企業は2007年2月迄に自社の情報システムの変更をする必要があります。

具体的には

対 象	変更必要システム（企業によって無い場合あり）
マスター管理	・ 基本商品マスターにGTIN項目メンテナンス 又は別途GTINマスターの作成 ・ FDB変更対応
対メーカーとのEDI	・ 発注、出荷EDI、販売実績EDI、在庫情報報告等
対得意先とのEDI	・ EOS（～出荷）事前出荷情報（ASN）、納品伝票等
物流センター	・ 各拠点マテハンシステム変更 (入庫、出庫検品、ハンディシステム)

尚、これらの移行は得意先、メーカー、卸の個別交渉であり、完了日は2010年3月になっています。（上記に関係する場合は、3層全てでシステム変更する必要があります）

各社におかれましては段階的に増加するGTIN付番商品対応について、改めてその対策について関係部署にご確認頂きたいと思います。

3. 次世代EDIの標準化について

現在、流通業界でもっとも多く使われているEDIの通信方式として「J手順様式」（注1）があります。これがインターネットの普及にて高速（現行より約800倍）で安価な「WEB-EDI手順」（注2）に代わり段々利用されなくなりつつあります。その為、近々「J手順様式」の機器は製造されなくなり、それに替わって「WEB-EDI手順様式」及びその機器（サーバー）が利用されるといわれています。

しかし、この欠点は単純に通信方式を「J手順様式」から「WEB-EDI手順様式」にするケースが多く、「J手順様式」時代の問題である個々の企業の個別フォーマット問題が改善されないばかりか、データ変換に自動化・無人化が出来なくなりますので、データの受領者側からみると以前より改悪となるという欠点があります。

その為これらを解決すべく、現在日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会に加盟する大手小売業が中心となってインターネット対応の「次世代標準EDI(XML-EDI)（注3）」を進めております。

今回の「次世代標準EDI」の特筆は現行小売業の業務プロセス上の違いからきている、発注等（注4）のデータフォーマットを小売業が標準化する事、又ビジネスモデルが変更になり、データ項目が増えた場合でも単純に追加できる柔軟性を持ったメッセージ構成にすることなどから、卸売業・メーカーとしては大いに期待する事となります。

又、これに付随して納品伝票の廃止（伝票レス取引）・発注等のデータ送信高速化・画像の配信・トレサビリティ等が出来、これが本当に推進できれば、社会的要求にも応える事も出来、流通の3層にとって画期的な事になると思います。

これを、経済産業省・流通システム開発センターの支援の基、大手小売業が大手卸売業と連携し2007年2月から実証実験の上で同年3月から実装（本番）すべく進めております。

30年に1回の取組みといわれている小売主導の標準化案件であり、また前述のように卸売業にとってもメリットが大きいことから、その定着化に向けて卸売業としても前向きに対応すべきと考えます。

（注1）「J手順様式」とは日本チェーンストア協会が1980年制定した公衆回線利用の通信手順。

（注2）「WEB-EDI手順様式」とはウェブブラウザから簡単にアクセスしEDIメッセージを送受信できるシステム

（注3）「次世代標準EDI(XML-EDI)」とはExtensible Markup Languageの略
EDIとはElectronic Data Interchange

（注4）発注等とは現在標準化されているメッセージは「発注データ」・「出荷データ」
「受領データ」・「請求データ」・「支払い案内データ」・「返品データ」

酒類加工食品業界画像標準Ver2.0について

酒類食品業界の画像標準仕様は、平成13年3月、日本加工食品卸協会が策定された「商品画像情報標準化調査研究報告書」に記載の「酒類加工食品業界画像標準」であるが、かねてより利用者のニーズや撮影技術、各種の機器や通信回線などの利用環境変化を考慮した今日的な業界標準画像仕様が求められていた。

そこで、㈱ジャパン・インフォレックス(JII)・㈱ファイネットの両社は、㈱サイバーリンクスの協力を得て、JII参加卸と共に今日的な業界画像スキームの検討を重ねる中で画像仕様の再定義を行った。

したがって、今般再定義した画像標準仕様を「酒類加工食品業界画像標準Ver2.0」とすることを承認し、本年10月を目標に酒類加工食品流通業界における標準として活用の拡大を図る。



平成19年4月吉日

各 位

酒類加工食品業界画像標準Ver2.0のご案内

(1) 目的

- ①撮影機器・画像処理機器のハードウェア向上に伴う標準仕様の見直し
- ②製・配・販で利用される画像の仕様を共通化することで、各社間のコスト削減と作業効率化を実現

(2) 今回の標準化対象範囲

画像規格 ○

画像データ転送方式 ー

画像文字情報 ー

(3) 仕様変更による既存システム利用企業への影響

①棚割画像

- ・ 主要な棚割用アプリケーションでの利用可否

②商品案内用画像（外観画像）

- ・ 提案書／見積書などの営業支援系ツールでの画像表示仕様への影響
- ・ Web用として使用する場合の画像サイズへの影響

(4) 日用雑貨業界との相違点

①背景色

- ・ 日用雑貨……黒／酒類・食品……白
- ・ 売場や棚が異なるため、当面は共通化しない

(5) 使用開始時期

- ・ 本年10月を予定

(6) 添付ファイル

- ①標準仕様ガイドブック ②新旧対比表

画像データ規格 標準仕様ガイドブック

1. 目的

- ・ 流通業界で使用する、商品画像データについて標準的な仕様を策定する。
- ・ 利用シーンにあわせ、最低限必要な仕様を標準ルールとすることで、データ作成者の負担を軽減し、円滑な画像データ流通を促進させる。

2. 対象

商品種別	棚割画像	商品案内画像	高精細画像
家庭用	JPG	JPG	EPS-JPG
業務用	JPG	JPG	EPS-JPG

※注意事項

- ①業務用商品については要検討。
- ②品質管理用の一括表示・栄養成分表示などの画像データは今後検討。

3. 画像スペック

(1) 棚割用画像

一般的にメーカー・卸・小売りの棚割業務にて使用する棚割システムで使用される画像データ。

(2) 商品案内用画像

- ①一般的にメーカー・卸での得意先向け商品紹介書等の資料に使用する画像データ。
(Excel、PowerPointなどで作成し、紙媒体への印刷を主目的とする)
- ②一般的にメーカー・卸・小売業等がWEBサイトでの表示に使用する画像データ。
(WEBサイトへの掲載等、PCモニタに表示を主目的とする)

(3) 高精細画像

一般的に小売業のチラシ印刷に使用する画像データ
(印刷会社がDTPソフト等で扱うことを主に想定する)

4. 画像の格納・管理

標準ルールにて作成された画像データは一カ所で集中的に保管・流通することが望ましい。

5. 画像データの詳細スペック

(1) 棚割用画像 (必須)

画像名称	画像サイズ	解像度	保存形式	カラーモード	背景色
棚割 正面	長辺 200pixel	300dpi	JPG	RGB	白
棚割 上面					
棚割 右側面					

※注意事項

- ①商品形状により最低撮影面数を別途定義する。「正面」を最低必要面とする。
- ②「正面」とは、「売り場陳列時にお客様から見て正面となる可能性のある面」をいう。
- ③「正面」となりうる面が2以上ある場合は最低必要面も2以上とする。

(2) 商品案内用画像 (必須)

画像名称	画像サイズ	解像度	保存形式	カラーモード	背景色
外観画像 俯瞰外観面	640×480 pixel	300dpi	JPG	RGB	白

※注意事項

- ①商品案内用外観図は俯瞰外観面1面のみとする。
- ②商品形状により、俯瞰外観図の定義(撮影アングル)を別途定める。
- ③640×480pixelの枠内中心に配置する商品本体の画像サイズはおおむね枠の短辺の95%程度(450pixel程度)とする。
- ④画像データを利用するシステムにより要求される画像サイズ・解像度等が異なる場合は、適宜変更するかもしれない利用システム側で自動変更を行う。

(3) 高精細画像 (任意)

画像名称	画像サイズ	解像度	保存形式	カラーモード	背景色
外観画像 俯瞰外観面	1280×960 pixel	350dpi	EPS-JPG	CMYK	切り抜き パス付き

※注意事項

- ①高精細外観図は俯瞰外観面1面のみとする。
- ②商品形状により、俯瞰外観図の定義(撮影アングル)を別途定める。
- ③1280×960pixelの枠内中心に配置する商品本体の画像サイズはおおむね枠の短辺の95%程度(900pixel程度)とする。

(4) 共通ルール ファイル名称

画像名称	ファイル名
共通	メーカーCD`共通商品CD`メーカーPVCD`画像区分

※注意事項

- ①ファイル名称は各画像規格で共通、ただし、画像区分によって各規格を識別する。
- ②棚割システムに取り込む際は、それぞれのシステムによって変換必要性の可能性あり。

現行標準仕様(H13年日食協策定版をVer1.0とする)とVer2.0(新標準案)との比較

■ 棚割画像

	Ver1.0(H13年)	Ver2.0(新標準案)
サイズ	長辺200pixel	長辺200pixel
解像度	—	300dpi
保存形式	JPG	JPG
カラーモード	RGB	RGB
背景色	ライトグレー	白
撮影必須面	正面、上面、右側面 ※他3面は任意	正面、上面、右側面 ※他3面は任意 ※商品形状により必須面を定義する

■ 商品案内用画像(外観画像)

	Ver1.0(H13年)	Ver2.0(新標準案)
サイズ	320×240pixel	640×480pixel
解像度	—	300dpi
保存形式	JPG	JPG
カラーモード	RGB	RGB
背景色	ライトグレー	白

■ 高精細画像(精密印刷用画像)

	Ver1.0(H13年)	Ver2.0(新標準案)
サイズ	1280×960pixel	1280×960pixel
解像度	—	350dpi
保存形式	JPG	EPS-JPG
カラーモード	RGB	CMYK
背景色	ライトグレー	切り抜きパス付き
撮影義務	—	任意

■ ファイル名

Ver1.0(H13年)
XXXXXAAA(AAA=G01～G13)

Ver2.0(今回の標準案)
JAN代表メーカーコード+JAN+メーカー自社コード+画像区分

[物流問題研究会]

会議の都度、環境問題対応W・Gの活動状況と情報を共有しながら、物流問題の実務者として「改正省エネ法」に対応する意見交換と「改正道路交通法」の影響と対応策について協議を行った。また、メーカー、卸間の物流業務のインフラ整備を意図して「卸・メーカー間用統一伝票」を提案した。当協会の関連企業であるフーズロジステイクスネットワーク（株）（略称：FLN）は取扱い規模を順調に拡大して単年度収支を黒字化した。

食料品都市内物流円滑化推進協議会設立

平成18年7月27日に食料品に関する都市内物流の円滑な推進を図ることを目的に食品事業者団体（16団体）で構成する『食料品都市内物流円滑化推進協議会』が設立されました。

昨年11月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2005－2009）」に関する「今後検討すべき具体的な物流施策（平成17年11月15日総合物流施策推進会議決定）」において、貨物交通のマネジメントを適切に推進していくためには、都市内物流の改善が必要であることが明記されました。

一方、違法駐車に対する規制の強化等を内容とする改正道路交通法が本年6月1日より施行されたことから、一部の食品事業者においては「配送時の二人乗車体制」や「一時駐車場の利用」、「荷下ろし時間の短縮」等の取り組みが見られます。

食品産業は、国民に安定的に食料を提供する使命を担っており、日常の事業活動において、事業者自らがあるいは荷主として円滑な物流が不可欠なものとなっています。

このため、今後、円滑な都市内物流の実現を目指し、事業者自らが主体的に取り組んでいくためには、食品事業者団体で構成する協議会を立ち上げ、改正道路交通法に関する情報の収集・提供、円滑な都市内物流の促進に関する情報交流の推進及び手法の検討等を行うとともに、関係事業者団体との連携をとりつつ、これらの目的達成のために関係諸機関に対して必要な要請等を行っていくことが重要です。食料品等の流通における各段階の事業者及び団体が主体となり、円滑な都市内物流の実現を目指し「食料品都市内物流円滑化推進協議会」が設立されました。

当食流機構は事務局として食料品都市内物流の円滑な推進を図るため協力してまいります。

食料品都市内物流円滑化推進協議会会員一覧

(社)日本外食品卸協会
(社)日本加工食品卸協会
(社)日本パン工業会
(協)セルコチェーン(株)日本セルコ)
全国給食事業協同組合連合会
全国水産物卸組合連合会
全国水産物商業協同組合連合会
全国青果物商業協同組合連合会
全国米穀販売事業協同組合
全日食チェーン商業協同組合連合会(全日本食品(株))
花キュービット協同組合
日本給食連合会
日本米穀小売商業組合連合会
日本スーパーマーケット協会
全国総菜宅配協会
事務局
(財)食品流通構造改善促進機構

会 長 國分勸兵衛

(社団法人 日本加工食品卸協会 会長)

副会長 藤原 厚

(全国水産物商業協同組合連合会 会長)

監 事 棕田高義

(社団法人 日本外食品卸協会 専務理事)

監 事 加納力也

(全国青果物商業協同組合連合会 専務理事)

「卸店・メーカー間用統一伝票」を提案

物流問題研究会は、メーカー、卸間の物流業務のインフラ整備を意図して「卸・メーカー間用統一伝票」の活用を提案することとした。これは食品流通業界においては食品メーカー企業の納品伝票の様式や形態が異なることから、卸企業の商品を受け入れる物流現場において照合や保管に大変苦慮し、このことがメーカー企業への商品代金の支払い照合時に支障となり、支払い保留や支払い遅延発生の大きな原因にもなっております。以前よりこの問題について物流問題研究会で取り組んでまいりましたが、当協会の関連企業である、フーズ・ロジスティクス・ネットワーク株式会社での運用実績をベースに「卸店・メーカー間用統一伝票」を開発設計し、このほど見本品が完成いたしました。他業界（チェーンストア協会、菓子業界等）では既にそれぞれの業界統一伝票が活用され、事務の合理化や経費の削減を実現している実績もありますので、食品業界でも広く活用をお勧めしたいと考えております。

以下の活用をお願いのご案内をご参照いただき、よろしくご支援、ご協力をお願いいたします。

平成18年10月吉日

メーカー 各位

日本加工食品卸協会
専務理事 奥山則康

物流問題研究会
座長 山本栄二

『卸店・メーカー間用統一伝票』 活用お願いのご案内

拝啓 貴社益々ご発展の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて 昨今の当業界の問題としてメーカー各位の納品伝票の様式や形態が異なり卸店各社とも照合や保管に大変苦慮している事があげられます。

この事態は強いては照合遅れによるメーカー各位への支払保留や支払遅延の大きな要因に繋がっている事も見逃せない事実です。

以前よりこの問題に取り組んでまいりましたが この度会員卸各位からの力強い後援を戴きまして日食協仕様の『卸店・メーカー間用統一伝票』の活用を薦めて行く所存です。

つきましては用意させていただきました見本品をご高覧の上ご検討賜ります様お願い申し上げます。尚 詳細につきましては当協会の関連企業であります『F・L・N（フーズ・ロジスティクス・ネットワーク（株））』本社事務所を連絡窓口としてご利用下さります様重ねてお願い致します。

他業界（チェーンストア協会・菓子業界等）同様に統一伝票を活用する事で事務の合理化や経費の削減に繋げていただければ幸甚に存じます。

まずは取り急ぎご案内方々お願いまで。 敬具

記

☆事務連絡窓口 フーズ・ロジスティクス・ネットワーク（株）

東京都中央区日本橋1-2-8 ニホンバシビル3階

TEL 03-3276-0751 酒井・片岡

FAX 03-3276-6313

☆詳細は事務窓口にてご案内いたしますが

基本は4枚綴りですがご要望により3枚や5枚もお受けできます。

又 価格や発注方法・発注ロット等はご相談させて戴きます。

以上

売上伝票										
住 所		様 年 月 日								
得意先名										
届先住所										
届 先 名		様		取引先コード	事業所	倉庫	出荷日	納品日	伝票番号	発注番号
							年 月 日	年 月 日		
商 品 コ ー ド	品 名	入 数	数 量	単 位	単 価	金 額	発 注 №	備 考		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
備 考		配 送 形 態		配 送 地 区		重 量		金 額 合 計		
						kg				

日食協統一伝票様式①(卸店メーカー間用)

毎度ありがとうございます。上記の通り納品申し上げます。

[商品開発研究会（缶詰オーナーブランド会）]

4月26日（水）に「残留農薬等のポジティブリスト制度」についての研修会を（社）日本缶詰協会専務理事の増田 寛行氏に講師をお願いして開催。7月26日（水）には施行後の状況についての情報交換会を開催。業界における本制度の本質的理解の進展と冷静な対応から大きな混乱もなく円滑に導入が図られたとの意見が大半であった。実務研修としては、10月19日（木）に日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方と情報交換会を開催。

10月30日（月）に「加工食品品質表示基準の改正について」と題して、（社）日本缶詰協会技術部長 土橋芳和氏を講師に開催した。本年3月28日（水）には、幹事企業有志による「商品クレーム」のデータ分析会を開催。

[法務研究会]

基本的には2ヶ月に一度の定期開催で前半は各社の情報交換、後半はテーマを決めての持ち回り座長形式の勉強会スタイルを継続。主なテーマは、「個人情報保護法に関する各社の対応策」「動産債権譲渡特例法に関して」「会社法に関して」「偽装請負に関する対応策」「従業員の派遣の実態について」「仕入先の倒産時の対応について」等であった。

[労務管理研究会]

基本的には2ヶ月に1回の定期開催で持ち回り座長制で情報交換、勉強会を進行。

取り上げたテーマは「長時間労働と健康管理（メンタルヘルスを含む）」「各社の安全衛生委員会の取り組み課題」「各社の評価制度」「各社の人事制度全般について」

[ネットワーク検討会]

第142回ネットワーク検討会を6月8日（木）開催。議題は、①EDI W・Gの活動報告（販促金EDI、リバートコード検討状況、GLN関連） ②メーカーフーズ検討会の活動報告（研究会テーマ、新幹事会社の紹介） ③情報システム関連の近況情報交換 ④ネットワーク検討会

の運営方法について（座長の選出、情報システム研究会との関連、） ⑤次回定例会を平成19年6月14日（木）午前10時より開催する事を決定。

受 託 事 業

当協会は継続して**SKDBC事務局業務を受託**。会合は第1回運営委員会を11月24日（金）、第2回運営委員会を3月29日（木）に開催。また、事業として10月25日（水）に（社）日本加工食品卸協会と全国酒販卸中央会との共催で情報システム研修会を開催。これ等の事務局業務と毎月の収支計算書作成と会員管理を行った。以下に参考まで、平成18年度の運営委員会の議事録を掲載する。

第1回 運営委員会 議事録

開催年月日 平成18年11月24日（金） 10:00～11:25
開催場所 社団法人 日本加工食品卸協会 会議室
出席委員 委員11名 監事2名

1. 委員長挨拶

SKDBCの設立目的として、DBC運営と業界の中での標準化推進がある。

来年以降実施されるGTIN対応等の標準化は業界として集約した動きとなり、業界のVAN等も一元化されてきた。そうした中でSKDBCの最後の存在価値であるデータベースを作るときにご支援いただいた関係省庁とのソフトウェアの使用許諾は既に7年以上経過した。また、標準化についても器のなかったときのSKDBCの役割より今はもっと大きな仕掛けの中で議論ができる場もあり、標準化の実務は粛々と進んでいる。以上の観点から、形骸化した組織はこのあたりでピリオドを打ってすっきりさせるべきかと考え本日の運営委員会を開催したので、各自のお立場から忌憚のないご意見を願いたい。

2. 議案

(1) ソフトウェア使用許諾契約の解除に関して

①事務局より別紙の解約届け（案）について説明、報告を行う。

②各委員の意見概要

- ・2002年にSKDBC業務を移管したファイネットのFDBは、この仕組みをそのまま引き継いでの現状業務ではなく、原型は標準としてまた業界の財産として活用したが、ソフトそのものは直接ファイネットが開発したものを利用している。結果的に今は本ソフトを利用しているところはないという認識のもと、日進月歩の業界の中で内容的にも陳腐化していることであり、時間も経過したのでSKDBCの解散とは別に切り離して使用許諾の契約の解除について先に議論したい。
- ・解約の対象となるソフトウェアのうちSSEditについては会員企業に配っているもので、まだ継続して使用しているところがあるかもしれないことから、明年3月以降は使用が可能な

くことをご案内する必要がある。

- ・ 何社使用しているかどうか定かではないが、いずれにせよ会員企業については使用許諾契約の解除のお知らせと同時にSSEditが使用できなくなることを（パソコンから消去してくださいとの）広報する必要がある。
- ・ SKDBCは酒類DBと加工食品DBが統合したとの認識であるが、当時はJANベースのSKDBCのデータはそのままでは使えないので、中小の酒類業界向けにはJAN無し商品を補強したスキームで対応するということができた。
- ・ 出来上がったデータベースセンターがSKDBCでSRCはそこからデータをもらって皆さんに提供していると説明してきた。お酒はSRCが別途管理しているとの考え。基本的にはメーカーがデータを登録するので、メーカーにはSKDBCに加入してくださいとのスタンスで来た。しかし、お酒のほうはこの契約が解除されても問題ないとの考えで賛成する。

（結論）本年中に財団法人 食品流通構造改善促進機構に対し明年3月末でソフトウェア使用許諾契約の解約届けを提出することを承認。

（2）SKDBCの解散について

- ・ SKDBCの器以上に日用雑貨等を含めたメーカー、卸、小売、全体で標準化促進の動きが広がってきた。現状SKDBCの会員構成では限られたメンバーで強制権もないし、会員企業もいろんなところで議論をしているので屋上屋を重ねるようなことをせず効率性を考慮すべきとの意見もある。使用許諾の解約があれば、さらにSKDBCの存在をあえて引きずることなく発展的に解散し、GCIやフアイネット等の大きな舞台に移譲して歴史的使命を終えたいと考える。運営委員会で賛同いただければ、規約にそって手続きを進めたい。
- ・ 加工食品は農水省、お酒は国税庁、中小企業庁の補助金事業としての流れからSKDBCができて一緒になったのが平成11年3月という経過がある。したがって経緯からして国税庁及び酒中連に解散について説明し意見を聞く必要がある。また酒中連の意向は内部の日程からして、明年1月12日以降でないと決められない。したがって庁と酒中連の両者の意見を聞き、中央酒類審議会の中間報告にあった中小企業に対する情報のあり方が全うできたのかどうかの判断を要して決めることになる。しばらく猶予をいただきたい。

（結論）酒類関係機関の了解を得られることを前提に明年3月末をもって解散とし、4月以降規約に基づき解散の手続きを行う事とする。

（3）SKDBCの解散に伴う残余財産の処分について

- ・ 事務局からSKDBCの収支計算書（別紙）にもとづき、平成18年4月～10月迄の収支差額金と11月から平成19年3月迄の収支見通しから平成18年3月末の残余財産数値見込みについて報告した。その中で今期の予算案にはなかった情報システム研修会と会議費の費用支出について承認を求めた。
- ・ 平成18年3月末時点の見込み差引残高は1,086,798円である。

（結論）残余財産は、社団法人 日本加工食品卸協会に寄付する事とする。

第2回 運営委員会 議事録

開催年月日 平成19年3月29日（木） 16:00～17:00

開催場所 社団法人 日本加工食品卸協会 会議室

出席委員 委員9名 監事2名

1. 委員長挨拶

今回の運営委員会は、前回11月の運営委員会で決定したSKDBCの解散について具体的に進展させる為の打合わせ内容が主題でありますので各自の忌憚のないご意見をお願いしたい。

2. 議案

以下の3件の議案について審議し、それぞれについて結論を得る。

(1) SKDBC定時総会開催の日程の件

(結論)

- ・日 時 5月9日（水）午後4時半より開始とする。
- ・場 所 （社）日本加工食品卸協会 会議室とする。

(2) 総会提出の議案の件

(結論)

以下の議案内容を提出する事とする。

①第1号議案 報告事項

- ・平成18年度事業報告
- ・平成18年度収支決算及び監査報告

②第2号議案 SKDBCの解散決議の件

③第3号議案 清算人の選任の件

④第4号議案 残余財産処分の件

尚、残余財産の処分については前回の運営委員会の結論より有意義な処分案を総会にて提起し決定する事とする。

(3) 総会終了後の解散慰労会の開催について

(結論)

総会終了後、日本橋 精養軒においてSKDBCの発展に貢献された方も招いて解散慰労会を開催する事とする。

以 上

支 部 活 動

平成18年度各支部総会及び研修会開催内容

- ・ 5月23日（火） **近畿支部** 支部総会
- ・ 6月 7日（水） **東海支部** 支部総会及び研修会
研修会講師 ナンバーワン戦略研究所 矢野新一氏
「ところ変われば“常識”も変わる 地域性 県民性を
どう活かすのか？どうするビジネス戦略」
- ・ 6月13日（火） **関東支部** 支部総会及び研修会
研修会講師 日食協ワーキンググループの3座長による講演
「公正取引問題」「食品リサイクル法への対応」「改正省エネ
法への対応」
- ・ 6月14日（木） **中国支部** 支部総会及び研修会
研修会講師 ファイネット 土本章夫氏
「GTINの導入説明」
- ・ 6月21日（水） **九州沖縄支部** 支部総会及び研修会
研修会講師 西武文理大学教授 小山周三氏
「サービス経営から見た卸売業への提言」
- ・ 6月27日（火） **東北支部** 支部総会
- ・ 6月30日（金） **四国支部** 支部総会及び研修会
研修会講師 シージーシージャパン 副会長 川 一男氏
「食品小売業 変化対応力を強める経営」
- ・ 7月10日（月） **北海道支部** 支部総会及び研修会
研修会講師 ABO 事務所代表 元氣塾主宰 疋田文明氏
「元気な会社の元気な経営」
- ・ 7月14日（金） **北陸支部** 支部総会
- ・ 10月27日（金） **東北支部** 研修会
研修会講師 流通経済研究所 理事長 宮下正房氏
「市場構造変革期に於ける食品流通の改革と戦略方向」
- ・ 11月16日（木） **北陸支部** 研修会
研修会講師 士縁塾 大谷由里子氏
「大谷流 ココロの元気とコーチング」
- ・ 2月22日（木） **近畿支部** 研修会
研修会講師 作家 神渡 良平氏
「指導者の条件 ― 人は何によって輝くのか」
- ・ 3月20日（火） **関東支部** 研修会
研修会講師 拓殖大学 商学部 教授 根本 重之氏
「市場、制度の変化と食品卸売業、メーカーの課題」

〔近畿支部〕

5月23日（火）午後1時より大阪太閤園において近畿支部総会が開催された。事務局の野間道康氏の（伊藤忠食品(株)）司会進行で定足数の確認を行った後、尾崎 弘（伊藤忠食品(株)）近畿支部長が議長席につき開会し、冒頭、次のように挨拶した。「例年支部総会は本部の総会終了後に開催していましたが、本年度は本部の役員の改選期にあたっておりますので、後ほど行われる近畿支部の役員改選で近畿支部の新理事を決定した上で本部の理事改選という順序で行いたく、今年は特例としてこの時期に開催したことをご了承願いたい。」この後、議事に入り、①平成17年度事業報告 ②平成17年度収支決算の件 ③平成18年度事業計画の件 ④平成18年度収支予算の件 を審議し拍手で承認された後、前近畿副支部長 故羽入田 武久氏（加藤産業(株)）を偲んで全員で黙祷を捧げた。ついで、⑤任期満了に伴う役員改選を行い、支部長 濱口泰三氏（伊藤忠食品(株)）、副支部長 浅沼 昭氏（加藤産業(株)）、会計監事 乾 敏展氏（カネトミ商事(株)）、幹事 佐々木 満氏（(株)ヒメカン）を選出した。以上で議事は全て終了したが、この後奥山専務理事から本部事業活動報告がなされ14時10分に閉会した。

〔東海支部〕

6月7日（水）13時20分より名古屋観光ホテルにおいて第28期の定時総会が開催された。事務局を務める山田 聖氏（中部飲食料新聞社）が定足数の確認を行った後、東海支部長 永津邦彦氏（(株)トーカン）が冒頭、ご参集の御礼を述べた後で、「本日は、日食協東海支部総会と中食連通常総会が開催される。日食協の本部活動の情報を得て中食連の運営に生かしているところもあるので、中食連の総会に先立って東海支部の会合を行い、日食協の一年間の活動報告をしていただき、また同様に中食連の総会の中でも本部活動について報告していただき、日食協が今の日本の食品流通の中でどのような役割を果たしているか、いかに重要な案件を処理されているのか、また総会や理事会の状況等についてもご認識いただき、情報を共有化して日食協活動のご理解とご協力をお願いしたい。」と挨拶された。その後、議案の審議に入り、①平成17年度事業報告書承認の件 ②平成17年度収支決算書承認の件、及び会計監事の西山 茂氏（西山商事(株)）の監査報告 ③平成18年度事業計画案承認の件 ④平成18年度予算案承認の件が事務局から説明があり、全て原案通りに承認された。総会終了後に中部食料品問屋連盟と共催の研修会が行われ、奥山専務理事から本部活動報告の後、講演会と懇親会に移り、(株)ナンバーワン戦略研究所 矢野新一代表が「ところ変われば“常識”も変わる 地域性、県民性をどう活かすのか？ どうするビジネス戦略」をテーマに講演し、地域性や県民性を基にしたビジネス戦略を解説した。懇親会は、副支部長の鈴木重一氏（(株)梅澤）が開宴の挨拶を行い、中締めを河村欣司氏（カゴメ(株)）が述べ散会となった。

〔関東支部〕

6月13日（火）11時30分より鉄道会館ルビーホールに於いて、関東支部幹事会が開催された。昼食後、議事に入り午後に行われる定時総会の運営及び議案について確認を行った。また、任期満了に伴う役員改選について幹事会としての案を了承し定時総会に臨むこととした。この後13時より会場を移して定時総会を開催した。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。

出席状況は、会員61社中 出席22社、委任状 33社 計55社で行われた。

第1号議案 平成17年度事業報告に関する件

第2号議案 平成17年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月30日（火）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて、会報 Vol144 号と別冊レポート「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の概要と解説、「商品売買取引基本契約書」便覧、「食品リサイクル法」への対応ガイドライン、「改正省エネ法」への対応ガイドライン及び資料（別添）により次の報告を行った。

1) 本部

- ・本部活動報告
（事業活動の運営体制の変更）
- ・会費の改定
- ・全体の収支状況
- ・任期満了による役員の改選
- ・平成18年度事業計画及び収支予算

2) 関東支部

具体的な活動状況につき、流通業務委員会の田中委員長より①概況、②関東支部流通業務委員会活動報告。

続いて事務局より③関東支部の収支決算（前期繰越額2,631,767円、当期収入合計713,024円、当期支出合計666,789円、次期繰越収支差額2,678,002円、各予算費と内容概要）。

議長は会計監事大井徹雄氏（明治屋商事㈱）に監査報告求め、大井会計監事は「4月25日（火）に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第3号議案 平成18年度事業計画案に関する件

第4号議案 平成18年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。そして収支予算として前期繰越額2,678,002円、当期収入合計1,240,020円、当期支出合計2,052,000円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

議長は、総会の前に開催した幹事会にて役員改選案を検討したので、事務局に説明を求めた。

事務局は今期は任期満了に伴う役員改選となるため、全員の再任を前提とした上で、役員に事前の内諾を求めたこと、役員企業の人事異動により交代せざるを得ないことと後任の推薦があったので、候補者リスト作成し幹事会において承認を得たことを報告した。

議長は幹事候補者全員の就任の承諾の是非について会場に諮った所、拍手で承認された。

続いて事務局は、事前に、もし承認された場合には支部長、副支部長、会計監事、常任幹事を再任する事を原則とした新役員体制について用意した案があるので、重ねてご承認頂きたいと発言した。

議長の許可を得て、事務局は新役員体制を読み上げた。

議長は再び承認を求め、全員が拍手で承認された。

議長はこれについての承認を求め、拍手で可決された。

第6号議案 その他

議長は会場の出席者に問題提起を求めたが、無かったので、本日の総会が終了した事を告げた。事務局は閉会を告げた。13時50分であった。

流通業務委員会は関東支部のワーキンググループとして平成18年度の事業計画に基づき、調査研究事業として①物流コストに関する調査と分析 ②返品実態に関する調査と分析 ③在庫回転日数に関する調査と分析 ④「物流」に関する動向調査を行った。以下に4事業の担当企業がまとめた調査結果を掲載するのでご参考とされたい。

◆新物流コスト実態調査（平成17年4月～平成18年3月）

平成17年度を対象とする物流コストについて、9月に13社から回収した新物流実態調査票を集計し、分析を行った。担当は野村久則氏（（株）菱食）。本年度の「新物流コスト実態調査」は実態調査の重要性を鑑み、継続、比較検討可能な報告を作成致したく、各委員に再々アンケート内容を確認し、かつ報告内容項目については全員合意の上で決定した。

常温加工食品のケース単価及び物流コスト

（単位：円 比率：％）

物流コスト	平成17年度		平成16年度		増 減	
	金額(円)	比率(%)	金額(円)	比率(%)	増減額	増減率
ケース単価（円）	2,508		2,534		-26.00	-1.03
データ処理費	11.33	0.45	15.40	0.61	-4.07	-0.16
設備費	22.40	0.89	23.34	0.92	-0.94	-0.03
流通加工費	34.07	1.36	42.23	1.67	-8.16	-0.31
配送費	64.74	2.58	65.20	2.57	-0.46	0.01
合 計	132.54	5.28	146.17	5.77	-13.63	-0.49

*今年度も平成13年度から続く単価下落傾向に歯止めがかからず、ケース単価は前年から26円下回る2,508円となる。

＊配送費は、ケース単価の下落の影響もあり単価は引き下がるも、比率は若干上昇する。しかし他のデータ処理費、設備費、流通加工費は、内部努力によるコスト削減策が奏功して単価を引き下げ、物流コストは前年から13.63円ダウンの132.54円となる。しかしながら、この物流コスト以外にセンターフィの支払いもあり、（これは各企業で処理科目が異なり調査結果から除外）この増加が著しく卸売業の収益構造を大きく圧迫している現状にあることを確認した。

◆返品実態調査報告（平成18年6月～8月）

平成18年6月から8月までの3ヶ月間の返品実態調査の集計と分析を10月に行った。担当は大澤偉宏氏（伊藤忠食品(株)）。

返品実態調査集計表（平成18年度／平成17年度）

流通業務委員会												
単位: 千円												
スーパーマーケットチャネル												
	年度	売上金額					返品金額					返品率
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	18	64,517,383	68,943,713	68,354,977	201,816,073	67,272,024	105,874	137,476	203,661	447,011	149,004	0.22%
	17	58,954,275	62,352,214	60,230,915	181,537,404	60,512,468	168,153	173,082	262,582	603,817	201,272	0.33%
					20,278,669	6,759,556				-156,806	-52,268	-0.11%
PB商品	18	211,188	224,552	213,645	649,385	216,462	439	283	362	1084	361	0.17%
	17	289,350	308,200	262,863	860,413	286,804	0	0	179	179	60	0.02%
					-211,028	-70,342				905	301	0.15%
ギフト商品	18	2,787,843	3,639,585	2,194,343	8,621,771	2,873,924	1,921	33,690	69,138	104,749	34,916	1.21%
	17	2,603,261	3,367,074	1,706,804	7,677,139	2,559,046	6,122	33,386	73,819	113,327	37,776	1.48%
					944,632	314,878				-8,578	-2,860	-0.27%
合計	18	67,516,414	72,807,850	70,762,965	211,087,229	70,362,410	108,234	171,449	273,161	552,844	184,281	0.26%
	17	61,846,886	66,027,488	62,200,582	190,074,956	63,358,319	174,275	206,468	336,580	717,323	239,108	0.38%
					21,012,273	7,004,091				-164,479	-54,827	-0.12%

百貨店チャネル											単位:千円	
	年度	売上金額					返品金額					返品率
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	18	1,934,190	2,170,254	871,638	4,976,082	1,658,694	30,874	12,365	41,387	84,626	28,209	1.70%
	17	2,547,196	3,022,129	1,005,505	6,574,830	2,191,610	21,273	38,064	50,972	110,309	36,770	1.68%
					-1,598,748	-532,916				-25,683	-8,561	0.02%
PB商品	18	1,550	1,450	1,500	4,500	1,500	0	0	0	0	0	0.00%
	17	30,689	32,726	1,948	65,363	21,788	0	982	1462	2,444	815	3.74%
					-60,863	-20,288				-2,444	-815	-3.74%
ギフト商品	18	4,497,784	5,288,713	995,648	10,782,145	3,594,048	20,964	31,359	130,355	182,678	60,893	1.69%
	17	4,029,807	5,424,311	917,579	10,371,697	3,457,232	20,424	73,872	129,870	224,166	74,722	2.16%
					410,448	136,816				-41,488	-13,829	-0.47%
合計	18	6,433,524	7,460,417	1,868,786	15,762,727	5,254,242	51,838	43,724	171,742	267,304	89,101	1.70%
	17	6,607,692	8,479,166	1,925,032	17,011,890	5,670,630	41,697	112,918	182,304	336,919	112,306	1.98%
					-1,249,163	-416,388				-69,615	-23,205	-0.28%

＊スーパーマーケットチャネル

- ・平均返品率は0.26％で、最小0.09％から最大1.27％までばらつきがあった。
- ・12社中7社が減少し、5社が増加。12社の合計では前年比で0.12％減少し、金額では164.5百万円減少し、大幅に改善された。
- ・商品別では一般商品が12社合計で0.22％、PB商品は3社合計で0.17％、ギフト商品では8社合計で1.21％という結果。前年対比では一般商品が0.11％、ギフト商品が0.27％とそれぞれ改善値を示すが、PB商品は0.15％の悪化という結果になった。

＊百貨店チャネル

- ・平均返品率は1.70％で、最小1.12％から最大4.27％までのばらつきがあった。

- ・ 9 社中 6 社が減少し、3 社が増加。9 社合計で前年比で0.28%減少し、金額でも69.6百万円の改善となる。
- ・ 商品別では一般商品が 9 社合計で1.70%、P B 商品が 1 社で0.00%、ギフト商品が 8 社合計で1.69%という結果。前年対比では一般商品が0.02%悪化するも、P B 商品が3.74%、ギフト商品が0.28%減少して改善に貢献する。

【総括コメント】

- ①長梅雨の影響もあり、ギフト商品ではビール・乾麺セットの返品が例年より増加。
- ②返品実績上位のスーパーマーケットに『改善要望書』を提示したが、店舗まで浸透せず十分な効果が得られず、引き続き改善活動を行う。百貨店における一般商品は返品改善に理解が得られ効果があった。ギフト商品はチャネルに関係なく、従来の商慣習を変える困難さを再認識した。
- ③スーパーマーケットチャネルにおいてはギフト商品の取り扱いが年々増加しているが、返品率のウェイトも従来の加工食品とは比較できないほど大きくなり、流通コストが上昇している。
- ④加工食品の取扱いが後発のドラッグ業態での返品比率が高い。

◆在庫回転日数調査

平成18年度の在庫回転日数調査の分析報告を2月に行った。担当は柳沢信夫氏（（株）サンヨー堂）。調査対象企業は前年同様13社にて行うが、対象拠点数は前年より29拠点減少の88拠点となった。年間平均在庫回転日数は、食品が11.0日（前年9.7日）、酒類が8.0日（前年7.8日）合計10.2日（前年9.1日）といずれも前年から後退。前年までのキャッシュフローの改善を目指した回転日数の短縮化傾向が一転する。市況の低迷から月末における需給調整型の在庫保有が影響する。

平成18 年度 在庫回転日数調査

19. 2. 23

			企業数	平成18年度	企業数	平成17年度	増減	対前年比(%)
対象拠点数			13	88	13	117		
年間倉出金額 ＜百万円＞	食品	計	13	407,187	12	476,155		
		平均		31,322		39,680	-8,358	78.9
	酒類	計	7	141,416	7	178,495		
		平均		20,202		25,499	-5,297	79.2
		合計	13	548,603	13	677,622		
		平均		42,200		52,125	-9,925	81.0
年間平均在庫金額 ＜百万円＞	食品	計	13	12,251	12	12,713		
		平均		942		1,059	-117	89.0
	酒類	計	7	3,100	7	3,805		
		平均		443		544	-101	81.4
		合計	13	15,351	13	16,970		
		平均		1,181		1,305	-124	90.5
年間平均在庫日数 ＜日＞	食品		13	11.0	12	9.7	1.3	113.4
	酒類		7	8.0	7	7.8	0.2	102.6
	合計		13	10.2	13	9.1	1.1	112.1
坪当たり倉出金額 ＜千円＞	食品	計	11	42,383	12	44,183	-1,800	95.9
		平均		3,853		3,682	171	104.6
	酒類	計	5	35,744	7	42,888	-7,144	83.3
		平均		7,149		6,127	1,022	116.7
		合計	13	89,158	12	87,071	2,087	102.4
		平均		6,858		7,256	-398	94.5
坪当たり在庫金額 ＜千円＞	食品	計	11	1,274	12	1,261	13	101.0
		平均		116		105	11	110.5
	酒類	計	5	822	7	1,029	-207	79.9
		平均		164		147	17	111.6
		合計	13	2,345	12	2,290	55	102.4
		平均		180		191	-11	94.2

◆ 備車及び物流動向調査

アンケート対象企業数12社中11社から回答を頂き、3月に分析を行った。担当は宇田川彰稔氏（吉見国分(株)）。

I、備車動向調査について

1、前提

- ①対象物流センター数 252、増加3社・変わらず6社・減少2社
- ②契約運送会社数 133、増加2社・変わらず8社・減少1社
- ③出入り運送会社数 462、増加4社・変わらず3社・減少4社

2、契約形態

- ①配送、車建て8社・個建て6社・倉出売上4社
- ②包括契約、1C/S当り1社・売上比率5社
- ③その他、配送車建て1社・1運行料金1社

3、単価

- ①物量、 100%未満3社・100%以上110%未満5社・110%以上3社
- ②支払運賃、100%未満2社・100%以上110%未満8社・110%以上1社
- ③コスト、コストアップ3社・据置7社・コストダウン1社
- ④来年度予測コスト、据置9社・コストダウン2社

II、物流動向調査について

1. 平成18年度コストアップ要因

駐車取締り強化・重量規制・燃料高騰・運転手、作業員確保・料金の値上げ要請
派遣社員の比率拡大・改正省エネ対応・鮮度管理の負担増・機械化及びIT化
物流業者変更・量販店のTC化による車輛台数増・早期納品・センターフィ高
納品時間変更

2. 平成18年度コストダウン要因

取扱商品整理・構内整理・ロット配送の徹底と直送比率のアップ・拠点統合
取引先整理・在庫管理改善・機械化IT化・要員配置転換・料金の値下げ交渉
物流業者変更

3. 平成19年度の問題点と改善点

- ①省エネ法（CO₂削減）と合わせて、物流ルートの改善とコストダウン
- ②平成18年度のコストアップ要因に加え、人員確保が難しい中、グループ物流の連携強化をはかり共配ルート発掘を進めたい。
- ③配送ネットワークの構築・庫内作業員の削減（手法の確立）
- ④問題点（小分け、ピース配送の増加）、改善点（1、ケース単価が上がった・2、庫内作業の見直し）
- ⑤飲料・ラーメンの物量が増加した為、配送コストアップ
- ⑥委託業者にとって燃料高騰、要員確保など、経営圧迫要因が大きく負担となり、今年度は値上げ要求が出始めた
- ⑦金利も上がるようなので、料金値上げについての対応
- ⑧配送コース見直しによる配送効率アップ
- ⑨拠点の見直し、統合・三温度帯センターの取引数量の拡大

⑩酒販店の納品指定時間の撤廃と軒下渡し条件の徹底

<コメント>

平成18年度の物流動向で、燃料費高騰は特に大きなコストアップ要因といえる。平成16年～平成18年推移で約30%（石油情報センター集計）のコストアップ要因を抱えた中で、コスト据置7社・コストダウン1社の着地は特出しているといえる。

平成19年度予測では、燃料費の高止まり傾向や運転手不足、取締り・規制強化等のコストアップ要因を抱えて、備車動向は引き続き厳しい状況にありますが、コスト据置9社・コストダウン2社のアンケート結果であります。また、平成19年度の問題点と改善点では各社的確に現状を捉えて具体的な⑩項目のご意見を頂戴いたしました。

私達食品流通業者が世の中に社会的貢献をしているという自負はありますが、物流受託業者が疲弊してしまい、気がついたら物流をやる人がいなくなってしまう事の無いように、今一度、製販配のサプライチェーン全体で適正物流コストを共通認識していただき、安全・安心・信用を得られる物流体制を目指して行きたい。

関東支部経営実務研修会開催

－ 3月20日－

3月20日（火）に関東支部の経営実務研修会が鉄道会館ルビーホールで開催され、会員及び賛助会員が80名が参加した。冒頭主催者を代表して吉野支部長が（（株）日本アクセス）挨拶し「食品の流通は現在混乱し、難しい局面にさしかかり、かつ変化が益々大きくなってくのではないかと考える。そうした中で、メーカー、卸、小売がどう処していったらよいかを真摯に考えるべき時機にきている。特に、我々卸に降りかかってきている問題としては、実勢価格と建値との乖離、センター



挨拶をされる吉野支部長

フィの負担問題などがある。こうした問題をどういうふうに解決していったらいいか。こうした課題についてお互い勉強会をしようという事から本日の研修会の開催とした。是非本日のこ



関東研修会会場

の研修会で抱えている問題の解決の糸口につなげていければと考える。」と述べた。引き続き、拓殖大学商学部 教授 根本重之氏が「市場、制度の変化と食品卸売業、メーカーの課題」と題して食品流通業が目まぐるしく変化する中で、今後の進むべき方向性について講演した。以下に、卸売業に関する提言の要約と4月13日付けの食品新聞の卸流通版からの記事を掲載する。

* 卸売業への提言

- ・小売業に利益を出させる体質作りをしない限り、センターフィはなくなるので小売業に利益を取らせるような提案を続ける事。
- ・卸は専用センター作りの開発競争をやめて、コスト競争力のある汎用センターモデルに立ち返り、汎用センターのコストのほうが安い事をアピールすること。
- ・卸売業に基本的な取引制度を構築して欲しいし、それにメーカーが協力して欲しい。専用センターの比率が高まる中、センター着を基本とするような新しい制度設計をする必要がある。センターフィ問題に注目する他の異業種卸団体とも情報交換を進めていくべきだ。
- ・料率が高く取引が継続できないところとは取引の腹を括ることも肝要。
- ・卸とメーカーとのコラボレーションで拡大解釈してもセンターフィに対する対応の帳尻を合わせることも大事。

講演録

(社) 日本加工食品卸協会
関東支部 経営実務研修会

「市場、制度の変化と食品卸売業、メーカーの課題」

流通経済研究所 理事・拓殖大学商学部 教授 根本 重之氏

●前文

目下、危機的ともいえる収益不振に直面している卸業界。原資材価格の上昇に伴うメーカーからの販促費収入の目減り、店舗間競争の激化による納入価格の下落。いわゆる“川上インフレ・川下デフレ”の急速な進行による売買差益の低下に加え、小売業の専用センター装備率の拡大は、センターフィ支払い負担という卸側の“傷口”を確実に押し広げている。人口減少による総市場の縮小が顕在化する中、食品流通はいかにしてこの難局



講演をする根本氏

に立ち向かうべきか。日本加工食品卸協会（日食協）の関東支部は先月20日、拓殖大学商学部教授の根本重之氏を講師に招き、会員卸・賛助会員メーカー向けの緊急セミナーを開催、業界を取り巻く課題と解決への前向きなヒントを共有した。今回は日食協の特別許可の下、90分に及ぶ講演の中から主要部分を紹介する。

●本文

世界の人口は00年代の最初の25年間で約18億人の増加が見込まれている。原材料やエネルギー価格は上がり、マグロなどは調達できない環境になっていく。しばらく前には川上も川下も価格が下がっていたが、これからは川上の価格が上がっていく。その中でメーカーは、商売の根に当たる調達を強めていく必要がある。根のない状態で商売を広げれば、どうしても過当

競争になる。カゴメさんやカルビーさんが強いのは、根を持ち、根によって制約されているからだ。売上げはわれわれを救わない。コストアップを吸収し、利益を確保する営業活動が必要である。卸の皆さんに申し上げるなら、センターフィが取られるのを分かった上で見積もり合わせに応じ、利益の出ない取引を増やしたところで生きていけるはずがない。そういったことに慎重になってほしい。

※

政府は昨年12月に人口推計の下方修正を行った。30年には05年対比で9.8%の減少（1億1千522万人）となる。販売量は落ちていくという前提に立たなければならない。この問題への冷静な対応として、まず商品面では価値（品質／価格）の向上に取り組む必要がある。一方、販売面では、第1に利益の伴わない売りを抑制すること。今は利益が出なくても、売りを増やせば固定費をカバーできる。そんな商売はもうあり得ない。現時点で利益が取れていないものは、将来も利益が出ない。そういう認識を持たなければならない。価格を上げづらい環境ではあるが、そんな中でも方法はある。ちょっと昨年を振り返っていただくと、何度か意味のない大安売りをしていると思う。それをやめれば売価はスッと上がる。無意味なことはやらない、ロスをしている暇はない。当たり前だが、そういうことである。

販売面での2つめのポイントは、機会損失の削減。本来配荷されるべき商品が行き渡っていない。あるいはチェーンとの商談結果が個店に反映されていない。そういった機会損失を潰して得た売上げは、販売費がかかっていないので、利益を生む可能性が高い。営業の基本機能は、沢山売ることではなく、機会損失を潰すことだと考えてほしい。

3つめは、販売計画に地域差を織り込むこと。日本全体の人口は確実に減っていくが、首都圏は今後も増え続ける方向だ。つまり、地方が地滑りの的に減っていく。その中では従来のような全国一律の販売計画が通用しない。1つのチェーンを相手にする場合も、周辺にマンションがどんどん建つ店舗と、成熟した住宅地の店舗では、状況が全く異なる。そういった地域や店舗毎の環境差を計画に織り込んでいってほしい。

※

次に高齢化の問題に触れていく。05年から20年にかけて、日本の65才以上の人口は1千万人の増加が見込まれている。その後は高齢者も増えず、生産者人口が猛烈に減る時代に入っていく。つまり、高齢者を対象としたマーケットは、今後15～20年間で一つの勝負になる。今年は団塊の世代の定年退職が大きなテーマになっているが、退職者のピークは09年だといわれる。向こう3～4年はこの大きなテーマが続いていくということだ。この4年間で60才を迎える人は、約890万人である。家庭に回帰していくこの人たちのニーズを掴むことは、食品産業にとってきわめて重要なテーマといえる。

高齢者の一つの特徴は、内食支出が非常に大きいということだ。家計調査をもとに1人当たりの1カ月間の内食支出を調べてみると、20～30代は1万2千～1万3千円程度しか使わないが、60～70代は2万5千～2万6千円も使っている。若い層の2倍である。理由は簡単で、在宅時間が長く、家で食事する機会が多いからだ。

このマーケットを上手く捉えるための一つの方法として、ユニバーサルマーケティングが挙げられる。高齢者は小さい字が読みにくく、使い方の分からない新製品を買う意欲が湧かない。差別化のポイントは、一言で大きな字で示す必要がある。「くしゃみ3回、ルル3錠」のような明快な訴求は、高齢者に受け入れられやすい。そういった努力をメーカーはパッケージで、

小売はPOPで、卸は小売業への支援の一環として分かりやすく進めていってほしい。

また、高齢化が進むと、モビリティが下がり、郊外の大型店に足を運びづらくなる。すると、必然的に小型店のニーズが高まってくる。ところが、CVSを除くと、日本の小売業は小型店の運営ノウハウを持っていない。「小型店は儲からない、やってもだめだ」というのが定説になってしまっている。しかし、都心部の地価の上昇が進む中、スーパーはもう一度小型店のトライに入っていくはずである。メーカーや卸は、その運営ノウハウを一緒に開発するような仕事に加わってほしい。このことは高齢化社会にとって非常に大きな意味がある。国家的な課題は長期に渡って続いていくものであり、そこに貢献した企業は、長期的に利潤を高めていく可能性がある。

小型店と同時に、高齢化の中では運ぶチャネルが重要になる。この分野も日本では儲からないといわれるが、イギリスのテスコはネットスーパー部門で2千億円を売り、5.6%の経常利益率を弾き出している。なぜこの高収益が生まれるのか。西友やイトーヨーカドーのネットスーパーは、注文から3時間以内に配送し、5千円以上で配送料が無料になる。これに対し、テスコは翌日配送が前提で、配送料も必ず取っている。ほとんどの消費者はそれで全く困らない。また、配送料は火水木が安く、月曜日は少し割高、土日が最も高く設定されている。店舗の在庫を使ったサービスなので、店舗側の作業を平準化できるような料金体系とし、忙しい曜日にはなるべく注文させないという考え方だ。メーカーや卸は、このことを小売業にぜひ伝えてほしい。卸もこの分野の研究を積極的に進めていくべきだろう。

これまでのセルフサービス業態は、移動や運搬の負担を全て買い手に求めている。このモデルは高齢化社会には適さない。大型店は人々の買い物出向コストの高さを補うために価格を下げてきた。高齢化でモビリティが下がれば、買い物出向コストが上昇し、ますます値段を下げるなければならない。高齢化社会では、消費者のそばに小さい店を出す、買い手のために自分たちが運ぶ。そうした従来とは逆のビジネスモデルに可能性がある。買い物出向コストを下げていけば、値段は上がってもいい。それで買い手のコスト負担はフラットになる。テスコはネットスーパーだけでなく、テスコ・エクスプレスで小型店にも取り組んでいる。これからは改めてテスコの研究が必要だ。ウォルマートを研究する時代はもう終わりである。

※

さて、これは非常に気になるデータだが、00年と05年の家計調査を比較すると、生鮮食料品への支出の減少がもう一段進んだという印象を受ける。品目別にみていくと、穀物が11.0%減、魚介類が16.2%減、さらに果物も10.6%の落ち込みとなっている。もの凄く大きな構造変化だ。JCAのデータでも生鮮品は05年までの5年間で16.5%のマイナスとなっている。ミールソリューションの進展などを背景に、人々は生鮮品を買って料理をつくることをやめてしまった。

その結果、生鮮はスーパーにとって今まで以上に儲からなくなる恐れがある。一方、惣菜は人手がかかって利益確保が難しく、加工食品も安売りで儲からない。では、日本のスーパーはどこで利益を出しているのか。これはもう、物流センターフィ以外の何物でもない。昨年辺りからかなりの数のチェーンが物流センター収入の開示を始めているが、営業利益の95%ぐらいが物流センター収入で占められる歪んだ構造も見受けられる。しかも、一旦、損益計算書に入れられた数字は、二度と（納入業者に）返ってこない。今、小売がセンター収入をやめれば、営業利益が出なくなる。上場企業であれば、株価が猛烈に落ち込む。優越的地位の濫用によってフィを負担するということに対し、納入業者はよくよく慎重にならなければいけない。

生産者人口の減少で女性の働き手が増えれば、家事のアウトソーシング化が進み、生鮮はますます縮む。ミールソリューションが話題になった時期には、スーパーのワンウェイ構造がなくなり、左側の入口に生鮮、右側の入口に惣菜を置くレイアウトが主流になった。それでも左から右に回っていくのが主動線だったが、だんだんと惣菜側から入る人、右から左回りに進む人が増えている。スーパーはこの2～5年ぐらいの間に売場レイアウトの全面的な見直しを迫られるだろう。入口に季節感を訴求する果物を置いても通用しない。インスタベーカーリーとサラダとミールソリューションで盛り上げていくようなレイアウトに変えざるを得ない。メーカーが売場で取るべき位置も変わっていく。

とはいえ、スーパーは生鮮を諦めると競争力が落ちる。一方、消費者はどこで獲れたのか分からないような生鮮に目を向けなくなっている。すると、冒頭で申し上げた商売の根の部分、すなわち調達の見直しが重要になってくる。少人数世帯に合わせた小振りの野菜などを作り出す商品開発力も求められてくるだろう。

スーパーのビジネスモデルは、従来の「仕入れて売る」から「仕入れて加工して売る」という形が変わっていく。しかも、生産者人口が減る中でそれを実現していかなければならない。すると、優れた集中加工機能が必要になる。サプライヤー側は、スーパーに中食の食材を供給するだけでなく、中食そのもののアウトソーシングを受けるような仕事も本格的に考えていくべきだろう。

※

こうした生鮮の状況と照らし合わせると、これからは加工食品・飲料の利益の重要度が高まる可能性がある。このことは、小売に繰り返し訴え続けてほしい。NBの安売りで客を集め、生鮮で儲けるというスタイルは、もはやあり得ない。NBで利益を取らせる。そういうモデルに持ち込まなければダメだ。

人口が減り、小売の売上げが落ちれば、専用センターの稼働率は下がる。当然、センターフィを上げなければペイできなくなる。このまま放っておけば、料率だけがどんどん上がっていく。センターフィの縮小に向け、（メーカー・卸が）長期に渡って取り組むべきことは、まず第一に小売に利益を取らせ、センターフィに頼らなくても営業利益を出せる環境を作り出すことだ。そうしなければ、今後、多くの小売と卸が死に、人々は近所で食料品を買えなくなる。オーバーストアの問題は、駅周辺や郊外のロードサイドなど、一部の特定の場所だけで起きている。そこから10分、15分も歩けば、店がほとんど存在しないエリアが首都圏にも多く見受けられる。オーバーストアの陰で便利な店がどんどん消えているのが実態だ。

2番目のセンターフィ対策は、卸売業が専用センターの開発競争をやめ、もう一度、汎用センターを強化していくことだ。そして、汎用センターを使ったほうがコストが安くなるということを小売に主張してほしい。大手チェーンは汎用センターとのコスト競争に勝てるかもしれないが、小さなチェーンは1日何度も回せる汎用センターに勝てない。汎用センターモデルへの回帰を真剣に考えてほしい。

3つめは、以前から主張していることだが、卸が基本的な取引制度をつくり、メーカーがこれに協力すること。専用センターを使う小売業の比率が6～7割に広がっているのなら、センター着価格を基本にする方向で制度設定を行っていくべきだ。容易なことではないが、メーカーと卸が一緒になって取り組んでほしい。さらにいえば、日食協、日用雑貨の全卸連（全国化粧品日用品卸連合会）など、センターフィ問題に注目する団体が手を結び、情報交換を進

めていく必要もあるだろう。

いずれにしても、この問題は短期的に解決できるものではない。利益を正し、汎用センターで競争しながら徐々に修正していくしかないだろう。しかしながら、中には既に火がついているチェーンもある。この料率では卸として取引を続けられないという相手に対しては、考え方が2つある。そういった小売に限り、メーカーも少し（フィの負担を）みる。もう一つは、メーカーも卸もそのチェーンへの供給を諦める。できれば後者が望ましいし、そのくらいの腹の括り方も必要だ。

ただし、基本はやはりサプライチェーンの全ての層が利益を取っていくことだ。利益を正常なスタイルに持っていけるような3年計画、5年計画が立てられなければ、この問題の根本的な解決にはならない。そのバランスを忘れないでほしい。今は行動を起こすべき時であり、中長期的なスパンで物事を考え、本腰を入れて取り組んでいただきたい。

（4月13日付食品新聞卸流通版より転載）

〔中国支部〕

ホテルグランヴィア広島において15時30分より中国支部の定時総会を開催。事務局の中村潤吉氏（中村角(株)）の司会で定足数の確認後、中国支部長の中村成朗氏（中村角(株)）が議長席について開会。最初に、本日の総会と合同研修会の内容を紹介し、議案の審議を行った。①平成17年事業報告に関する件 ②平成17年度決算報告に関する件 ③平成18年度事業報告に関する件 ④平成18年度収支予算案に関する件を一括して事務局が説明し、会計監査報告を礎 豊樹氏（国分(株)）行った後、今年から徴収する懇親会の賛助会員負担額を支部決算に含めることを確認して全て拍手で可決承認された。16時からは賛助会員も参加して合同研修会を開催。開催に先立ち中村支部長が挨拶し「食品流通業界も目まぐるしく、またスピードをもって業界の姿が変化してきているが、共通の課題を解決していくには協会の組織が機能していくことが重要である。こうした会合で卸、メーカーが一緒になって協会の活動報告を研修することも大変重要であると認識する。」と述べた。合同研修会の第1部は奥山専務理事から「本部事業活動報告」、第2部は(株)ファイネット 企画・開発部長 土本章夫氏から「GTINの導入説明」の講演があり、17時35分に終了。続いて懇親会を行い、開宴の挨拶を大岡汰太郎氏（藤徳物産(株)）、乾杯を豊田直之氏（(株)桑宗）、中締めを礎豊樹氏（国分(株)）が行い19時に閉会した。今年から事務局のご尽力で賛助会員の参加が多くなり活気ある総会となった。

〔九州沖縄支部〕

6月21日（水）午前11時より博多全日空ホテルにおいて、九州沖縄支部の第58回幹事会が開催された。主要議題は午後開催される定時総会の提出議案の審議であった。昼食をはさんで午後1時から会場を移して賛助会員の参加も得て、第29回定時総会が開催された。司会進行は事務局の大島義明氏（コゲツ産業(株)）が担当し、最初に総会成立の定足数の確認を行い、開会の言葉を副支部長の柳川 信氏（ヤマエ久野(株)）が述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が開会の挨拶をされた。本日の参会者に対するお礼と平素のご理解とご協力について謝辞を述べた後、「時代が大きな変わり目にあるような現象があるのではないのでしょうか。小泉内閣が長く続いて、自由競争、規制緩和、官から民へ、いろんな方向やいろんな事が言われておりますが、この光と影の部分について評価をする時機を迎えている。我々流通業界も自由競争で業界が発展する一面と競争の影

の部分があり、いろんな見直しが行われている現状がある。例として「まちづくり三法」や「大規模小売業告示」の公布などがあり、規制緩和を少し見直すというように受け止め方ができるような流れを感じる。規制が緩和されたり、また見直したり、時代とはそういう流れであるが、日食協活動も自分達の流通環境について同業の者が集まって少しずつ見直しをしていく必要がある。日食協会員は全国的規模で見れば最盛期から半減になっている、幸い九州沖縄支部は正会員が関東支部について30社の規模を保持しているが、こうした中で賛助会員のメーカーさんと共に流通を考え、あるいは小売といかにあるべきかを話し合う事が重要であり、内容的には以前より充実した活動が行われている現状ではないかと考えている。本部活動も卸として今後いかにあるべきかという、一番大事なところに焦点をおいて、本部活動が集約されている。支部も本部活動に応じて今後とも充実した活動を続けてまいりたい。」と結ばれた。この後、本村支部長が議長席について、最初に議事録署名人の指名行って、議案の審議に入り、①第1号議案 平成17年度事業報告並びに収支決算書承認の件を事務局が報告し、監査報告を会計監事の丸尾喜徳氏（三井食品(株)）が行ない、②第2号議案 平成18年度事業計画並びに予算案承認の件を含めて、拍手で承認された。③第3号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件は全員重任を承認。④第4号議案

(イ)取引慣行改善に係わる地域の実態報告を日食協福岡地区協議会の山口晴幸氏（ヤマエ久野(株)）が次のように行った。

日食協福岡地区協議会は2ヶ月に1回定期的に13企業で協議を行っている。昨年はセンターフィ、労務提供問題を協議した。

1. センターフィに関して

昨年11月より、DC（在庫型センター）フイーは6.5%以内が妥当と協議。以前に協議したTC（通過型）フイー3%以内と合わせて、以後設置されるセンター運営について食品卸としての立場から主張する。問題は協議以前に設定されている異常に高い料率をどのように願うかが課題である。主要なメーカー様数社にも、協議会に参加いただき、メーカー様としてのご意見も拝聴した。現在、卸売業のコストの最大費目は、センターフィであり、配送費、荷役人件費を凌ぐ、最大の問題になっている。メーカー様にとりまして、卸にとりまして、余り役に立たない経費は出費したくないのは至極当然でありまして、機能に応じたコスト負担を明確にする必要があると考える。

2. 労務提供問題について

11月の食協連絡協議会の席上で、公正取引委員会九州事務所の牛島経済取引指導官を招来して、大規模小売業告示の説明会を実施。それに基づいて福岡地区協議会としての業務支援に関する覚書を作成した。新告示以降、小売業各社も自粛傾向にあるようですが、一部のドラッグストアには過度な労務提供が存在しているようで、関係各社より申し入れを予定している。

3. その他

年末、年始、GWの配送に関しては、配慮を頂き感謝申し上げます。今後は、返品問題、販促金EDI、環境問題への対応といった課題に取り組み、卸売業の機能の高度化を図って、流通最適、全体最適を目指して、一步一步進化、前進して存在感のある業界として発展させていきたいと考えているのでご協力を願いたい。

(ロ) 商品展示会特売会の本年度自粛の継続について、議長より当支部においては取引の正常化、関係者の労務提供等のマイナス面を考慮して商品展示会の自粛を行っているが、本年度も自粛継続を引き続き実施したい旨の説明があり、拍手で承認された。以上で議案の審議は終了

し、その後来賓本部役員講演として「日食協事業活動報告」を奥山専務理事が行い総会を終了した。この後、14時30分より特別講演として、西武文理大学 サービス経営学部教授 小山周三氏をお招きして「サービス経営から見た卸売業への提言」と題する講演会を行った。

〔東北支部〕

6月27日（火）午前11時30分より、ホテル仙台プラザに於いて東北支部の総会が開催された。事務局担当で副支部長の北見 賢氏（東北国分(株)）の司会進行で開会し、最初に定足数の確認を行った後、東北支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を述べた。この後、議事に入り①第1号議案 平成17年度事業報告及び決算報告と会計監事 阿部吉伸氏（明治屋商事(株)）の監査報告、②第2号議案 平成18年度事業計画及び予算を拍手で承認後、③第3号議案 役員改選に関する件は全員重任を承認した。支部長 堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）、副支部長 北見 賢氏、監事 阿部吉伸氏（明治屋商事(株)）④第4号議案 その他においては今秋の経営実務研修会の内容について意見交換を行って総会は終了した。終了後、本部の活動内容について奥山専務理事と執行運営委員会委員の大竹一太郎氏（明治屋商事(株)）から説明を行って、支部会員と情報交換しコミュニケーションを深めた。

昼食後、13時から賛助会員の参加を得て、賛助会員連絡会を開催した。司会は引き続き北見副支部長が担当し、最初に堀内支部長が挨拶し、次のように述べた。「先ほど総会を開催し、全ての議案を滞りなく承認いただきましたので、まずもって報告させていただきます。その中で役員の改選が行われ、引き続き支部長を仰せつかりましたので今後ともよろしくご協力下さい。」ついで賛助会員を代表してネスレ日本(株)仙台支店長 清水幸夫氏から次のようなご挨拶をいただいた。「製配販は三角関係にあるので、お互いの存在を認め合いながらうまく和して最終目的である消費者に良い商品をリーズナブルな価格で提供して喜んでもらう事で推移してきたが、この三角関係の中で、一辺だけが強く、長くなってきているので、メーカー、卸が連携を強めて長くなった一辺に対抗していかないと三角形が成り立っていかなくなる。今後とも日食協のリーダーシップ的役割を期待している。」この後、奥山専務理事から、日食協の事業活動報告を行い、賛助会員連絡会を14時15分に閉会した。

〔四国支部〕

6月30日（金）午前11時30分からウエルシテイ高松香川厚生年金会館に於いて四国支部役員会を開催し、午後から開催する定時総会の内容確認と今後の支部活動の運営方針について意見交換を行った。12時より事業所会員と賛助会員も参加し、昼食後、12時30分より第28回の定時総会を開催した。事務局の渡辺国雄氏（旭食品(株)）の司会進行で始まり、最初に定時総会の次第内容について確認後、四国支部長竹内克之氏（旭食品(株)）が挨拶し、総会出席者に謝辞を述べた後、概略次のように述べた。「流通の再編がどんどん進み、四国支部会員も正会員は3社のみとなっており、運営も大変な状況になっている。メーカーさんでも高松の出先を中四国に統合するとか大阪に含めるとかになってきている。四国支部の活動としては、年一回この高松の地に集まっていただいて本部の事業活動報告と情報交換、それから講師による勉強会を開催している。今W杯が行われているが、イタリアは日本の面積の大体8割のところに人口が60百万人、ドイツは日本の9割の面積に80百万人が住んでいる。日本は人口が減って、減って困ると言われているが、まだ一億一千万人がいるわけでありまして、山の幸、海の幸を利用しながら1億の民とともに世界の心で経済大国としてがん

ばっていく必要がある。」その後議題審議に入り、事務局から①平成17年度活動報告の件 ②平成17年度会計報告と会計監事の阿波谷健司氏（明治屋商事(株)）から監査報告 ③平成18年事業計画並びに収支予算の件を審議し全て拍手で承認された。④その他として、竹内支部長から日食協本部の新役員体制の紹介、説明があった。

この後、「本部活動報告」を奥山専務理事が行って総会は終了した。

〔北海道支部〕

京王プラザホテル札幌において、14時30分より北海道支部総会が開催された。事務局の斉藤 諭氏((株)スハラ食品)の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、支部長の村山圭一氏((株)スハラ食品)が議長席に着いて早速議案審議に入った。

①第1号議案 平成17年度支部事業報告に関する件 ②第2号議案 平成17年度支部決算報告及び監査報告に関する件について事務局が報告し、監査報告は会計監事の小河内 薫氏（明治屋商事(株)）が行い、両件を一括して拍手で承認する。③第3号議案 平成18年度支部事業計画（案）④第4号議案 支部事業予算（案）についても事務局が報告後、一括して拍手で承認された。⑤その他は特に案件がなく総会は終了した。その後本部からの連絡事項を奥山専務理事が行った。15時から97名の賛助会員が参加して日食協懇談会が開催された。

冒頭、村山支部長が概略次のような挨拶を述べた。

「最近、日本経済は確実に回復しているとの新聞報道が多いが、残念ながら北海道の景気状況は日銀の短観にもあったごとく、全国の中で北海道だけが下方修正される状況にある。道庁職員の給料の10%カット、夕張市の財政破綻等暗いニュースばかりである。食品業界も大前提として少子高齢化があり大変厳しい、また最近原油高で川上では原料がアップし、一方川下では小売段階でまだまだデフレ傾向が続き、このインフレとデフレのギャップが非常にあるので厳しい状況が続いている。最近読んだ宗教家を書いた本の中で面白い表現があったので紹介しますが、多くの企業は売上、利益を追求し、シェアを広げることにキュウキュウとしているが、この追求にはこれでよしという際限がない、この際限のない経営を仏教では餓鬼の経営という、次に同業他社と比べる、大抵は負けている、こんちくしょうと思う。これを畜生の経営という。競争相手にどうしても勝ちたい、そこで赤字覚悟で値引き合戦をしかける。相手も防戦する。これがまさに修羅の経営である。今の言葉で言えばこれらは所有、比較、競争、さらに大きく所有という循環の悪になるということを般若心経は説いている。私たちの業界がそうになっているとは思えないが、中間流通がますます複雑になっていく中で、我々にとってまず必要なことは第1に売上げ至上主義を脱却して機能に見合ったマージンを要求していくこと、第2に商慣行の正常化とか公正取引の明確化を進める、第3にコストは上がっていくので共同でコスト削減に取り組む、第4に北海道を元気にするには北海道の食品を本州や世界に発信していくことが重要である。」

次いで、事務局からの報告、連絡事項として①平成17年度事業報告 ②平成18年度事業計画を説明した。この後支部の活動状況報告をWGメンバーを代表して田村修一氏（北海道酒類販売(株)）が次の如く報告した。

平成17年度 日食協北海道支部ワーキンググループ活動報告

平成17年度のワーキンググループの取り組み重点課題は①優越的地位の濫用に関する件 ②賛助会員世話人会との情報交換 ③日食協北海道支部各ブロックとの情報交換の3点を重点

として活動。

平成18年度 日食協北海道支部ワーキンググループ事業計画

優越的地位の濫用に関する件を再度重点課題とする

賛助会員世話人会との情報交換

日食協北海道支部各ブロックとの情報交換

続いて、本部事業活動報告を奥山専務理事が行い、この懇談会の閉会挨拶を副支部長の山本佳宏氏（日本アクセス北海道(株)）が行って閉会となった。

〔北陸支部〕

7月14日（金）11時30分よりホテル日航金沢において、支部総会に先立ち北陸支部役員会が開催された。最初に支部長の桑島敏彰氏（カナカン(株)）から本日の総会の内容と役員改選について確認があり、また今秋に予定している経営実務者研修会の日程について意見交換を行った。

昼食後、12時30分より会員16名の参加を得て総会を開催した。開会に先立ち桑島支部長から挨拶があり次のように述べた。「本日はお忙しいところご参集頂きありがとうございます。いつも会の運営にご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。この場は業界全体がリストラされないよう、業界全体がきられることのないよう、皆さんで話し合っていこう、どうやったら業界が強くなっていけるか意見交換をしまいたい。」

この後本日の会議資料を確認後、支部長が議長席について議案審議に入った。

①第1号議案 平成17年度事業報告並びに収支決算報告に関する件は支部長が事業報告を行い、収支決算報告は会計幹事の丸岡信一氏（(株)マルシン）が説明報告し、その後監査報告を此和源一氏（明治屋商事(株)）行って、承認された。②第2号議案 平成18年度事業計画並びに収支予算に関する件は今秋の経営実務者研修会の日程を11月16日（木）に開催することを確認し承認された。③第3号議案 役員改選の件は役員会の案である支部長 桑島敏彰氏（カナカン(株)）、副支部長 澤田悦守氏（北陸中央食品(株)）、会計幹事 京谷 宏氏（石川中央食品(株)）、幹事 塩田則國氏（(株)田中興商店）、幹事（監査）藤井順三氏（マルコク(株)）、此和源一氏（明治屋商事(株)）を拍手で承認した。この後退会される北新商事(株)、(株)マルシンの両社からご挨拶と出席者全員が自己紹介を行った。最後に奥山専務理事から本部の事業活動報告を行い、その後執行運営委員会委員大竹一太郎氏（明治屋商事(株)）を交えて支部の皆さんと意見交換会を行って総会を閉会した。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

6月2日（金）15時40分より静岡グランドホテル中島屋に於いて会員18社、賛助会員52社が出席して静岡県食品卸同業会総会が開催された。副会長の宮野哲男氏（(株)菱食静岡支店）の司会進行で開会し、冒頭、会長の山口 茂氏は（ヤマキ(株)）は開会の挨拶として「最近、静岡県に今までにないような事件が起きている。食品卸同業会として新商品の試食会が会員の努力

で定着化し、本当にいい会になってきたが、今年は更に原点に戻って、卸営業マンの胃袋も限られているので、新商品の試食会であることから新商品に限って出展の準備をお願いしたい。」と述べた。

次いで議事に入り、①平成17年度事業報告と平成17年度の会計報告（斉藤一世氏（明治屋商事(株)）及び平成17年度会計監査報告（中島正博氏（(株)日本アクセス）を拍手で承認後、②平成18年事業方針及び予算案を審議し、拍手で承認され総会は終了した。その後、講演会に移り、奥山専務理事から日食協の事業活動について報告があった。

終了後は懇親会が行われ、新賛助会員の紹介等もあり終始和やかに進められ、中締めを安藤健蔵氏（カゴメ(株)）が行い閉会した。

◆埼玉県食品卸同業会

平成18年7月11日（火）大宮サンパレスにて総会を開催し、奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」を講演した。

◆長野県食品問屋連盟

平成19年3月15日（木）松本市のホテル翔峰にて第38回定時総会が開催され、来賓挨拶と日食協の事業活動報告を奥山専務理事が行ったが、平成18年度の取引改善専門部会の事業報告の中で、取引慣行是正の大いに参考となる報告が以下の如くされたので以下に掲載する。



平成18年度取引改善専門部会事業報告

取引改善専門部会
部会長 竹前義政

専門部会は、平成16年度、小売業に対し「返品と労務提供の是正」について、依頼状を申し上げております。平成17年度は、依頼状の発送から1年が経過し、その効果と実態を掌握するため、会員、賛助会員全社に対し実態調査を行い、結果をご報告したことはご案内の通りです。

平成18年度は、この実態調査を踏まえ新たな施策に取り組むため、会員及び賛助会員代表各社に参加をお願いし、事業計画等を取りまとめ取引改善に向けた事業を実施いたしました。

先ず2月24日に開いた部会で実態調査を基に「返品及び労務提供の是正」に関する依頼状を発送するか否かを協議し、全委員の総意で平成16年に続き依頼状を発送することを決めました。

依頼状発送先を調整するため、4月に各会員から送付希望先リストの提供をお願いいたしました。

また、依頼状の案文は平成16年度の依頼状を基本にし、この間、当連盟総会で顧問の(社)日本加工食品卸協会から提供いただいた「大規模小売業告示」に伴う「取引慣行改善方のお願い」を参考に、同様の依頼状を発送することを決め、案文を作成すると共に各会員に通知しております。

さらに各依頼状の素案が独禁法に抵触する可能性があるため、6月16日、味の素㈱にお願いし同社法務審査室で審査した上、抵触の恐れがないとの報告をいただき、8月3日に部会を開催し、送付の最終的な手続きに入りました。

小売業へ依頼状を発送するのに先立ち、8月10日会員、賛助会員全社に各依頼状の写しと留意点を併記した発送の案内状を送付しております。

小売業への依頼状は①「返品の是正」、②「労務提供の是正」、③「取引慣行改善方のお願い」に分け、①、②は、送付先希望リストに基づき、③はリスト全小売業に対して8月22日に送付いたしました。

現在までのところ小売業からの問い合わせや質問は寄せられておりません。

今後も効果等を追跡調査し、取引改善活動を継続いたします。

会員、賛助会員にはご支援をいただきお礼申し上げます。

また、委員の皆様には、長期期間に渡りご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今後とも取引改善に向けた事業にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、各依頼状を添えさせていただきます。

以上

平成18年 月 日

会員・賛助会員各位

長野県食品問屋連盟

tel026-232-7456

fax026-232-8496

「大規模小売業告示の施行」「お手伝い労務提供、返品のは正」等に
関するお願い状の発送について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。

平素は、連盟事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、総会の事業報告、計画等でご案内のように当連盟は、「大規模小売業告示の施行」「労務提供、返品のは正」等について、取引慣行の改善策を専門部会に委嘱し、協議致しております。

専門部会は、会員の実務者と賛助会員代表社で構成し、昨秋来、その実態について調査を行い、発送先リストの作成やお願い状の案文について、協議を重ね別紙のようなお願い状を販売店様リストに基づき発送することにいたしました。

については「お願い状」の送付に関し、ご理解を戴きますと共に、他に課題等がございましたら、ご連絡、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

お願い状の発送を前に「お願い状及び発送先リスト」を送付申し上げますので、宜しくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

敬 具

会員・賛助会員各位にはご承知の通り、昨今「公正な取引の励行」について、大変厳しく規定されております。

「労務提供」「返品」は、「取引条件の一部（サービス）」とも解され、この「取引条件の一部（サービス）」（＝労務提供）を、卸、メーカーが一律で拒否することは、「共同ボイコット」とも解釈され、場合により独禁法に抵触する可能性も考えられます。

但し、文書を読む限りでは、強い表現・基調はなく、問題はないと思われますが、下記に特段のご留意をお願い申し上げます。

長野県食品問屋連盟で決まっていることであるから
（小売店様に）文書を送付しているから
という理由で「労務提供」「返品」を拒否・断ることは決して無い
ようにお願い致します。

以上 ご主旨に理解の上、小売業からの要請に対応を賜りますようお願い申し上げます。

ご販売店様

返品に関するお願い

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格段のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「日付不良品」の返品につきましては、環境問題が注目を集める中で、その低減については、業界と致しましても重要かつ緊急な課題となつて久しく、ご販売店様各位のご協力により、削減に取り組んでいるところでございます。

但し、昨今、一部ご販売店様におかれましては、特売残等について「良品」の返品が表面化するなど問題となっております。

返品は、何よりも流通コストの増大を招きますと共に、返品に要します手続きや作業は、小売店様、卸売業、メーカーにわたって、大きな負担となっております。

貴重な資源やコストなど無駄の排除、削減に向け、改めて返品低減に向けたご販売店様のご協力をお願い申し上げます。

なお、長野県食品問屋連盟、メーカー賛助会員一同は、ご販売店様とのご協力関係を更に充実させ、市場の拡大と創造に向けた営業活動を強化することで、活性化に努めて参る所存でありますことを申し添え、コストの増大と資源の無駄に繋がる返品の削減に関して、何卒主旨にご理解を戴きますようお願い申し上げます。

敬 具

返品に関するお願い

卸・メーカーに責任のない理由に基づく返品はお受け致しかねます。

①良品（特売、大陳、デモ販売、棚替え、改装、閉店時などの残品商品）

②納入後、販売店様の管理下で破損した商品

③店頭で賞味期限の切れた商品など

☆返品をお受けできる商品

①受注違いの商品、誤納品

②納品時まで破損等、卸、メーカー側に問題がある商品

③返品に関する特別な取り決めをしている商品

④製造者責任等により、卸、メーカーより返品を依頼した商品

平成18年8月22日

長野県食品問屋連盟

メーカー賛助会員

ご販売店様

お手伝い等労務提供に関するお願い

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格段のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労務提供につきましては、かねてよりご販売店様のご理解とご協力をお願い申し上げ、多くのご販売店様にはご理解とご協力を戴いておりますが、昨今の厳しい市場環境を背景に、労務提供が依然として存在しているのが実情でございます。

特に勤務時間外及び休日のお手伝いは、各卸、各メーカーにとって大きな負担となっているばかりでなく、従業員の健康問題や事故などの労務管理上の問題、提案営業の為の企画立案時間の減少、人材育成に対する問題等、大変苦慮している状況でございます。

ご承知の通り、市場環境が厳しい中で、卸、メーカーとも人員削減や営業拠点の統廃合など、販売体制を含めた経営全般にわたる経費削減や合理化を余儀なくされているのが現状でございます。また、労働基準法による週40時間制の実施等、労務管理上も従前以上に厳しい対応を求められております。

つきましては、このような卸、メーカーの実情をご賢察戴き、下記のような労務提供のご要請につきましては、ご容赦戴きますようお願い申し上げます。

なお、長野県食品問屋連盟、メーカー賛助会員一同は、ご販売店様とのご協力関係を更に充実させ、市場の拡大と創造に向けた営業活動を強化することで、活性化に努めて参る所存でありますことを申し添え、労務提供に関して、何卒主旨にご理解を戴きますようお願い申し上げます。

敬 具

労務提供に関するお願い

以下の労務提供につきましては、何卒ご容赦お願い申し上げます。

- ①土、日、祭日及び就業時間（9:00～18:00）外、深夜、早朝の労務提供
- ②販売促進に結び付かない労務提供（棚卸・品出し・商品の撤去・駐車場整理等）

平成18年 8 月22日
長野県食品問屋連盟

ご販売店様

「大規模小売業告示」の施行に伴う 取引慣行改善方のお願い

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格段のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承の通り昨年11月1日から「大規模小売業告示」が施行されました。同告示は、商取引において、大規模小売業者による納入業者への優越的地位の濫用行為が行われる結果、市場メカニズムに基づく公正な取引が阻害され、消費者の利益が損なわれることから、同行為を効果的に規制するために、これまでの「百貨店業告示」を見直し、取引の実態に則した新たなルールとして制定されたものです。

同告示により、大規模小売業者が納入業者に対して行う次の10行為が、優越的地位の濫用行為として禁止されております。

- | | | |
|-------------------------|------------------|------------|
| ①不当な返品 | ②不当な値引き | ③不当な委託販売取引 |
| ④特売商品等の買い叩き | ⑤特別注文品の受領拒否 | |
| ⑥押し付け販売等 | ⑦納入業者の従業員等の不当使用等 | |
| ⑧不当な経済上の利益の收受等 | ⑨要求拒否の場合の不利益な取扱い | |
| ⑩公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い | | |

注) 物流センターフィー等の流通業務用の施設使用料について、その額や算出根拠等を納入業者と十分協議することなく、一方的に合理的な負担分を超える額を負担される行為が含まれています。

私ども卸売業等としましては、小売業様との良きパートナーシップに基づき、消費者のニーズに適う商品を効率的にお届けできるよう、現在、小売業様と卸売業等の間でみられる不適正な取引慣行の是正に努め、適正な競争環境を確保できるようコンプライアンスの厳守に取り組んでおります。

本告示の施行に際し、不適正な取引慣行の是正について、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

平成18年 8 月22日
長野県食品問屋連盟
メーカー賛助会員

事務局活動

[関連官庁・諸団体]

農林水産省

環境自主行動計画のフォロー調査対応。食品環境対策室と打合せし、次の如くまとめる。

目 標	具体的対策	2005 年度における達成状況
1. 温暖化対策 (各事業所において) 基準年次 2000 年度 目標年次 2010 年度 指標 エネルギー消費量 数値目標 10%削減	・排ガス規制指示の遵守 ・省エネ機器、環境対応機器備品、消耗品の使用 ・改正省エネ法への対応ガイドラインと運用ルールを作成	(参考) [榊菱食における達成状況] エネルギー使用量：15,718 圓 (2004 年度 14,674 圓) (要因) 業務量の拡大
2. 廃棄物対策 ・事業所ごとに発生する廃棄物の削減、リサイクル、有効活用に努める。 ・各取引先との話し合いによる合理化策の推進	・各事業所における事務用消耗品の廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 ・ペーパーレス化の促進 ・産業廃棄物の処理マニュアル及び「食品リサイクル法へのガイドライン」をまとめる。	(参考) [榊菱食における達成状況] OA 用紙使用量 : 488t (2004 年度 478 t)

- ・「緊急災害時対応食糧供給体制整備調査」対応。
- ・「食品リサイクル制度」の見直しについて説明を受ける。
- ・「前年の公益法人検査結果」について文書にて回答。
- ・「食料供給コスト削減アクションプラン」について説明とヒアリングを受ける。
- ・平成19年度食品流通関連予算等説明会に参加。
- ・平成18年度環境自主行動計画フォローアップチームに参加。

公正取引委員会

- ・「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告」についての説明会に参加。
- ・「農協の事業活動に関する独禁法のガイドライン作成に関する」ヒアリングを受ける。
- ・日食協の平成18年度「食品流通産業における取引慣行の実態調査に関する報告書」について説明、報告。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・「食料品都市内物流円滑化推進協議会」の設立に参加。
- ・研修会に参加。

(財) 食品産業センター

- ・食品団体連絡協議会に参加 (年 6 回)
- ・「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業実証検討委員会」に委員として参加。
- ・消費税制に関する意見交換会に参加。

- ・「ふるさと食品全国フェア」の企画会に参加。

東京23区 清掃協議会

- ・ペットボトル店頭回収についての協議会に出席対応

(社)日本缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。
- ・缶詰業界の他の団体との連絡協議会「専務会」を主宰いただき、毎回これに参加し情報交換を行う。
- ・賀詞交換会の実質的事務局を依頼。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・試買検査会に検査員として参加。

日本製缶協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご指導をいただく。

(社)パインアップル缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(財)食品環境検査協会

- ・当協会は評議員の一員として評議員会に参加。

(社)食品需給研究センター

- ・「食品トレーサビリティ導入の手引き」改訂委員会に委員として参加し改訂作業と普及について意見交換する。

(財)流通システム開発センター

- ・「流通システム標準普及推進委員会」に委員として参加し、流通システム標準化事業について意見交換する。

鉄道情報システム株式会社

- ・「二酸化炭素排出量関連データ交換システム開発委員会」の運用マニュアル作成に委員として参加。

(社)日本ロジスティクスシステム協会

- ・ロジスティクス環境会議のグリーン物流研究会に会員として参加し、物流の環境問題についての情報提供をいただく。

異業種交流委員会

- ・年2回の定例会議に参加し情報交換を行う。
- ・平成19年2月16日の委員会は当協会が幹事役となり日食協会議室にて開催し、取引慣行に関する問題を中心に意見交換を行う。

[庶 務 事 項]

◆事務局人事 平成19年3月31日 嘱託職員 林 孝氏 退職。

(平成19年4月1日より1年間雇用条件変更し嘱託再雇用)

◆会計基準及びシステム環境

新公益法人会計基準の変更に伴い新会計ソフトを（PCA会計ソフト）導入し、会計基準を変更し平成18年度決算から新基準とする。

◆業務受託契約

酒類・加工食品データベースセンター事務局業務の受託

期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日 受託料 12万円

◆会報発行

Vol 144 2006年 5月23日 Vol 145 2006年7月28日

Vol 146 2006年10月30日 Vol 147 2007年1月 1日

Vol 148 2007年 3月22日

平成18年度日食協HPお知らせ欄掲載情報一覧(H18/4～H19/3)

関連省庁、団体のリンク情報一覧

1	ポジティブリスト制度について (Q&A)	厚生労働省
2	「加工食品の原材料原産地表示の更なる推進について 報告書」に対する意見・情報及び原料原産地表示の対象 として追加すべき品目の要望の募集について	農林水産省
3	人材投資促進税制のパンフレット及びQ&A集について	厚生労働省
4	容器包装利用、製造等実態調査の実施について	経済産業省
5	コーデックス委員会総会における食品中のカドミウムの 国際基準値検討結果について	農林水産省
6	豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン	農林水産省
7	加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等） に関するQ&Aについて	農林水産省
8	輸入食品に対する検査命令の実施について （中国産ウーロン茶・中国産にんにくの茎・鰻）	厚生労働省
9	牛肉を原材料とする加工食品等に関わる原料原産地情報の 積極的な提供について	農林水産省
10	食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドラインの制定について	食品産業センター
11	流通SCM事業の成果報告会のお知らせ	流通システムセンター
12	大規模小売り業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書	公正取引委員会
13	国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について	農林水産省
14	都市内物流トータルプラン	国土交通省

平成18年度活動状況

月 日	本 部	支部・SKDBC	事務局・関連業務
4月 3日	新年度事業開始		3月経理入力・帳票チェック
4月 4日	政策委員会		セミナー資料打合・決算資料作成
4月 5日	販促金EDI化セミナー		
4月 6日			容リ法セミナー・缶詰団体専務会・決算資料作成
4月 7日			農林水産省訪問打合・理事会資料整理
4月10日			理事会資料校正・W・G資料作成
4月11日	本部業務監査		関東支部決算会計
4月12日	法務研究会		団体連絡協議会
4月13日			取材対応・関東支部決算業務
4月14日	EDI W・G		会長業務打合・理事会資料準備
4月17日			理事会準備・委員引継挨拶
4月18日			理事会準備
4月19日			理事会準備・研究会案内発送
4月20日	正副会長会議・理事会		理事会事務局業務
4月21日			理事会・定時総会案内発送・理事会議事録作成
4月24日	公正取引問題対応W・G		理事会議事録作成
4月25日			関東支部業務監査・業界新聞取材・SKDBC事業報告作成
4月26日	商品開発研究会・研修会		SKDBC監査
4月27日	執行運営委員会		会報原稿整理
4月28日		流通業務委員会	PCA会計ソフトインストール
5月 1日			資料配送・会報原稿整理
5月 2日			業界新聞取材対応・賛助会員幹事店会準備
5月 8日			SKDBC総会案内作成及び議案書作成
5月 9日			缶詰関係団体専務会・全国食品缶詰取引協議会常任理事会
5月10日	政策委員会・賛助会員幹事店会		SKDBC総会案内送付準備
5月11日	情報システム研究会		改正省エネ法対策研修セミナー・SKDBC総会案内送付
5月12日			賛助会員幹事店会議事録作成
5月15日			業界新聞取材対応・会長業務打合・賛助会員幹事店会議事録
5月16日			賛助会員幹事店会議事録(会報原稿作成)
5月17日	労務管理研究会		賛助会員幹事会日程送付会計入力
5月18日	商品開発研究会幹事店会		年会費請求準備・理事会・総会準備
5月19日	物流問題研究会		日缶協総会・全国食品缶詰公正取引協議会
5月22日	EDI W・G		会報発送準備・年会費請求書作成
5月23日		近畿支部総会	会報発送・年会費請求書作成
5月24日		流通業務委員会	会長業務打合
5月25日	公正取引問題対応W・G		市場活性化委員会(日缶協)
5月26日	執行運営委員会		総意準備・年会費請求書作成
5月29日			会長業務打合・総会準備・会計出力・年会費請求書作成
5月30日	理事会・定時総会		年会費請求書作成
5月31日			会長業務打合・業界新聞取材・会費請求発送
6月 1日			業界新聞取材対応・Inforex業務打合
6月 2日		静岡食品卸同業会総会	関東支部総会資料準備
6月 5日			関東支部長打合・事業報告書提出・小売業協会打合
6月 6日			缶詰関係団体専務会・関東支部総会準備
6月 7日		東海支部総会	健保組合事務説明会
6月 8日	ネットワーク検討会		理事会・総会議事録作成
6月 9日			賛助会員幹事店打合・業界新聞取材
6月12日	法務研究会		関東支部総会資料準備
6月13日		関東支部総会	関東支部幹事会
6月14日		中国支部総会	SKDBC会計起票
6月15日			国分中国支部物流センター参観

6月16日			食品環境検査協会評議委員会・農水省都市内物流打合
6月19日			ふるさと食品全国フェア実行委員会・委員会名簿作成
6月20日			食流機構理事会・専門委員会
6月21日		九州沖縄支部総会	委員会名簿作成
6月22日	執行運営委員会		銀行振り込み業務・ファイネット事務局との打合
6月23日		流通業務委員会	挨拶状送付
6月26日	EDI W・G		委員会開催通知作成
6月27日		東北支部総会	委員会名簿作成
6月28日	情報システム研究会		農林水産省ヒアリング
6月29日			会員卸展示会参観・登記手続き
6月30日		四国支部総会	講演会資料整理・年会費入金確認
7月3日			会員企業管理者研修講師・委員委嘱状作成
7月4日	物流問題研究会		缶詰関係団体専務会・業界新聞取材・EDI化事務局打合
7月5日	公正取引問題対応W・G		環境問題対応W・G運営方針打合・各委員会開催案内発送
7月6日			国分八潮流通センター参観(農水省・食品産業センター)
7月7日			会員動向表作成・講演会テーブル起し
7月10日		北海道支部総会	年会費入金チェック・講演会テーブル起し
7月11日		埼玉県食品卸同業会総会	W・G開催案内発送・健保組合算定基礎届け提出
7月12日			標準化問題情報交換・センターフィ問題打合
7月13日			名古屋展示会参観・会計伝票入力
7月14日		北陸支部総会	新プリンター設置対応・会計伝票入力
7月18日	食育に関するW・G		農林水産省ヒアリング対応(流通新法)
7月19日	環境問題対応W・G		日食協HP原稿校了・会計伝票入力
7月20日	労務研究会		会報原稿校正・会計伝票訂正入力
7月21日			会報原稿校正・会議日程案内
7月24日	EDI W・G		SKDBC会計入力・会議資料作成
7月25日	執行運営委員会		物流新法に関する打合・会報発送準備
7月26日	情報システム研究会・ 商品開発研究会		団体連絡協議会・会報配布準備
7月27日			都市内物流円滑化推進協議会設立総会・会長業務報告
7月28日		流通業務委員会	会報発送・各委員会開催案内発送
7月31日			業界新聞取材・日本小売業協会アンケート報告
8月1日	公正取引問題対応W・G		銀行記帳・会計伝票起票・資料整理
8月2日	環境問題対応W・G		銀行振り込み・ビジネスカードに関する調査対応
8月3日			W・G資料作成、委員会案内作成
8月4日	食育に関するW・G		会員勧誘・資料整備
8月7日			卸店、メーカー間統一伝票に関する打合、農水省提出資料作成
8月8日			公正取引問題対応W・Gアンケート調査案作成配布
8月9日			SKDBC関係資料整理
8月10日			環境問題対応W・G調査資料作成配布
8月11日			SKDBC運営方針打合・年会費未納先問い合わせ
8月14日			SKDBC過去経緯整理・年会費未納先問い合わせ
8月15日			SKDBCの運営に関して食流機構と打合・W・G開催案内送付
8月16日			価格制度再構築の提言まとめ
8月17日			価格制度再構築の提言まとめ
8月18日			年会費未納先再請求発行・給与事務
8月21日	EDI W・G		EDI W・Gとメーカーとの合同会議、資料整理
8月22日	公正取引問題対応W・G	環境問題対応W・G	講演会テーブル起し・委員会開催案内
8月23日			委員会運営打合・アンケート調査用紙配布確認
8月24日			定期預金組み入れ、書類整理、委員会資料作成
8月25日		流通業務委員会	物流コスト提出資料精査
8月28日	消費税問題対応W・G		物流コスト提出資料精査
8月29日			業界新聞取材対応・農水省調査表送付・委員会開催準備
8月30日	政策委員会・執行運営委員会		公正取引問題のアンケート発送準備
8月31日			会長業務報告・業界新聞取材・物流コスト集計
9月1日			公正取引委員会ヒアリング・物流コスト算出
9月4日	情報システム研究会		新価格体系再構築提言案作成

9月 5日			缶詰関係団体専務会東洋製罐工場見学(鴻巣)
9月 6日			東京都食品卸同業会合同懇話会・日本小売業協会加入手続き
9月 7日	食育に関するW・G		会員加入促進・取引慣行実態調査アンケート用紙発送
9月 8日			農林水産省業務打合・政策委員長と打合
9月11日			会長業務報告・委員会委員の派遣の願作作成
9月12日	EDI W・G		商品研修会企画打合・農林水産省業務打合・委員会案内
9月13日	法務研究会		副会長業務打合・南王運輸共同配送打合・委員会開催案内発送
9月14日			食料品都市内物流円滑化推進協議会・情報研修会企画打合
9月15日	新価格体系再構築委員会		商品研修会案内送付
9月19日	労務研究会		理事会案内準備・委員会案内発送
9月20日			副会長業務打合・農林水産省理事会案内
9月21日	政策委員会 (食品取引改善協議会)		ITトラック打合・関東支部返品実態調査
9月22日			情報システム研修会案内発送
9月25日			会員動向資料確認
9月26日			農林水産省提出書類整理・委員会案内発送
9月27日	物流問題研究会		消費税問題意見交換・省エネ法対応問題打合
9月28日		流通業務委員会	講演会テープ起こし作業
9月29日	執行運営委員会		新価格体系再構築委員会開催準備討議
10月 2日			二酸化炭素排出量データ交換システム開発事業打合
10月 3日	情報システム研究会		新価格体系再構築委員会委員登録依頼・会報原稿整理
10月 4日			企業・団体連絡協議会・会報寄稿
10月 5日			会長業務報告・トレーサビリティ導入手引委員会・食育W・G打合
10月 6日			異業種交流委員会・業界新聞取材対応
10月10日			IT TRUCK等に関する打合・統一伝票の打合・会報原稿整理
10月11日	食育に関するW・G		流通システム推進普及委員会・広報打合
10月12日	EDI W・G		商品研修会参加者連絡確認
10月13日	公正取引問題対応W・G		食育に関する打合・研修会会場確認・委員会進行確認
10月16日			上半期業務監査・缶詰団体連絡会
10月17日			公正取引問題対応W・Gアンケート調査集計打合・SKDBC 運営打合
10月18日			関東支部商品研修会(トヨタ物流センター・サッポロビール船 橋工場)
10月19日	商品開発研究会		蜜柑缶詰工業組合との情報交換会
10月20日			環境問題対応W・G活動打合
10月23日			JPRと打合・食育W・G
10月24日	執行運営委員会・新価格 体系再構築委員会		流通業務委員会
10月25日			情報システム研修会
10月26日	政策委員会(食品取引改善協 議会)・環境問題対応W・G	会)・環境問題対応w・G	ロジスティクス環境会議グリーン物流研究会
10月27日		東北支部経営実務研修会	
10月30日	商品開発研究会		会報発送・理事会資料準備
10月31日			学識者との懇談会・ISFJ政策会議取材対応
11月 1日	公正取引問題対応W・G		銀行記帳・委員会案内発送
11月 2日			缶詰団体連絡会・理事会準備
11月 6日			会長業務報告・会報原稿・理事会資料整理
11月 7日			理事会資料整理・会報原稿・会計伝票入力
11月 8日	正・副会長会議		SKDBC会計事務
11月 9日			流通大会出席・理事会議事録作成
11月10日	食育に関するW・G		理事会議事録作成・缶詰業界新年会案内発送
11月13日	情報システム研究会・物 流問題研究会		賛助会員幹事店会資料準備
11月14日	法務研究会		食品リサイクル法に関する意見交換会
11月15日	政策委員会(食品取引改善協 議会)・賛助会員幹事店会		会計事務整理
11月16日		北陸支部経営実務研修会	研究会開催案内発送
11月17日	公正取引問題対応W・G	流通業務委員会	都市内物流円滑化推進協議会セミナー

11月20日	EDI W・G		全国卸売酒販中央会と打合・講演会テーブル起こし
11月21日		北海道支部懇談会	講演会テーブル起こし
11月22日	労務研究会		講演会テーブル起こし
11月24日			SKDBC運営委員会・食品新聞創刊60周年記念講演会
11月27日		九州沖縄支部連絡協議会	講演会テーブル起こし
11月28日			業界新聞取材対応・改正省エネ法対応打合
11月29日	執行運営委員会		標準化推進協議・銀行振り込み
11月30日			会報原稿整理・臨時理事会案内作成
12月1日			ペットボトル協議会・通販業者対応
12月4日	環境問題対応W・G		講演会テーブル起こし・会報原稿整理
12月5日	公正取引問題対応W・G		臨時理事会案内作成
12月6日			団体連絡協議会(食品産業センター)
12月7日	情報システム研究会		臨時理事会案内発送・SKDBC運営委員会議事録発送
12月8日	食育に関するW・G		国分会長業務報告・会報原稿渡・東京都食品監視課・FLM打合
12月11日			会報原稿整理・委員会案内作成
12月12日		流通業務委員会	専用センター実態調査票作成・合同会議案内作成
12月13日			缶詰団体連絡会・会報校正
12月14日			食品産業優良企業等表彰式・会報原稿校正
12月15日	執行運営委員会・新価格 体系再構築委員会		アンケート調査分析・食育に関する打合・委員会開催案内発送
12月18日			環境自主行動計画作成・書類整理
12月19日			消費税問題懇談会・環境自主行動計画作成
12月20日			ユビキタス実証検討会・環境自主行動計画再提出
12月21日			書類整理・緊急災害時アンケート調査資料準備
12月22日			業務報告作成・古紙整理・委員会名簿修正管理
12月25日			会長業務報告・会報発送準備・銀行振り込み
12月26日	公正取引問題対応W・G		会報発送準備・実態調査まとめ
12月27日			業界新聞取材対応・会報発送準備
12月28日			実態調査総括・書類整理
12月29日			政策委員長業務打合・会報発送
12月30日			年末業務納め・年末挨拶廻り
1月5日	賀詞交換会		缶詰業界賀詞交換会・東京都食品卸同業会賀詞交換会
1月9日			W・G業務打合・価格制度に関する意見交換
1月10日			会計伝票入力・銀行振込・資料書籍購入
1月11日			政策委員会活動打合・取引慣行実態調査まとめ
1月12日	食品に関するW・G		日本ロジ協会新年が詞交換会出席・予算実績チェック
1月15日			農水省環境自主行動計画フォローアップ・予実管理
1月16日	環境問題対応W・G		支払い調書作成・会員名簿メンテ
1月17日	法務研究会		缶詰団体連絡会・給料事務
1月18日			公正取引委員会実態調査報告会・流通経済研究所打合
1月19日	物流問題研究会		食品トレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会
1月22日	情報システム研究会		SKDBCに関する打合・研修会案内
1月23日			流通システム標準普及推進委員会・理事会日程調整
1月24日			埼玉県食品卸業協会賀詞交換会・フーズデックスに関する打合
1月25日		流通業務委員会	センターフィ調査に関する打合
1月26日	公正取引問題対応W・ GEDIW・G		関東支部研修会案内作成・法定調書合計表作成
1月29日	労務管理研究会		食育コミュニケーター養成資料作成
1月30日	臨時理事会・執行運営委員会		関東支部在庫回転日数集計
1月31日			JCOM故郷全国食品フェア打合・災害時アンケートまとめ
2月1日			農水省打合(改正食リ法・災害時対策資料)
2月2日	政策委員会(食品取引改 善協議会)		各委員会案内送付・会計入力
2月5日			賛助会員向けアンケート案作成・資料整理・臨時理事会議事 録発送
2月6日			農林水産省H19年食品流通関連予算説明会
2月7日			公正取引委員会報告・関東支部経営実務研究会打合

2月 8日			会長業務報告・業界新聞取材対応
2月 9日	食育に関するW・G		商品クレーム集計・アンケート調査資料整理
2月13日			団体連絡協議会・アンケート資料分析・関東支部在庫回転日数集計
2月14日	新価格体系再構築委員会		委員会開催資料作成準備
2月15日			缶詰団体連絡会・アンケート作成・商品クレーム資料入力
2月16日			異業種交流委員会・政策委員長業務打合・公益法人制度説明会
2月19日			SKDBC運営委員会・総会資料・商品クレーム入力
2月20日	新価格体系再構築委員会		経費予算進捗確認・執行運営委員後任挨拶
2月21日	EDI W・G		局提出資料作成
2月22日			局提出資料作成・委員会開催案内発送
2月23日	流通業務委員会		新会計基準運用打合
2月26日	執行運営委員会・食育に関するW・G		予算実績管理・銀行振込・委員名簿訂正
2月27日			食品履歴情報共有化協議会・名簿作成
2月28日			業界新聞取材対応・提出書類作成
3月 1日			食品缶詰試買検査会・委員会案内送付
3月 2日	新価格体系再構築委員会		会長業務報告・講演会テーブル起こし・委員会開催案内送付
3月 5日			諸会議資料作成・予算案作成
3月 6日			流通交流フォーラム・諸会議資料作成・会報原稿作成
3月 7日	公正取引問題対応W・G 環境問題対応W・G		SKDBC運営委員会準備
3月 8日			業界新聞取材対応・食品履歴情報共有化協議会
3月 9日	物流問題研究会		副会長業務打合・合同会議資料準備
3月12日	政策委員会(食品取引改善協議会)・執行運営委員会・賛助会員幹事店会・新価格体系再構築委員会合同会議		
			トレーサビリティシステム導入の手引き改訂委員会
3月13日			FOODEX JAPAN2007
3月14日	食育に関するW・G 法務研究会		賛助会員アンケート調査再送
3月15日			長野県食品問屋連盟定時総会
3月16日			食品環境検査協会評議員会・流通システム標準普及推進打合
3月19日	労務管理研究会		缶詰関係団体連絡会・改正省エネ法運用ルール打合
3月20日		関東支部経営実務研修会	食品流通構造改善促進機構臨時総会
3月22日	新価格体系再構築委員会		会報発送準備
3月23日			日缶協臨時総会・メーカー物流問題打合
3月26日	EDI W・G		特定荷主問題打合・理事打合・関東支部事業活動総括
3月27日	執行運営委員会		SKDBC運営委員会準備・理事会資料準備
3月28日	情報システム研究会・商品開発研究会		食流機構主催講演会参加・委員会案内作成
3月29日		SKDBC運営委員会	委員会名簿作成
3月30日	食育に関するW・G	流通業務委員会	委員会名簿作成

会 員 動 向

会員・事業所・賛助会員動向推移表

平成19年3月31日現在

社団法人 日本加工食品卸協会

年 度	会 員	前 年 増減数	事業所	前 年 増減数	賛 助 会 員	前 年 増減数	団 体 会 員	前 年 増減数	合 計	前 年 増減数
平成 19 年	165	▲6	158	6	121	2	3	0	447	2
18 年	171	▲7	152	4	119	18	3	0	445	15
17 年	178	▲11	148	▲21	101	▲1	3	0	430	▲33
16 年	189	▲3	169	▲2	102	0	3	0	463	▲5
15 年	192	▲8	171	▲10	102	▲1	3	0	468	▲19
14 年	200	▲6	181	1	103	0	3	0	487	▲5
13 年	206	▲2	180	33	103	▲2	3	0	492	29
12 年	208	▲18	147	1	105	▲1	3	0	463	▲18
11 年	226	▲21	146	3	106	▲5	3	0	481	▲23
10 年	247	▲15	143	8	111	1	3	0	504	▲6
9 年	262	▲11	135	▲1	110	0	3	0	510	▲12
8 年	273	▲13	136	5	110	▲2	3	0	522	▲10
7 年	286	▲7	131	▲18	112	0	3	0	532	▲25
6 年	293	▲13	149	1	112	▲1	3	0	557	▲13
5 年	306	1	148	10	113	▲3	3	0	570	8
4 年	305	2	138	0	116	0	3	0	562	2
3 年	303	0	138	3	116	0	3	0	560	3
昭和 62 年	297	▲18	136	0	115	▲2	4	0	552	▲20
55 年	333	----	135	----	116	-----	4	----	588	----

会員・事業所会員・賛助会員動向表

社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H18. 3. 31現在	1 7 1	1 5 2	1 1 9	3	4 4 5
新規加入	6	1 4	3		2 3
退会	1 2	8	1		2 1
H19. 3. 31現在	1 6 5	1 5 8	1 2 1	3	4 4 7

支部別会員及び事業所会員内訳

平成19年 3 月31日現在

支 部	県	会 員	事・会員	支 部	県	会 員	事・会員
北海道	北海道	1 7	1 6	近畿	京都	—	4
	(計)	(1 7)	(1 6)		大阪	1 2	1 1
東 北	青森	1	—		奈良	1	—
	秋田	1	—		和歌山	—	—
	岩手	1	1		滋賀	—	—
	山形	1	—		兵庫	5	4
	宮城	3	1 0		(計)	(1 8)	(1 9)
	福島	4	—	中国	鳥取	—	1
	(計)	(1 1)	(1 1)		島根	1	—
関 東	東京	3 4	1 5		岡山	3	3
	神奈川	1	7		広島	4	1 0
	千葉	2	4		山口	3	1
	埼玉	3	3		(計)	(1 1)	(1 5)
	栃木	3	1	四国	香川	2	5
	群馬	2	2		徳島	—	1
	茨城	3	2		愛媛	—	1
	長野	2	7		高知	1	1
	山梨	2	1		(計)	(3)	(8)
	静岡	3	5	九州 沖縄	福岡	5	1 5
	新潟	2	1		佐賀	3	—
	(計)	(5 7)	(4 8)		大分	3	—
東 海	愛知	8	1 1		長崎	3	1
	三重	1	2		熊本	2	1
	岐阜	2	—		宮崎	4	1
	(計)	(1 1)	(1 3)		鹿児島	4	1
北 陸	石川	4	6		沖縄	6	1
	富山	1	2		(計)	(3 0)	(2 0)
	福井	2	—	合 計		1 6 5	1 5 8
	(計)	(8)	(7)				

入 会 会 員

(平成18年4月～平成19年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備 考
18. 5	中 国	島 根	山陰国分(株)	新規加入
〃	〃	岡 山	東中国国分(株)	〃
〃	近 畿	兵 庫	兵庫国分(株)	〃
〃	北 陸	福 井	北陸国分(株)	〃
〃	中 国	広 島	サンリック国分(株)	〃
18. 6	九州・沖縄	沖 縄	(株)許田商会	〃

入 会 事 業 所 会 員

(平成18年4月～平成19年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備 考
18. 4	四 国	香 川	明治屋商事(株)高松支店	登録
〃	北 陸	石 川	(株)サンヨー堂金沢営業所	〃
〃	四 国	香 川	(株)サンヨー堂高松営業所	〃
〃	北海道	北海道	西野商事(株)札幌支店	〃
〃	東 北	宮 城	西野商事(株)仙台支店	〃
〃	東 海	愛 知	西野商事(株)名古屋支店	〃
〃	九 州	福 岡	西野商事(株)福岡支店	〃
18. 5	九 州	福 岡	旭食品(株)福岡支店	〃
〃	近 畿	大 阪	旭食品(株)近畿支社	〃
〃	関 東	神奈川	旭食品(株)東京支社	〃
〃	中 国	広 島	旭食品(株)中国支社	〃
18. 10	関 東	東 京	(株)菱食低温東京支社	〃
〃	近 畿	大 阪	(株)菱食低温関西支社	〃
〃	九 州	福 岡	(株)菱食低温九州支社	〃

入 会 賛 助 会 員

(平成18年4月～平成19年3月)

届出月日	所在地	社 名	備 考
18. 4	大 阪	常盤薬品工業(株)	新規加入
18. 5	東 京	(株)ファイネット	〃
19. 3	東 京	(株)ジャパン・インフォレックス	〃

退 会 会 員

(平成18年4月～平成19年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備 考
18. 4	北 陸	石 川	(株)マルシン	都合による
18. 6	〃	〃	北新商事(株)	〃
〃	北海道	函 館	北洋塩業(株)	〃
〃	関 東	山 梨	中部食品(株)	〃
〃	近 畿	大 阪	(株)山星屋	〃
18. 7	〃	兵 庫	石光商事(株)	〃
18. 9	東 海	愛 知	佐竹商事(株)	統合
18.10	関 東	東 京	(株)アールワイフードサービス	合併
18.11	九 州	福 岡	(株)シンドー	清算
19. 1	関 東	埼 玉	(株)東京リョーシヨク	合併
19. 1	近 畿	奈 良	(株)近畿リョーシヨク	統合
19. 3	関 東	東 京	(株)岡永	都合による

退会事業所会員

(平成18年4月～平成19年3月)

届出月日	支 部	所在地	社 名	備 考
18. 4	関 東	茨 城	西野商事(株)茨城支店	都合による
〃	〃	東 京	西野商事(株)首都圏営業部	〃
〃	〃	神奈川	西野商事(株)神奈川支店	〃
18.10	東 海	愛 知	(株)アールワイフードサービス中部支社	合併
〃	関 西	大 阪	(株)アールワイフードサービス関西支社	〃
〃	九 州	福 岡	(株)アールワイフードサービス九州支社	〃
19. 3	〃	長 崎	九州伊藤忠食品(株)長崎支店	都合による
〃	四 国	香 川	(株)菱食高松支店	〃

平成18年度 収支計算書

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会 費 収 入	[55,243,000]	[54,817,000]	[426,000]
会 員 会 費 収 入	(55,243,000)	(54,817,000)	(426,000)
正 会 員 会 費 収 入	28,730,000	28,040,000	690,000
事 業 所 会 費 収 入	1,520,000	1,600,000	△ 80,000
賛 助 会 費 収 入	20,643,000	20,707,000	△ 64,000
団 体 賛 助 会 費 収 入	4,350,000	4,350,000	0
加 入 金 収 入	0	120,000	△ 120,000
事 業 収 入	[400,000]	[0]	[400,000]
事 業 収 入	(400,000)	(0)	(400,000)
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	400,000	0	400,000
雑 収 入	[181,000]	[205,505]	[△ 24,505]
雑 収 入	(181,000)	(205,505)	(△ 24,505)
受 取 利 息	1,000	23,105	△ 22,105
業 務 受 託 料	120,000	120,000	0
雑 収 入	60,000	62,400	△ 2,400
事業活動収入計	55,824,000	55,022,505	801,495
2. 事業活動支出			
事 業 費	[28,290,000]	[26,812,666]	[1,477,334]
調 査 研 究 費	(17,950,000)	(17,667,372)	(282,628)
調 査 研 究 費	17,950,000	17,667,372	282,628
教 育 研 修 事 業 費	(4,500,000)	(4,098,420)	(401,580)
人 材 育 成 事 業 費	4,100,000	3,491,218	608,782
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	400,000	607,202	△ 207,202
知 識 啓 発 事 業 費	(5,840,000)	(5,046,874)	(793,126)
啓 発 事 業 費	4,690,000	3,913,524	776,476
宣 伝 事 業 費	1,150,000	1,133,350	16,650
管 理 費	[24,109,000]	[23,186,578]	[922,422]
人 件 費	(13,815,000)	(14,628,731)	(△ 813,731)
役 員 報 酬	9,510,000	9,510,000	0
職 員 給 料 手 当	3,705,000	3,720,000	△ 15,000
福 利 厚 生 費	600,000	498,731	101,269
退 職 給 付 費	0	900,000	△ 900,000
会 議 費	(1,500,000)	(985,656)	(514,344)
会 議 費	1,500,000	985,656	514,344
事 務 諸 費	(8,794,000)	(7,572,191)	(1,221,809)
旅 費 交 通 費	1,000,000	592,810	407,190
通 信 運 搬 費	500,000	609,372	△ 109,372
消 耗 品 費	1,373,000	1,293,973	79,027
光 熱 水 料 費	160,000	152,857	7,143
賃 借 料 費	5,281,000	4,680,144	600,856
備 品 費	200,000	0	200,000
雑 費	120,000	104,435	15,565
交 際 費	150,000	134,600	15,400
租 税 公 課	10,000	4,000	6,000
積 立 金	[498,000]	[0]	[498,000]
積 立 金	(498,000)	(0)	(498,000)
退 職 金 引 当 積 立 金	498,000	0	498,000
事業活動支出計	52,897,000	49,999,244	2,897,756
事業活動収支差額	2,927,000	5,023,261	△ 2,096,261
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			

科 目	予算額	決算額	差 異
特 定 資 産 取 崩 収 入	[0]	[900,000]	[△ 900,000]
退 職 引 当 資 産 取 崩 収 入	0	900,000	△ 900,000
投資活動収入計	0	900,000	△ 900,000
2. 投資活動支出			
退 職 引 当 資 産 取 得 支 出	[0]	[498,000]	[△ 498,000]
退 職 引 当 資 産 取 得 支 出	0	498,000	△ 498,000
投資活動支出計	0	498,000	△ 498,000
投資活動収支差額	0	402,000	△ 402,000
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	[2,500,000]	—	[2,500,000]
当期収支差額	427,000	5,425,261	△ 4,998,261
前期繰越収支差額	12,881,098	12,881,098	0
次期繰越収支差額	13,308,098	18,306,359	△ 4,998,261

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、定期預金及び仮払金から未払金、仮受金を差し引いたものとする。尚、前期末及び当期末残高は下記2に記載する通りである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	26,769	23,984
預 金	7,598,219	12,923,344
定期預金	5,000,000	5,000,000
仮払金	483,442	483,442
未払金	-134,400	0
仮受金	-92,932	-124,411
次期繰越収支差額	12,881,098	18,306,359

平成18年度 貸借対照表

平成19年 3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	17,947,328	12,624,988	5,322,340
現 金	23,984	26,769	△ 2,785
普 通 預 金	12,923,344	7,598,219	5,325,125
定 期 預 金	5,000,000	5,000,000	0
仮 払 金	483,442	483,442	0
流動資産合計	18,430,770	13,108,430	5,322,340
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退 職 給 付 引 当 預 金	1,632,824	2,034,824	△ 402,000
特定資産合計	1,632,824	2,034,824	△ 402,000
固定資産合計	1,632,824	2,034,824	△ 402,000
資産合計	20,063,594	15,143,254	4,920,340
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	0	134,400	△ 134,400
仮 受 金	124,411	92,932	31,479
流動負債合計	124,411	227,332	△ 102,921
2. 固定負債			
退 職 給 付 引 当 金	1,632,824	2,034,824	△ 402,000
固定負債合計	1,632,824	2,034,824	△ 402,000
負債合計	1,757,235	2,262,156	△ 504,921
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	18,306,359	12,881,098	5,425,261
正味財産合計	18,306,359	12,881,098	5,425,261
負債及び正味財産合計	20,063,594	15,143,254	4,920,340

平成18年度 正味財産増減計算書

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
会 費 収 入	[54,817,000]	[42,889,500]	[11,927,500]
会 員 会 費 収 入	(54,817,000)	(42,889,500)	(11,927,500)
正 会 員 会 費 収 入	28,040,000	15,345,000	12,695,000
正 事 業 所 会 費 収 入	1,600,000	1,520,000	80,000
賛 助 会 費 収 入	20,707,000	20,574,500	132,500
団 体 賛 助 会 費 入	4,350,000	5,450,000	△ 1,100,000
加 入 金 収 入	120,000	0	120,000
事 業 収 入	[0]	[470,000]	[△ 470,000]
事 業 収 入	(0)	(470,000)	(△ 470,000)
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	0	470,000	△ 470,000
雑 収 入	[205,505]	[272,779]	[△ 67,274]
雑 収 入	(205,505)	(272,779)	(△ 67,274)
受 取 利 息	23,105	1,659	21,446
業 務 受 託 料	120,000	120,000	0
雑 収 入	62,400	151,120	△ 88,720
経常収益計	55,022,505	43,632,279	11,390,226
(2) 経常費用			
事 業 費	[26,812,666]	[19,162,366]	[7,650,300]
調 査 研 究 費	(17,667,372)	(12,059,294)	(5,608,078)
調 査 研 究 費	17,667,372	12,059,294	5,608,078
教 育 研 修 事 業 費	(4,098,420)	(2,142,355)	(1,956,065)
人 材 育 成 事 業 費	3,491,218	1,699,571	1,791,647
情 報 シ ス テ ム 研 修 会	607,202	442,784	164,418
知 識 啓 発 事 業 費	(5,046,874)	(4,960,717)	(86,157)
啓 発 事 業 費	3,913,524	3,811,617	101,907
宣 伝 事 業 費	1,133,350	1,149,100	△ 15,750
管 理 費	[22,784,578]	[23,586,526]	[△ 801,948]
人 件 費	(14,226,731)	(13,813,867)	(412,864)
役 員 報 酬	9,510,000	9,510,000	0
職 員 給 料 手 当	3,720,000	3,705,000	15,000
福 利 厚 生 費	498,731	598,867	△ 100,136
退 職 給 付 費	498,000	0	498,000
会 議 費	(985,656)	(1,021,226)	(△ 35,570)
会 議 費	985,656	1,021,226	△ 35,570
事 務 諸 費	(7,572,191)	(8,751,433)	(△ 1,179,242)
旅 費 交 通 費	592,810	604,190	△ 11,380
通 信 運 搬 費	609,372	515,738	93,634
消 耗 品 費	1,293,973	1,556,770	△ 262,797
光 熱 水 料 費	152,857	153,996	△ 1,139
賃 借 料 費	4,680,144	4,680,144	0
雑 費	104,435	100,155	4,280
交 際 費	134,600	1,136,440	△ 1,001,840
租 税 公 課	4,000	4,000	0
積 立 金	[0]	[497,000]	[△ 497,000]
積 立 金	(0)	(497,000)	(△ 497,000)
退 職 金 引 当 積 立 金	0	497,000	△ 497,000
経常費用計	49,597,244	43,245,892	6,351,352
当期経常増減額	5,425,261	386,387	5,038,874
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			

科 目	当年度	前年度	増 減
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,425,261	386,387	5,038,874
一般正味財産期首残高	12,881,098	12,494,711	386,387
一般正味財産期末残高	18,306,359	12,881,098	5,425,261
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	18,306,359	12,881,098	5,425,261

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

当期から「公益法人会計基準」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合せ平成16年10月14日）を採用している。

①引当金の計上基準

退職給与引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

②消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当預金	2,034,824		-402,000	1,632,824

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に関する 対応額)
特定資産 退職給付引当預金	1,632,824		1,632,824	1,632,824

平成19年4月12日監査

監査印		
		

専務理事	係
	

平成18年度 財産目録

平成19年 3月31日現在

一般会計

(単位：円)

科 目		金 額		
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金		17,947,328		
現金手許有高		23,984		
普 通 預 金		12,923,344		
みずほ日本橋		3,361,325		
三井住友東京中央		7,422,872		
三菱東京UFJ日本橋		1,987,325		
三菱東京UFJ室町		151,822		
定 期 預 金		5,000,000		
三菱東京UFJ日本橋		5,000,000		
仮 払 金		483,442		
流動資産合計			18,430,770	
2. 固定資産				
(2) 特定資産				
退職給付引当預金		1,632,824		
みずほ銀行普通		1,632,824		
特定資産合計		1,632,824		
固定資産合計			1,632,824	
資産合計				20,063,594
II 負債の部				
1. 流動負債				
仮 受 金		124,411		
流動負債合計			124,411	
2. 固定負債				
退職給付引当金		1,632,824		
固定負債合計			1,632,824	
負債合計				1,757,235
正味財産				18,306,359

監査報告書

平成18年度社団法人日本加工食品卸協会の業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、監査の結果、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。

平成19年4月12日

監 事 株式会社ヤグチ
代表取締役会長 萩原 弥重 

監 事 株式会社日本アクセス
取締役副社長 牧 明夫 

監 事 味の素株式会社
常務執行役員 横山 敬一 

平成19年度事業計画（案）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

社団法人 日本加工食品卸協会

我々食品卸売業界は、少子高齢化社会の顕在化と人口の減少から、市場規模そのものが縮小する構造的な大転換期を迎え、また、川上、川下の双方からのコスト圧力により全てのしわ寄せが卸売業におよび、経営環境は、現状極限状態にあると認識する。さらに本年は流通関連の法的制度の変更や景気回復による人件費や金利等のコストの上昇要因が予測されている。かかる状態において当協会が果たすべき役割は、志向すべき方向性を明確にした経営改善に向けての環境作りと会員の団結の醸成が優先すべきものとする。したがって、平成19年度の事業活動はつぎの如く計画する。

1. 調査研究事業

- （1）新流通における機能とコストを反映した新たな価格形成を考え、制度的訴求と流通基盤の再整備の研究。
- （2）取引慣行の実態調査に基づくあるべき公正競争と公正取引の明確化。
- （3）消費税引き上げの問題と食品産業界の今後について調査と研究。
- （4）行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した日食協の法人格の研究。

2. 普及啓発・研修・実践事業

- （1）環境関連法への対応と実践、平成11年3月作成の「加工食品卸売業の環境自主行動計画」の見直し。
- （2）業界インフラ整備のためのロジスティクスと情報システムの普及啓発。
- （3）食品卸売業界として食育に関する普及啓発実践。

3. 本部活動

- （1）本部業務活動の効率化と各W・G、委員会活動の効果的運営。
- （2）賛助会員及び各支部会員との情報共有化と支部活動への活性化支援。

以 上

平成19年度実施計画(案)

概 要

平成19年度は、事業計画(案)に基づき主要な組織活動として次の事業を実施する。

1) 政策委員会

- ・「食品取引改善協議会」と「新価格体系再構築委員会」の活動を通して

- ①新流通における価格制度の再構築の推進
- ②機能対価要求による不適正取引条件の改善活動

2) 執行運営委員会

- ・行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した日食協の法人格の研究

3) ワーキング・グループ活動と主要研究会の活動テーマ

①食育に関するW・G

- ・「食育ハンドブック」の普及啓発活動

②公正取引問題対応W・G

- ・公正取引に向けて卸売業の構築すべき小売業向けの取引制度の研究
(取引条件・物流、納品条件・情報システム条件・営業要件等)

③消費税問題対応W・G

- ・消費税に対する協会の基本スタンスの継続的確認と食品業界との意見交流

④環境問題対応W・G

- ・「改正省エネ法」への実践的対応を通して「加工食品卸売業の環境自主行動計画」を見直して新行動計画の作成
- ・「改正食品リサイクル法」施行への対応として協会作成の対応ガイドラインの改修
- ・「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理」のガイドブックに電子マニフェストを追加改修

⑤情報システム研究会及びEDI W・G

- ・卸のEDP費用の比較実態調査
- ・流通ビジネスメッセージ標準化等情報インフラの研究

⑥物流問題研究会

- ・物流インフラの整備推進
- ・卸・メーカー間統一伝票の普及

以 上

平成19年度 収支予算 (案)

(自平成19年4月1日～至平成20年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会
(単位: 円)

科 目	平成19年度 予算額(A)	平成18年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①会費収入	54,635,000	55,243,000	▲608,000	
会費収入	54,635,000	55,243,000	▲608,000	
正会員会費	28,905,000	28,730,000	175,000	
事業所会員会費	1,600,000	1,520,000	80,000	
賛助会員会費	20,780,000	20,643,000	137,000	
団体賛助会員会費	3,350,000	4,350,000	▲1,000,000	
加入金	0	0	0	
②事業収入	0	400,000	▲400,000	
事業収入	0	400,000	▲400,000	
情報システム研修会	0	400,000	▲400,000	
③雑収入	102,000	181,000	▲79,000	
雑収入	102,000	181,000	▲79,000	
受取利息	22,000	1,000	21,000	
業務受託料	0	120,000	▲120,000	
雑収入	80,000	60,000	20,000	
事業活動収入 計	54,737,000	55,824,000	▲1,087,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出	28,444,000	28,290,000	154,000	
調査研究事業費	18,692,000	17,950,000	742,000	
調査研究費	18,692,000	17,950,000	742,000	
教育研修事業費	4,326,000	4,500,000	▲174,000	
人材育成事業費	3,710,000	4,100,000	▲390,000	
情報システム研修会	616,000	400,000	216,000	
知識啓発事業費	5,426,000	5,840,000	▲414,000	
啓発事業費	4,292,000	4,690,000	▲398,000	
宣伝事業費	1,134,000	1,150,000	▲16,000	
②管理費支出	23,180,000	24,109,000	▲929,000	
人件費	13,845,000	13,815,000	30,000	
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
職員給料手当	3,735,000	3,705,000	30,000	
福利厚生費	600,000	600,000	0	
退職給付費用	0	0	0	新設
会議費	1,200,000	1,500,000	▲300,000	
会議費	1,200,000	1,500,000	▲300,000	
事務諸費	8,135,000	8,794,000	▲659,000	
旅費交通費	909,000	1,000,000	▲91,000	
通信運搬費	680,000	500,000	180,000	
消耗品費	1,440,000	1,373,000	67,000	
光熱水料費	160,000	160,000	0	
賃借料	4,690,000	5,281,000	▲591,000	
備品費	0	200,000	▲200,000	
雑費	116,000	120,000	▲4,000	
交際費	130,000	150,000	▲20,000	
租税公課	10,000	10,000	0	
事業活動支出 計	51,624,000	52,399,000	▲775,000	
事業活動収支差額	3,113,000	3,425,000	▲312,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	新設
投資活動収入 計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
①特定資産取得支出	249,000	498,000	▲249,000	
退職給与積立資産取得	249,000	498,000	▲249,000	新設
投資活動支出 計	249,000	498,000	▲249,000	
投資活動収支差額	▲249,000	▲498,000	249,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	新設
2. 財務活動支出	0	0	0	新設
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	2,500,000	▲1,500,000	
当期収支差額	1,864,000	427,000	1,437,000	
前期繰越収支差額	18,306,359	12,881,098	5,425,261	
次期繰越収支差額	20,170,359	13,308,098	6,862,261	

新年度事業活動



理事会運営内容を確認



－4月19日 正副長会議－

4月19日(木)午前10時30分より定例の正副会長会議が開催された。当日開催の理事会運営次第の内容確認が主な議題であるが、特に今回は協会が注力して取り組んでいる経営環境改善に関する件についての現状確認と意見交換を行った。また公益法人の新会計基準適用への財務諸表の確認や公益法人制度改革への対応等についても話し合われた。



平成18年度の事業総括と平成19年度の事業内容を審議



－4月19日 理事会－

4月19日(木)11時30分よりアーバンネットビルレベル21東京會館において定例の理事会が開催された。今回は2名の欠席があったが代理出席も含めて24名の理事が出席し、5月24日開催される定時総会に向けて平成18年度の事業総括と平成19年度の事業計画案について審議した。また今回は公正取引委員会企業取引課保住課長にご来臨いただき「大規模小売業告示」の実態調査と取引慣行の是正についてのご講演をいただいた。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。



理事会会場

議案	第1号議案	平成18年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成18年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件

- 第5号議案 平成19年度事業計画案に関する件
- 第6号議案 平成19年度収支予算案に関する件
- 第7号議案 役員改選に関する件
- 第8号議案 定時総会の開催に関する件
- 第9号議案 その他

(公正取引委員会からの取引慣行についての説明)

出欠状況 理事総数 26名中 出席理事 24名 委任状2名 計26名
 監事総数 3名中 出席監事 3名 計 3名

来賓出席 農林水産省総合食料局流通課 課長 今井 良伸 様
 商業調整官 長町 雅美 様
 係長 平野 靖幸 様
 公正取引委員会経済取引局取引部
 企業取引課長 保住 正保 様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。
 来賓の紹介後、冒頭國分勲兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

國分会長挨拶

本日はご多忙の中また遠方からも、ご出席を頂きまして有難うございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中を総合食料局流通課の今井課長様始め幹部の方、また本日は後程ご講演をいただきます公正取引委員会経済取引局企業取引課の保住課長様にもご来臨を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

本日ご出席の皆様方には、平素から当協会の活動につきまして、格段のご指導、ご協力を賜っておりますことを重ねて厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、当業界であります、景気は緩やかな安定成長の軌道を維持し、出遅れていた個人消費も雇用・賃金の増加に支えられ持ち直しの兆しがあるといわれておりますが、我々の業界には依然その実感が乏しく厳しい経営環境が続いている状況かと思えます。

特に、原油の高騰やエネルギー資源の多様化によって原料・資材が上昇する中、川上インフレ・川下デフレが急速に進行し小売業の店舗間競争の激化と相俟って我々卸売業界は収益不振に直面している実情にあると考えております。

加えて少子高齢化社会の顕在化による市場構造の変化や小売業の専用センター装備率の拡大に伴うセンターファイ負担の増加等環境変化も著しく、まさに食品流通業界は難局にあるといわざるを得ません。

このような背景の中で、協会活動としては昨年、期の途中ではありましたが経営環境改善の



挨拶される國分会長

ための組織を新たに作り、現状打開の活動を開始をいたしております。今期も4月から平成19年度の活動に入っておりますが、日食協設立30周年の節目にあたりますので、この新組織を中心に流通基盤の再整備に取り組み、制度的訴求を強めて難局に立ち向かっていく考えでございます。

5月24日には総会の開催を予定いたしております。つきましては、これにさきがけまして、本日は当日の報告内容についてご審議頂きたくご参集を願ったものでありますので、充分なるご審議をお願いするものであります。

また、本年度は役員の改選時期ではないのですが、会社のご都合で一部変わらなくてはならない方もいらっしゃると思いますので、これにつきましても後程よろしくご審議をお願いします。

甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

次いで来賓を代表して今井流通課長が次の如く、ご挨拶された。

ご紹介頂きました流通課の今井でございます。よろしくお願い致します。

ご参集の理事の皆様方におかれましては、日頃から消費者ニーズを意識し、加工食品を中心とする食品の安定供給を通じて、国民生活に重要な役割を果たしていただいているところであり、皆様方のご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。



挨拶される今井流通課長

農林水産省では、最近、バイオエタノール原料需要の増大、途上国の経済成長など、食料をめぐる世界情勢に変化の兆しが見られる中で、食料をめぐる状況や世界の食料需給の見通しなどについて、客観的に把握・分析するため、本年3月に国際食料問題研究会を設置しました。

また、昨年、作成しました食料供給コスト削減アクションプランについては、実施状況を検証しつつ、着実に実施するとともに、その取り組みを一層加速化することとしております。

日頃より各取り組みを実際に推進していただいている業界の皆様方の取り組みを応援して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。また、4月12日に食品流通構造改善促進法に基づく基本方針が公表されたところです。今回の基本方針では、農林水産省として取り組むことを明確化するとともに、付属する工程表に基づいて、関係施策を工程管理し、着実な推進を図っていくこととしております。基本方針は、現在、農林水産省ホームページのサイトにも掲載されておりますので、ご閲覧いただければと思います。

今回の基本方針の策定に当たって、支援策の一つである緊急対策事業の手続きを簡素化するなどの見直しを行っております。現在、貴協会の会員の皆様には、あまりご活用いただけていないようですが、事業の拡充などの折りに、この事業の活用も是非、選択肢に加えて頂ければと思っております。

最後に、貴協会におかれましては、國分会長を中心として一致団結され、業界発展に奮闘されますことをご期待申し上げ、また、本日ご参集の皆様方の益々のご発展とのご健勝を心からお祈りしまして、私の挨拶とさせていただきます。

続いて、事務局は第9号議案その他にある取引慣行について、公正取引委員会経済取引局取

引部企業取引課長保住正保様より、「大規模小売業者との取引に関する実態調査報告書」の概要説明と今後の対応方針について講演を頂いた。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款 27 条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、水足眞一理事と菱田州男理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第 1 号議案 平成18年度事業報告に関する件

第 2 号議案 平成18年度収支決算報告に関する件

議長より、第 1 号議案と第 2 号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)」及び冊子「改正省エネ法」への対応ガイドラインの運用ルール、価格制度の再構築への提言、食育と食品選択のためのハンドブック、他の資料の確認の後、概略と各資料のポイントについて、次のごとく報告をした。

- ①概要として、概況、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動。
- ②総務関係として、業務監査（年 2 回）、正副会長会議（年 2 回）、理事会（年 4 回）、定時総会（年 1 回）。
- ③本部事業活動として、政策委員会・執行運営委員会・賛助会員幹事店会・新価格体系再構築委員会・賛助会員幹事店会と新価格体系再構築委員会との合同会議。
- ④ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、消費税対応W・G、EDIW・G、食育に関するW・G。
- ⑤研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会、商品開発研究会、法務研究会、労務管理研究会、ネットワーク検討会。
- ⑥受託事業として、SKDBCの事務局業務。
- ⑦支部活動として、（北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄）。
- ⑧平成18年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）。

議長はここで監事に監査報告を求め、牧明夫監事は「去る 4 月 12 日に監事 3 名（萩原弥重監事、横山敬一監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第 3 号議案の説明を事務局に求めた。

第 3 号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成18年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第 4 号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成18年度に会費額の改定が行われたので、前年と同額並びに例年通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第5号議案 平成19年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成19年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成19年度事業計画案について、中島政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び計画実行についての説明がなされた。

平成19年度の事業計画案についてご説明申し上げます。

食品流通を巡る環境は時代の大きな転換期の中で事業計画案に記載の通り誠に厳しいものがあります。中でも本来製・配・販三層の共生を前提とするべく、取引制度は最早形骸化し、卸経営の根幹を揺るがす事態に立ち至っていると考えます。斯かる状況下、日食協は歴史的使命として食品流通に於ける卸の存在価値を守るため、新しい取引制度や価格制度或いは環境に関する問題を積極的に提案し、次ぎの世代が安心して働ける業界環境づくりに、会員企業の団結のもとに推進していきたい所存であります。

いい業界をつくりその中で各企業が健全な経営ができるよう、一企業ではできない、解決できないテーマを優先的に厳選して皆様方と具体的対応策を検討してまいります。

調査研究事業や普及啓発実践事業の計画案に基づき、具体的組織活動をおこなう実施計画案をお手元の資料のようにまとめました。

政策委員会としては「食品取引改善協議会」「新価格体系再構築委員会」の組織活動を通して、①新流通における価格制度の再構築の推進②機能対価要求による不適正取引条件の改善活動に取り組んで具体的成果を上げ、これからの時代に耐えうる制度を確立して参りたいと考えています。これが最大のテーマとなります。

執行運営委員会では、行政改革推進法に基づく法人制度改革に対応した日食協の法人格の研究を行います。平成20年12月から適用される公益法人制度改革は、内閣府の公益法人に関する公益認定等策定委員会でこの夏までに公益性の基準などを盛り込んだ政省令やガイドラインを作成する予定になっておりますので、そうした動きを見ながら検討してまいります。具体的法人格の移行は、平成20年12月から5年間の間に行うことになっています。

主なワーキンググループ活動と研究会の活動テーマとしては、

- ①公正取引問題対応W・Gは公正取引に向けて卸売業の構築すべき小売業向けの取引制度を研究し、卸の主体性のある取引制度を具体化します。
- ②環境問題対応W・Gは、「改正省エネ法」への具体的対応が始まりますので、この実践的取り組みを通して「平成11年に作成した加工食品卸売業の環境自主行動計画」を見直し新たな行動計画を提案します。
- ③情報システム研究会では、研究会テーマとして卸のEDP費用の実態調査と流通ビジネスメッセージ標準化等の情報について研究し情報の開示をおこないます。

以上でございますが、いずれにいたしましてもこれ等の活動につきましては卸業界の強い結束力と取引基本姿勢の確立が前提になりますので、ここにご出席の理事の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

第6号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 一部役員改選に関する件

議長より、今年度は役員の改選期ではないが、会社の都合により牧監事から辞任の申出があり、理事会案として

後任監事として現理事の廣屋国分(株)濱口吉右衛門氏

新任理事として日本酒類販売(株)松川隆志氏

をご推挙したいとの考えが示された。その上で、承認いただければ定時総会に上程する事の是非について諮ったが、異議なく承認された。

第8号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成19年5月24日（木）14時よりレベル21東京會館にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第9号議案 その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。

続いて、その他について事務局に求めた。

事務局は次回の理事会開催予定は、5月24日（木）定時総会の直前、12時30分より理事会を開催することを案内した。

議長より、従来同様ご協力をお願いしたいとの発言と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時30分閉会となった。

以 上

政策委員会開催

－ 4 月 9 日 －

平成19年度第1回目の政策委員会を4月9日（月）午後3時より当協会会議室にて開催し、4月19日（木）に開催される理事会に向けての議案内容について検討した。

議題内容は以下の如くであった。

- ①平成19年度事業計画（案）及び事業実施計画（案）について
- ②平成19年度予算案について
- ③「価格制度の再構築への提言」に関するメーカーアンケート調査の結果について
- ④5月10日開催予定の賛助会員幹事店会について
- ⑤販促金請求データの摘要コード項目について
- ⑥SKDBCの通常総会開催の内容について
- ⑦その他

商品開発研究会 平成19年度事業計画案を検討

－ 4 月 25 日 商品開発研究会幹事店会 －

4月25日（水）商品開発研究会の幹事店4社の方にご集合いただき、今年度の事業計画案について検討を行い、下記のような内容で今年度の事業活動を行う事とした。

- ・ 4 月 商品開発研究会幹事店会開催 事業計画案について打合
- ・ 7 月 研修会「メーカー・卸・小売が展開している食育に関する勉強会」
- ・ 7 月 商品開発研究会 幹事店会
- ・ 9 月 蜜柑缶詰工業組合との情報交換会
- ・ 10月 パインアップル開缶研究会
- ・ 10月 関連団体講師による研修会
- ・ 3 月 商品クレーム調査研究会